茅ヶ崎市文化生涯学習プラン

平成24（2012）年3月

茅ヶ崎市

表紙の書道作品
神奈川県立茅ケ崎西浜高等学校
書道部　桐山 直樹 さん

はじめに

現代は、市民の皆さまがそれぞれの生きがいを持つことが強く求められる時代です。日本国内での高齢化が急速に進む中で、社会の成熟化は今後ますます進んでいくことが確実視されています。退職後の生活だけでなく、次世代や子育て世代等をはじめとした様々な市民の新たな社会参加へのきっかけづくりのため、人生を充実したものにしていくために、学ぶ機会を求める市民が増加することには疑いがありません。そのため、都市政策や行政の施策を展開するにあたって、文化政策を充実していくことが必要です。

一方で、茅ヶ崎の文化の担い手は市民です。伝統文化を守り、新たな文化を創造することは、市民の学びのひとつでもあり、生涯学習の一環であると言えます。文化と生涯学習は密接な関連を持っており、それぞれを別々に語ることが適切ではなくなってきています。

そのため、このたび、茅ヶ崎市では文化に関するプランと生涯学習に関するプランを統合し、新たに「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン」を策定いたしました。このプランでは、文化資源を活用した生涯学習の場を提供すること、また生涯学習の場を通じて新たな文化の創造を支援し、文化と生涯学習における「きっかけづくりから成果の還元までのサイクル」を創り上げていくことを目指しています。そして、茅ヶ崎市が「みんながまなび未来を創造できるまち」になっていくことを目的としています。

市民の皆さまにとっては、文化資源を活用して学びを深めることを可能にするのと同時に、生涯学習の場を通じ、新たな茅ヶ崎の文化を創造していくことも可能になります。また、市民の皆さまが自ら文化や生涯学習に関して企画・立案し、実行するための場の整備も実施していきます。

市民と行政のパートナーシップの上に、茅ヶ崎における文化の振興や、生涯学習の活性化が進んでいくことを願っています。

最後に、このプランの策定にあたり、ご提言をいただきました茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会の皆さまには、心からお礼申し上げます。

平成24年3月

茅ヶ崎市長　　服部　信明

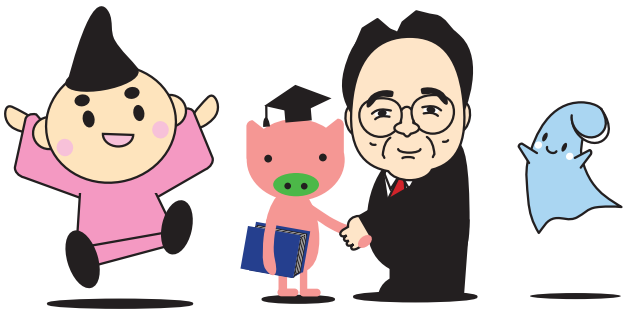

左から
茅ヶ崎市オリジナル広報キャラクター　ちがさ貴族　えぼし麻呂
茅ヶ崎市文化生涯学習課マスコット　まなブゥ
服部信明市長
茅ヶ崎市オリジナル広報キャラクター　波の精霊 ミーナ

目　次

第１章　プラン策定にあたって …… 5
1　プラン策定の趣旨 …… 5
2　国と県における文化生涯学習の現状と課題 …… 10
3　茅ヶ崎市における文化生涯学習の現状と課題 …… 15

第2章　文化生涯学習プランのめざすもの …… 29
1　基本目標 …… 29
2　文化生涯学習プラン体系図 …… 31
3　行動目標及び施策の方向 …… 35
行動目標1　機会の提供 …… 35
行動目標2　人材の育成と活用及び支援 …… 42
行動目標3　拠点機能の整備 …… 47
行動目標4　文化資源の有効活用 …… 52
行動目標5　連携・協働のしくみづくり …… 56
4　評価の考え方と計画指標 …… 61

第3章　重点戦略 …… 67
重点戦略1　「ちがさき学」を中心とした新たなちがさき市民大学（仮称）の構築及び体系化 …… 68
重点戦略2　情報通信技術を用いた茅ヶ崎市文化資源のネットワークづくりの実現 …… 71
重点戦略3　幅広い市民のニーズに対応した文化生涯学習への連携協力体制 …… 74

第4章　文化生涯学習プラン及び施策の推進に向けて …… 79
1　文化生涯学習プランの推進体制 …… 80
2　文化生涯学習プランにおける財団法人茅ヶ崎市文化振興財団の役割 …… 81

資料編 …… 87
資料1　茅ヶ崎市文化生涯学習プラン策定体制 …… 88
資料2　茅ヶ崎市文化生涯学習プラン策定基本方針 …… 89
資料3　茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会規則 …… 99
資料4　茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定について（諮問） …… 101
資料5　茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定について（答申） …… 102
資料6　茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会会議の経過 …… 118
資料7　茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会委員名簿 …… 119
資料8　用語の解説（五十音順） …… 120
資料9　「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン（素案）」についてのパブリックコメント実施結果 …… 124

神奈川県立寒川高等学校
美術部員作品及び活動風景

第１章　プラン策定にあたって

1　プラン策定の趣旨

(1)　プラン策定にあたっての考え方

基本理念

文化生涯学習プランにおける基本理念は、「みんながまなび未来を創造する文化生涯学習のまち　ちがさき」とします。

文化行政と生涯学習推進行政を統合したプラン策定の趣旨及び背景

文化生涯学習プランは、文化行政で取り組むテーマと生涯学習推進行政で取り組むテーマを統合し、新たにひとつのプランとして策定します。これは、次の理由に基づいています。

文化活動と生涯学習活動との関わりは深く、生涯学習活動がそのまま文化の発信や創造につながる一方で、文化活動に携わることは、他の市民の生涯学習活動に貢献していることでもあります。文化活動と生涯学習活動は深い結びつきがあり、ともに分けることのできない活動となっています。

文化は、集団的に共有されることによって形成されます。とはいえ、個人の活動が源泉となって生まれたものであり、人間の創造性が文化創造の原点にあると考えられます。創造には、様々な「知」が蓄積され、交換され、化学反応を起こすことが必要です。すなわち、人々の持続的な学習行動と問題意識に基づく日常的な情報（知識）交換が創造の土台となるのです。

創造性を発揮するためには、学習は基盤となる存在です。したがって、創造的であるためには、人は継続的な学習、すなわち生涯学習を行っていく必要があります。新たな社会を構築するためには文化の創造が求められますが、生涯学習はその基盤を形成する重要な機能となります。地方行政においてこれらを統合的に推進することが、地域の大切な人材である市民のまちづくりへの参加という視点からも、文化行政及び生涯学習推進行政は今後の地域経営にとって最も重要な施策を実施する対象分野となると考えられます。

一方で、多様化する市民ニーズの中で、文化行政・生涯学習推進行政ともに情報発信に関する機能が多く求められています。市民に対して、茅ヶ崎にはどういった文化があるのか、また行政としてどういった生涯学習活動の支援形態があるのか、それらの点についての情報発信が求められています。さらに、文化においては次世代育成の観点からの取り組みも求められています。これまで文化行政と生涯学習推進行政は別々の形で進められてきましたが、いずれも市民主体の推進行政であることから、両者が統合することで、効果的に推進することが可能となるため、文化行政と生涯学習推進行政を統合したプランを策定します。

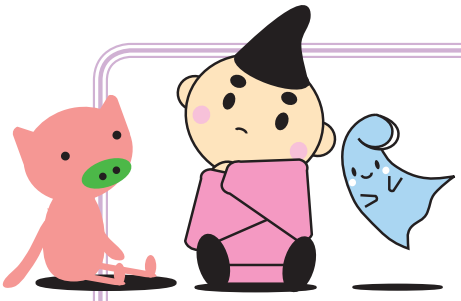

文化ってなんだろう？

「文化」の一般的な定義は、「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果」（広辞苑）です。

平成13（2001）年に施行された文化芸術振興基本法では、文化芸術を「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。」と定義しています。

また、神奈川県文化芸術振興条例においては、芸術及び芸能の例として「文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術」等、生活に関わる文化として「茶道、華道、書道」等を挙げています。また伝統的な文化芸術の例として「先人から受け継がれてきた伝統的な芸能、地域の自然、歴史及び風土によりはぐくまれてきた有形及び無形の文化財その他の伝統的な文化芸術」を挙げています。

本プランにおいて、「文化」は、文化芸術振興基本法及び神奈川県文化芸術振興条例に例示されているものを基本とし、次に掲げる領域を文化振興の対象とします。

			主な例
文化（文化芸術）	芸術・芸能		文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術等
	生活文化		茶道、華道、書道等
	文化財	有形文化財	建築物、都市景観等
		無形文化財	歴史、伝統、祭り、民話等

生涯学習ってなんだろう？

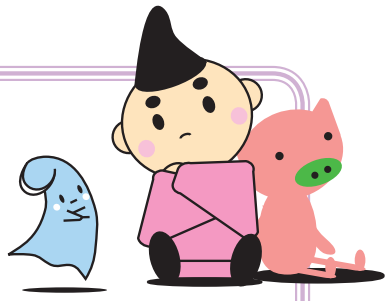

平成18（2006）年に改正された教育基本法においては、生涯学習の理念を「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定しています。

また、平成19（2007）年に策定されたかながわ教育ビジョンにおいては、「社会的・経済的な自立をめざすとともに、生きがいをもちながら、人生を歩んでいくために、学び続けていくこと」がうたわれており、市町村の役割として「身近な地域における教育支援や生涯学習などの場・機会の提供」が求められています。

本プランにおいて、「生涯学習」は、生活の向上や職業上の能力の向上、自己の充実をめざして、各人が自発的意思に基づいて、必要に応じ、自己に適した手段や方法を選びながら、生涯を通じて行う学習を対象とします。

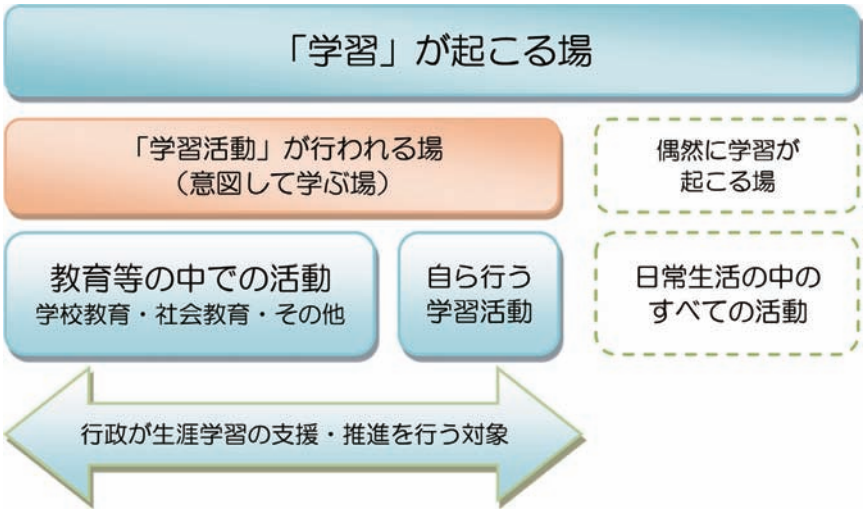

(2) プランの位置づけ

位置づけ

超高齢化が進行し、人口減少局面への転換を目前に控えた状況下において、社会全体の活力や助け合いにより支えられる地域社会を育てていかなければなりません。

こうした社会背景を踏まえつつ、未来に通用する“持続可能な社会構造”への変革を進めていく上でも、一人一人の市民が、あらゆる場面で十分に力を発揮できるよう、生涯学習社会の形成が求められています。

「生涯学習」は、平成23（2011）年度を初年度とする茅ヶ崎市総合計画基本構想において、「共生社会」「環境」「協働」「安全・安心」とともに、政策共通認識（政策・施策に取り組むうえで常に念頭に置くべき事項）に位置づけられました。その中では「生涯学習」の視点を、「人々が生きがいを持ち、いきいきと暮らしていくためには、働くこと、子育て、スポーツ、地域福祉、環境保全活動、まちづくり、地域活性化、行政経営など、生涯を通してさまざまな分野で学び、学習の成果を生かす場があり、関わっていくことが重要」としています。そのため、文化生涯学習プランは、市長部局は勿論、教育委員会との連携・協力を含め、全庁的に文化生涯学習行政に取り組むためのプランとなっています。

また、茅ヶ崎市総合計画基本構想における基本理念の1つとして、「学び合い育ち合うみんなの笑顔がきらめく ひとづくり」の中で、「多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち」を政策目標とし、「まなびを通して、自らが住むまちについて知り、愛着を持ち、未来を創造する力をはぐくむ」を施策目標に掲げました。本プランは、この施策目標を達成するための計画の一つに位置づけられ、また政策目標をリードするプランの1つとなります。

本プランは、これらを踏まえ、今後取り組むべき施策や事業の具体化を図るとともに、他の分野での施策の基本方針との連携を図る計画として位置づけます。茅ヶ崎市総合計画を上位計画とし、茅ヶ崎市教育基本計画や茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画、ちがさき男女共同参画推進プラン、ちがさき情報化プラン等とともに、茅ヶ崎市の文化生涯学習施策を展開するための個別プランとなります（図1　文化生涯学習プランの位置づけ）。

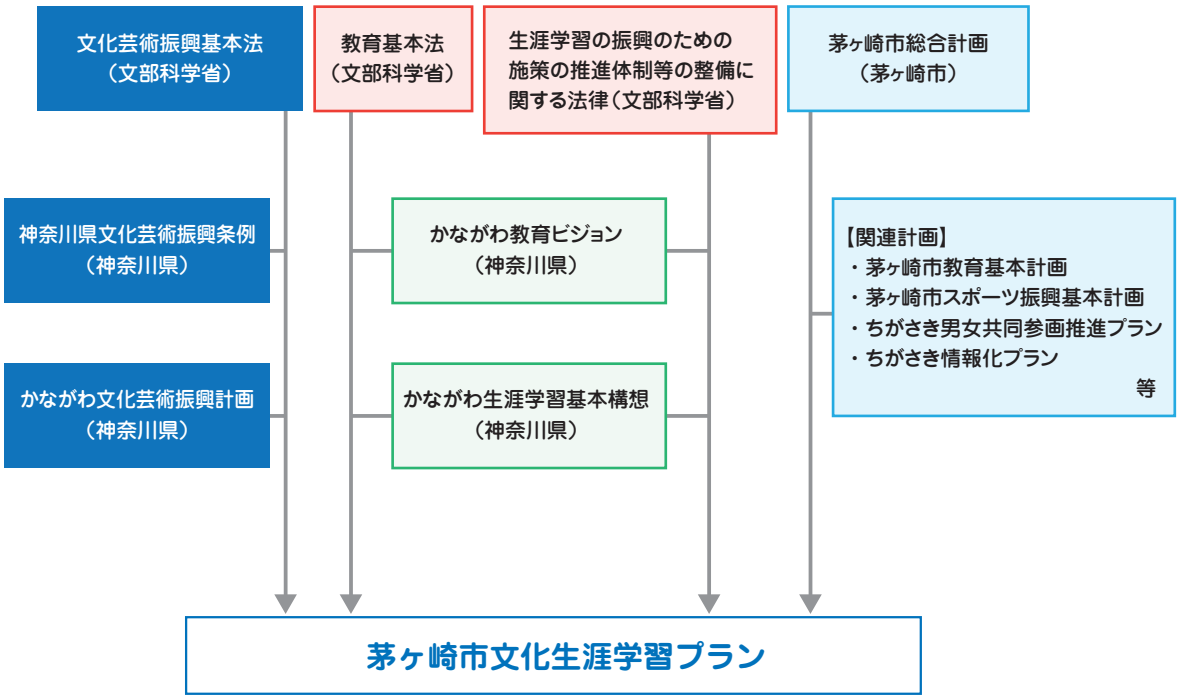

図１　文化生涯学習プランの位置づけ

計画期間と中間評価の実施

文化生涯学習プランの計画期間は、平成24（2012）年度から平成32（2020）年度までの9年間とします。また、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため、茅ヶ崎市総合計画基本構想における中間評価と整合を図りつつ中間評価を実施し、その成果を踏まえ必要に応じて見直しを行うことにより、計画の実効性を確保します（図2 文化生涯学習プランの計画期間と評価の時期）。

図２　文化生涯学習プランの計画期間と評価の時期

2 国と県における文化生涯学習の現状と課題

(1) 文化行政

文化行政に関して、国は「心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的」とする「文化芸術振興基本法」（平成13年12月制定）第4条において、文化芸術振興における地方公共団体の責務が明文化され、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。この点について、茅ヶ崎市は茅ヶ崎市における文化芸術振興に関して、施策の策定及び実施の義務を負っています。

近年の国の取り組みを見ると、平成23（2011）年1月に文化審議会より「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）について」の答申が行われ、成熟する社会の中でどういった文化振興のかたちがあるかという点について、提言がなされ、同年2月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」として閣議決定されています。

この基本方針においては、まず文化芸術に関する危機感が打ち出されています。「国から地方へ」、「官から民へ」の流れが強まる一方で、人口減少社会の到来、地方における過疎化や少子高齢化、都市部における単身世帯の増加などの影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されています。経済情勢や、厳しさを増す地方の財政状況による影響も生まれており、地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感も示されています。

国際的には、グローバル化の進展に伴い、文化芸術による創造的な相互交流が促進される一方、文化的アイデンティティ（自らの文化はこういうものだと知り、認識できること）や文化的多様性をめぐる問題が生じていることが指摘されています。

また、インターネットなどの情報通信技術の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流を活性化させたり、情報の受信・発信を容易にするなど、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらす一方で、人間関係に及ぼす様々な影響や、人々の持つ知的な資源を利用する際の在り方に係る変化が生まれていることも指摘されています。

そういった現状を踏まえ、文化芸術が成熟社会における成長の源泉であること、文化芸術振興には社会への強い波及力があること、また、社会を挙げての文化芸術振興が必要であるという基本的視点から、文化芸術の振興に関する施策が掲げられています。

文化芸術の振興に関する重点施策としては、「文化芸術立国」の実現を目指し①文化芸術活動に対する効果的な支援、②文化芸術を創造し、支える人材の充実、③子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実、④文化芸術の次世代への確実な継承、⑤文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用、⑥文化発信・国際文化交流の充実の6項目を重点戦略として強力に進めるとしています。

神奈川県では、文化芸術振興基本法の制定をうけ、「神奈川県文化芸術振興条例」が平成20年7月に制定されました。同条例第4条に基づいた文化芸術の振興に関する基本的な計画として、平成21（2009）年度から25（2013）年度を計画期間とした「かながわ文化芸術振興計画」が平成21（2009）年3月に策定されています。同計画の市町村に対する取り組みについては、県との情報交換に努め、連携・協力関係を構築するほか、地域における文化芸術活動の支援、伝統芸能や文化財の保存・継承にかかわる取り組みの推進が期待されています。

(2) 生涯学習推進行政

国における生涯学習推進行政では、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（平成2年6月制定）において、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関し、その推進体制の整備その他必要な事項が定められています。

平成16（2004）年の第2期中央教育審議会生涯学習分科会の審議経過の報告「今後の生涯学習の振興方策について」において、「個人の需要と社会の要請のバランス」「人間的価値と職業的知識・技術の調和」「継承と創造」という生涯学習振興方策の基本的方向が提起されました。この報告は平成21（2009）年2月の中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」にも引き継がれ、一部は「教育基本法」（平成18年改正）や「社会教育法」（平成20年改正）に取り入れられています。

平成18年改正の教育基本法では、第3条として生涯学習の理念が新たに加えられました。これにより、学習支援のみならず学習成果の活用支援までを視野に入れた生涯学習政策が求められることとなりました。また、平成21（2009）年2月の中央教育審議会答申では、「知の循環型社会」の構築を目指し、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」及び、「社会全体の教育力の向上」について具体的方策を取りまとめるとともに、国及び地方公共団体の生涯学習・社会教育行政の在り方について提言されました。

「知の循環型社会」とは、まず、国民一人一人の生涯を通じた学習を支援するとともに、学習の成果を家庭教育支援、学校支援や地域課題解決などに生かすことができるように整備することが目指されています。それによって、社会全体の教育力を向上させることができ、そのような学習成果の活用を通して新たな学習需要が生まれるというものです。教育基本法第3条にあるように、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」という理念を実現させることを目的としています。また、それを通して社会全体の活力を持続させることができるとしています。

「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」では、社会の変化による要請に応えるよう、学ぶ意欲を支えることや「生きる力」「人間力」「社会人基礎力」などの能力を身につける学習機会の提供、再チャレンジを可能にする学習相談体制の充実や生涯学習プラットフォーム（人材やITシステム等の運用基盤）の形成、学習成果の活用を促進するための履修証明制度などの活用、多様な教育サービスの評価の在り方や質の保証の仕組みの構築などが提言されました。また、「社会全体の教育力の向上」では身近な地域における家庭教育支援、学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進、社会教育施設などのネットワーク化、高等教育機関と地域との連携などが提言されています。さらに、生涯学習振興行政の固有の領域については、社会教育行政や学校教育行政により実施される施策、さまざま

な首長部局における生涯学習関連施策などを総合的に調和・統合させるための行政としています。

この答申の後、中央教育審議会生涯学習分科会は①学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決、②ライフステージ（人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分）などに応じて求められる学習環境の整備、③学習の質の保証と学習成果の評価・活用といったテーマを通じ、学びを通じた個人の自立及び「絆」の再構築を目指すことなどが審議されることになっています。

ただし、分科会の中では、いくつかの課題も提起されています。

学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決に関しては、地域課題解決に寄与する学習活動をハブ（連結部分）として住民間でのコミュニケーションを活性化し、コミュニティづくりに生かすことが求められ、コーディネーター（文化生涯学習活動に参加したい市民に対して助言し、適切な講座等を紹介する人）の育成及び確保、また多様な主体の連携・ネットワーク化が課題とされています。ライフステージなどに応じて求められる学習環境の整備については、青年期、壮年期を中心としてキャリア形成のための学習や退職者に対する健康、資産・収入の保全、地域社会への参画などに関する学習プログラムの提供などが課題とされています。一方で、からだの不自由な方々やひきこもりがちな方々に対しても、参加しやすい学習環境を充実させるためにNPOなどの民間主体などが新しいアプローチで進めていくことが期待されるようになってきていることが示されています。

学習の質の保証と学習成果の評価・活用においては、学習の質を保証する仕組みの整備や生涯学習社会の構築に向けて学習した成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できるようにすることの整備が課題とされています。学習の質の保証については、ISO（国際標準化機構）が非公式教育・訓練分野の国際標準を平成22（2010）年9月に発行しており、そのような国際的な動向にも対応することが課題とされています。

神奈川県においては、平成4（1992）年に生涯学習審議会が設置され、それ以降さまざまな答申が出されています。平成9（1997）年3月には「かながわ生涯学習推進構想」が策定されました。その後の取り組みとしては、平成19（2007）年8月策定の「かながわ教育ビジョン」において、人づくりの視点における市町村の役割として、身近な地域における教育支援や生涯学習などの場・機会の提供、県との協力の推進、地域との連携を促進するしくみづくりや人材の育成、人づくりを進める環境の整備・充実などを掲げています。

(3) 文化行政と生涯学習推進行政の今後の展望

平成20（2008）年の中央教育審議会答申以降の社会状況の変化（例：本格的な人口減少社会の到来、産業構造・就業構造の変化、グローバル化・情報化などの一層の進展、「新しい公共」宣言のとりまとめなど）は加速度的に進んでいます。その中で、文化の振興、あるいは生涯学習の振興に関する今後の課題などを検討する際にはそれらの変化についても十分留意する必要があるでしょう。少子高齢化が進行する中で国や多くの自治体の財政状況には厳しいものがあり、文化活動及び生涯学習活動関連の予算が今後急拡大することは考えにくく、財政面も踏まえた上で検討することが必要な段階に来ていると言えます。

このような状況の中、文化活動や生涯学習の分野においては、今後は社会の変化に対応できるよう、個人が自立して、また、自らを律し、他と協調しながら、その生涯を切り拓いていく力を身に付けられるようにし、それを地域社会全体の力に結びつけていくための取り組みを充実させていくことが求められています。それとともに、文化行政と生涯学習推進行政を進めていく上で、両者の関係性についての見直しや新たなスタイルの構築も求められています。

そのためには、これまで以上に生涯学習やその支援の全体像に関する実態把握に取り組むことが求められます。同時に、先に紹介した中央教育審議会で示された生涯学習振興方策の3つの基本的方向を考慮し、多様な主体による生涯学習支援のネットワーク化を促進しつつ、今後、重点的に取り組むべき事柄などを明らかにする必要があります。

また、文化行政で行われてきた事業についても、文化資源の保全だけでなく、新しい文化の創造につながる事業を支援していく必要があります。このような形で文化活動・生涯学習活動の振興に向けた検討に取り組むことにより、学びを通じた個人の自立と「絆」の再構築を図り、「知の循環型社会」の構築につなげていくことが期待されます。

3 茅ヶ崎市における文化生涯学習の現状と課題

(1) 茅ヶ崎市における文化の成り立ち

ア 茅ヶ崎のあけぼの

茅ヶ崎の文化のあけぼのは、小出丘陵より始まります。縄文前期の西方貝塚（にしかたかいづか）や縄文後期の堤貝塚などの貝塚には、太古の人々の痕跡が残されています。これらの貝塚の資料からは、縄文人が何を食べ、どの様な道具を使用していたのかが、徐々にですが解明されています。

市域には先土器時代・縄文・弥生から近世にかけて220箇所ほどの遺跡があり、全域に先人の足跡が残されています。発掘された土器の多彩で細やかな紋様は美しいものです。

県立茅ケ崎北陵高校の丘陵南側に大きな記念碑があり、ここには「七堂伽藍跡（しちどうがらんあと）」と記されています。七堂伽藍とは、寺院を構成する主要な7つの建物（塔・金堂・講堂・鐘楼・経堂・僧房・食堂（じきどう））を有する大寺院のことで、この碑周辺一帯は「七堂伽藍跡」と呼ばれ、1トンを超す礎石が出土しています。幾多の調査において、灯明皿（とうみょうざら）や大量の古代の瓦（かわら）が発掘され、その瓦の様式から相模国最古の寺院である可能性が指摘されています。

同校校舎新築等に伴い校庭を発掘したところ、古代の役所である高座郡衙（たかくらぐんが）と推定される遺構（7世紀末～8世紀前半）が発見されました。高座郡は茅ヶ崎から相模原にかけての範囲ですが、その中心がこの地域にあったことが推定されます。郡衙の発見は県内4例目の重要な遺跡です。また、弥生時代の外周を溝で囲う環濠集落（かんごうしゅうらく）も発見され、県内では出土例の少ない鉄製の斧や勾玉（まがたま）の未完成品などがみられます。

イ 中世の茅ヶ崎

文化資料館の門柱に、砥上ヶ原（とがみがはら）（茅ヶ崎から藤沢にかけての地域）で、西行（さいぎょう）が詠んだといわれる「芝まとふ葛のしげみに妻こめて砥上ヶ原に牡鹿鳴くなり」（住む人も疎らで広い原野に雄鹿の声が響いている）の歌が刻まれています。また、「方丈記」を著した鴨長明（かものちょうめい）も「浦近き砥上が原に駒とめて片瀬の川の潮合いを待つ」と、やはりこのあたりを詠んでいます。

市域を旅する人々の記録の中に相模川、懐島（ふところじま）、砥上が原、八松（はちしょう）が原（はら）などの地名が記されており、当時からこれらの地名が使われていたことがわかります。

下町屋に残る国指定の史跡「旧相模川橋脚（きゅうさがみがわきょうきゃく）」は、稲毛三郎重成がその亡妻（北条政子の妹）の供養のために架け、源頼朝が渡（わた）り初（そ）めをしたといわれているものです。亡妻のいる彼岸とこの世を結ぶ架け橋との意味を持っているようで、橋の文化史的側面を考える一例といえます。また、八幡太郎義家ゆかりの鶴嶺八幡社、義経を祀る御霊（ごりょう）神社や弁慶の霊を供養した弁慶塚なども地域の人々によって今日まで守り伝えられてきた貴重な史跡です。

ウ　近世の茅ヶ崎

慶長6（1601）年、徳川家康によって東海道が整備されました。東海道を往来する旅人にとって、沿道の松並木、一里塚、本陣、旅籠、茶屋、寺院、姥島（烏帽子岩）、左不二などの風景が目に入ったことでしょう。

左不二は浮世絵などの題材にもなりました。茶屋町付近から下町屋にかけて東海道はゆっくりと右に曲がって、鳥井戸橋を渡ります。橋より千ノ川の延長線上には雄大な富士山が望まれ、今まで右手にみえていた富士山を左手にみることになります。これが「左不二」と呼ばれ、茅ヶ崎と吉原（静岡）にしかない東海道の名所といわれています。

文人・太田蜀山人は南湖立場の江戸屋（十間坂・重田家）で味わった「鱠」や「松露」の印象を記しています。とくに鱠については、「南湖魚鱠」と題する漢詩をつくり賞賛しています。相模川（馬入川）の項には「水浅くして、砂清し」、「かの鎌倉殿正治元年の事など思い出さる」と記し、中世における「頼朝の渡り初め」も回顧しています。

一方、藤沢の四谷から赤羽根・高田を経て寒川へ延びる大山街道は、阿夫利神社へ向かう大山参りの人々で賑わいました。小出川に架かる大曲橋（古くは間門橋）に伝わる民話の「河童徳利」は江戸時代に既に広まっており、茅ヶ崎の民話の代表ともいえるものです。

小和田の「牡丹餅茶屋」、大山街道の円蔵の「鷺茶屋」、西久保の「富士塚」や「ドンドン塚」などの名物や名所があります。

相模川の河口に位置する柳島湊は対岸の平塚の須賀湊とともに相模川の河川交通と江戸へ至る海上交通を結ぶ重要な要所でした。ここには廻船問屋があり、米・材木・薪炭などの輸送にあたっていました。そのうちの一軒、藤間家の幕末の当主柳庵（善五郎）は、漢学を学び、学芸に秀でて、世相を記す「太平年表録」など歴史の宝庫ともいえる幾多の著作を残しました。ペリーの来航時（1853年）の緊迫した状況や安政の大地震（1855年）の大きな被害などをつぶさに今日に伝えています。

幕末には寺子屋も普及して、庶民の読み書きも進むようになると、普段の生活を楽しむ傍ら俳句や和歌を愛好し、漢籍に通ずる者も少なくありませんでした。当時を彷彿とさせるものとしては、麦打ち唄（南湖）、エンコロ節（柳島）、地形搗き唄（円蔵）、焼米搗き唄（芹沢）などが今に伝わっています。祭囃子（円蔵）、ささら盆唄（芹沢）などの太鼓や笛の音色が夜空に消え入る哀愁を懐かしむ古老も多くいます。

エ　近代の茅ヶ崎（明治）

茅ヶ崎駅の開設が決まった明治29（1896）年には医師の須田経哲が、翌年には九代目市川団十郎が小和田に別荘を構えました。これらに続いて高級官僚や軍人・学者などが別荘を設けるようになりました。また、明治31（1898）年茅ヶ崎駅が開設されると、海水浴や別荘、後述する南湖院などのために多くの人々が当地を訪れるようになりました。

結核療養所の南湖院は、駅開設の翌年高田畊安によって開院されました。林屋や釜成屋などの商店が出入し、また、入院をきっかけに、大井新が駅前に大井写真館を開き、

小山房全が、香川、萩園、十間坂など地元の繭を原料にして製糸工場の純水館を経営するなど、南湖院は市域の発展に深く関わっていました。大井は、数百種類に及ぶ南湖院の絵葉書が作成された際にも関与をしていたようです。

南湖院にゆかりの文人は平塚雷鳥、八木重吉、前田夕暮、吉田千秋、坪田穣治などと多彩です。とりわけ国木田独歩の病状は、新聞に度々報道されたため茅ヶ崎の名を全国に広める端緒となりました。独歩の見舞客は茅ヶ崎館に泊ることが多く、文人仲間による追悼の宴もここで開かれました。

茅ヶ崎館は海浜旅館としても著名で、多くの海水浴客の宿となりました。宿泊客用に記念の絵葉書として作成された「茅ヶ崎八景」（吉岡班嶺画）は市域の代表的風景画の一つといえます。ここでは、世相風刺のオッペケペー節で一世を風靡した川上音二郎や女優第一号といわれる貞奴らが舞台稽古をしたとの記録も残っています。また、戦前から映画監督の小津安二郎ら映画関係者の定宿となり、多くの作品が作られました。

平成21（2009）年、茅ヶ崎館は市内第一号の国登録有形文化財（建造物）に登録されました。

オ　現代の茅ヶ崎（昭和～平成）

現代に入り、画家の萬鉄五郎、小山敬三、三橋兄弟治、書家の水越茅村、井上有一、作家の開高健、城山三郎、作曲家の山田耕筰、俳優の加山雄三、歌手のサザンオールスターズの桑田佳祐など多彩な人材を輩出しています。

「指定文化財」としては、国指定2件、県指定9件、市指定29件の計40件の文化財が指定されています。これらは管理者や地域住民らによって保護され、大切に後世へと伝承されています。

文化活動の拠点としては、茅ヶ崎市民文化会館（以下「文化会館」という。）、茅ヶ崎市美術館（以下「美術館」という。）、市民ギャラリー、図書館、文化資料館、公民館（5館）、青少年会館（2館）、コミュニティセンター（9館）、松籟庵、氷室椿園といった文化施設や社会教育施設の整備が行われてきました。

これらの拠点を中心とした市民による文化活動は、文化会館を中心に開催される市民文化祭をはじめとして、数多く展開されています。

一方で、文化活動の拠点をハード面にとらわれることなく、ソフト面での事業も展開しています。その1つとして、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館」があります。これは市域全域を屋根も柱もない博物館に見立てるもので、文化、歴史、自然、産業、公共施設、人材などいろいろな事項を幅広く選び、市民自らが、調査・研究し、市民の共有財産とする市域再発見事業です。このように、市民との協働の事業が進められつつあります。

カ　祭り・年中行事と茅ヶ崎

市民一人一人に記念日がある様に、茅ヶ崎にも生活の節目の祭りや年中行事があります。

大岡越前祭は、江戸時代の名奉行である大岡越前守忠相の遺徳を偲んで行われる春の祭りです。毎年4月中旬に開催され、初日は堤の大岡家の菩提寺・浄見寺で墓前祭が行われます。法要が営まれ、焼香の煙は終日絶えることがありません。同時に開催される大岡忠相関連の写真展や地場産の野菜などの販売も小出地域の活性化に寄与しています。

そもそも、大岡越前祭は、大正元（1912）年11月忠相に従四位の官位が贈られたことに由来しています。子孫にあたる子爵・大岡忠綱が墓前に贈位の報告を行い、それが契機となって翌年に「贈位祭」が挙行されています。大法要が行われ、講談、地元有志による奉納相撲、花火などで賑わいました。大正3（1914）年には「大岡越前守大祭」と名称を変えて続けられました。その後、大正12（1923）年の第11回まで継続しましたが、9月の関東大震災によって浄見寺が大きな被害を受けたために、翌年から一旦中止となりました。その後、市民有志によって「全市を越前守一色に塗りつぶしたい」との計画が立てられ、昭和31（1956）年4月に復活第一回目の大岡祭が催されました。初日には墓前祭を行い、二日目には大名行列を中心にした行事として盛り上げられました。半世紀を経た今日も大岡越前祭は続き、湘南の一つの風物詩となっています。

なお、浄見寺の大岡家一族墓所は、昭和36（1961）年2月に市内第一号の文化財に指定されました。同様に、浄見寺のオハツキイチョウ、寺林、銅造弁才天坐像も県の天然記念物及び重要文化財に指定されました。

夏の祭り、浜降祭は7月の海の日のまだ明け切らぬ茅ヶ崎西浜海岸を会場として、茅ヶ崎・寒川地域の神輿40基ほどが集まり「どっこい、どっこい」のかけ声とともに砂浜を練り歩き、このうち数基の神輿は海にも入るという勇壮な祭りです。

浜降祭の起源は明らかになっていませんが、天保9（1838）年、相模川で行方不明になった寒川神社の神輿が南湖の漁師・孫七によって発見され、そのお礼参りとして寒川神社の神輿の渡御が始められたとの伝承があります。しかし、浜之郷の記録に、鶴嶺八幡社の例祭で、古くから神輿を茅ヶ崎の海まで奉じて禊ぎを行っていたという記述もあります。これらの両社の由来があいまって、明治時代の初期に今日の祭りの姿が創られたものと考えられます。昭和53（1978）年に「茅ヶ崎海岸浜降祭」は県の無形民俗文化財に指定されました。

その他の地域の祭りとして顕著なものには、1月中旬に地元の神社の境内などで行われる道祖神の火祭り「ドンド焼き」があります。幟を立て、正月のお飾りをたきあげ、三色の繭団子を焼き、無病息災、家内安全、地域の安全などを祈ります。幼児や小学生の参加も多く、後世に伝えられる数少ない祭りの一つといえます。

都市化が進む市域では、農業や漁業に密着した祭りや年中行事が失われることが多くなっています。年中行事は地域の特徴を目の当たりに示してくれる精神的な文化遺産といえるでしょう。

（敬称略）

(2) 文化行政

茅ヶ崎市では、文化振興の基盤整備として、平成8(1996)年に財団法人茅ヶ崎市文化振興財団(以下「茅ヶ崎市文化振興財団」という。)を設立し、文化施設を活用しながら継続的に市民の文化芸術活動を支援する事業を展開しています。

平成9(1997)年には文化を核としたまちづくりを総合的に推進するための指針として「茅ヶ崎市文化トータルプラン」を策定しました。施策の基本要素を人、施設、環境と考え、「茅ヶ崎市の芸術・文化を創造するのは市民である」という文化振興に対する基本理念をもとに施策をとりまとめ、「茅ヶ崎らしい個性あふれる文化のまち」を目指し、以来、文化行政の推進に取り組んできました。

ちがさきレインボーフェスティバル

茅ヶ崎市民文化祭

(3) 生涯学習推進行政

平成9(1997)年に「ちがさき・まなびプラン」(以下「まなびプラン」という。)を策定しました。「共に学び、共に生きるまなびのまち」を実現するために、「いつでも　どこでも　だれでも　なにからでも」学ぶことができ、その成果が適切に活用される学習環境の整備、生涯学習の推進に関する施策を展開してきました。このまなびプランは平成22年度で終了し、生涯学習に関する計画は文化生涯学習プランに引き継がれます。

なお、まなびプランのうち社会教育にかかる部分については、「茅の響きあい教育プラン」(平成22(2010)年度終了)とともに平成23(2011)年3月に策定された「茅ヶ崎市教育基本計画」に引き継がれています。

(4) 茅ヶ崎市における文化活動と生涯学習活動に関する評価と課題

これまでの本市における文化行政では、鑑賞だけではなく市民の参加を通した文化芸術に親しむ環境づくりと、文化の伝承や創造につながる施策を展開してきました。

平成15(2003)年には文化施設及び文化活動の現状分析並びにこれからの茅ヶ崎の文化のあり方について、茅ヶ崎市文化トータルプラン推進協議会において協議され、提言として報告されています。市の文化芸術の拠点である文化会館と美術館の施設利用率も毎年上昇傾向にあり、施策展開に一定の成果があったものと判断できます。

平成21(2009)年度に市民を対象として実施した文化活動に関するアンケート(回答者2,071名)では、「現在、文化芸術活動をしていますか」という設問に対し、「現在活動している」とした回答は17.0%と決して多いとは言えない結果になりました(図3　文化芸術活動をしている割合)。しかし、「現在活動していないが、今後活動してみたい」との回答は37.3%に上っており、今後はこういった市民が文化活動に取り組める環境づくりが必要とされています。

回答者 2,071 名

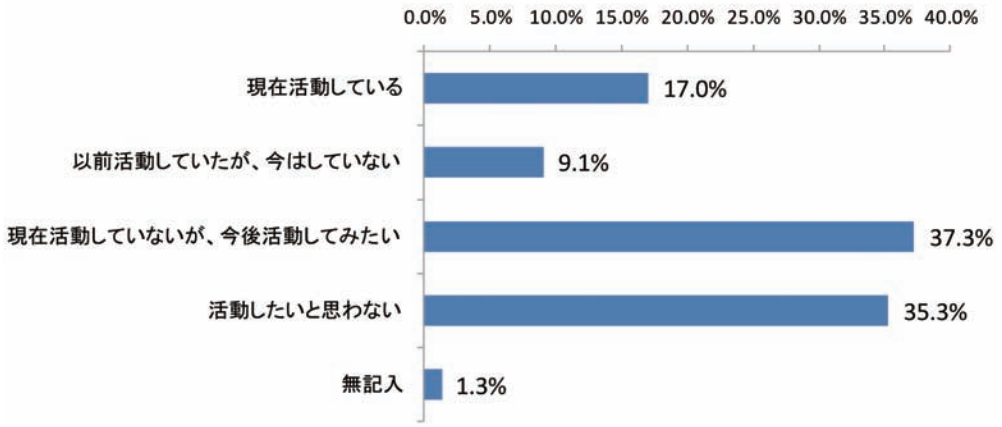

図３　文化芸術活動をしている割合（平成２１（２００９）年度実施文化活動に関するアンケート）

また、「茅ヶ崎市は文化芸術活動がさかんなまちだと思いますか」という設問には、「そう思う」との回答は2.8%、「どちらかというとそう思う」との回答は15.5%にとどまり、合わせても20%に届かない結果となりました(図4　文化芸術活動がさかんだと思うか)。このことは、市民が茅ヶ崎市においてどういった文化芸術活動が行われているか知ることができない環境に置かれている可能性も示唆されます。

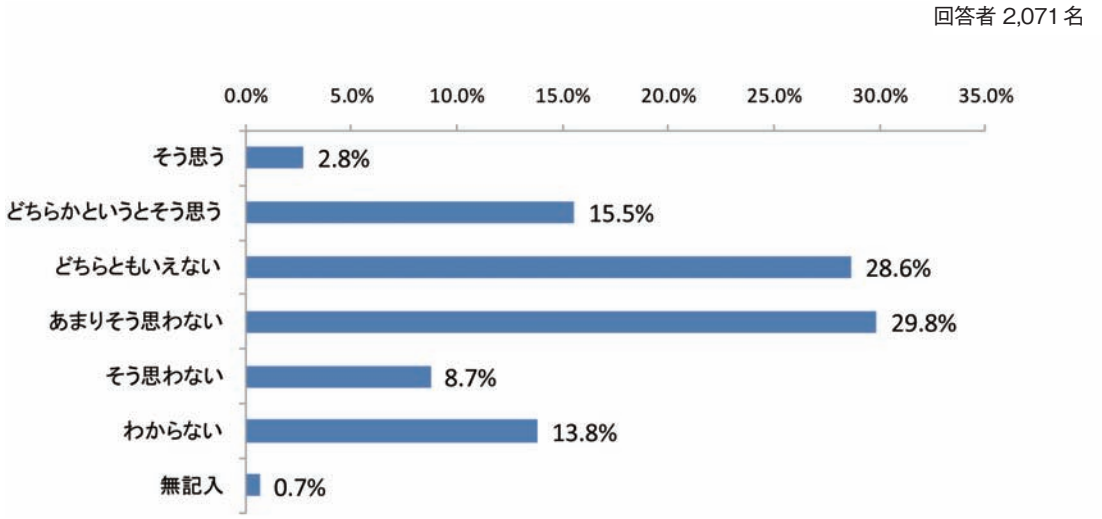

図４　文化芸術活動がさかんだと思うか（平成２１（２００９）年度実施文化活動に関するアンケート）

これらの設問と同様に、文化芸術活動を振興する対象についての設問では、小学生、中学生を文化芸術活動の振興する対象として挙げる回答が最も多くなりました（図5　文化芸術活動を振興する対象）。ここからは、次世代を対象とした文化芸術活動をどのように振興していくかが大きな課題となっていることが示されていると考えられます。

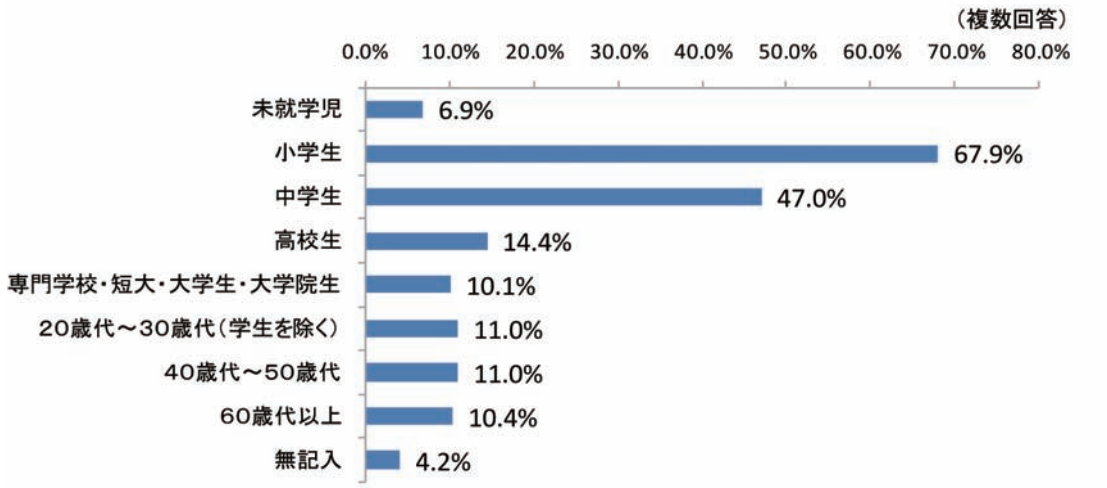

図５　文化芸術活動を振興する対象（平成２１（２００９）年度実施文化活動に関するアンケート）

一方で、平成23（2011）年度に実施した市政モニターアンケート（回答者56名）では、歴史的環境・伝統文化の保全と保護についての満足度は高かったものの、文化活動の総合的展開のための施設整備や文化施設のネットワーク化と情報システム化、自然の保全を配慮した都市の整備といった項目については満足度が高くない結果となり、課題として浮かび上がってきています（図6　文化芸術施策に関する平成23（2011）年度市政モニターアンケートの結果）。

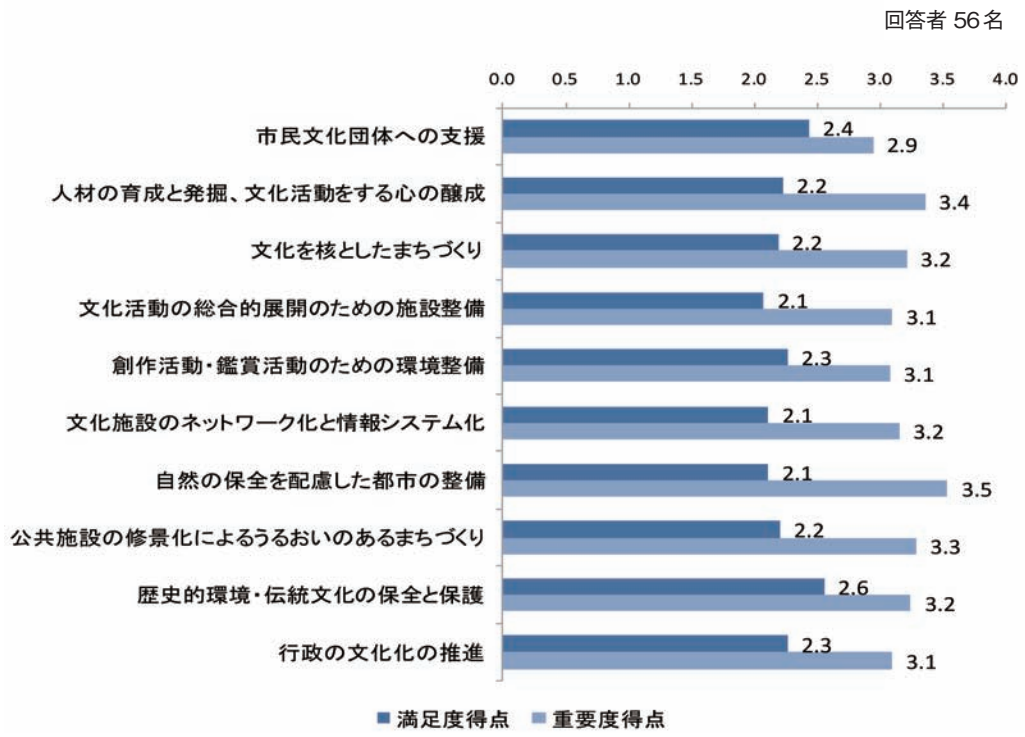

図６　文化芸術施策に関する平成２３（２０１１）年度市政モニターアンケートの結果 ＊

生涯学習推進行政では、茅ヶ崎市生涯学習推進委員会からの提言により、ちがさき市民大学、生涯学習相談コーナー、まなび人材事業、生涯学習情報誌（紙）、企業との連携事業が次々と具現化されてきました。また、講座の開講や情報誌の発行など生涯学習への参加機会の提供に関する施策を市民とともに実施し、一定の成果を上げています。平成20（2008）年度に実施した市政アンケート（回答者1,816名）によると、「この1年ぐらいの間に生涯学習を行いましたか」という質問に対しては、「はい」が36.7%、「いいえ」が57.6%となっており、3分の1強の市民が生涯学習に触れているというデータが示されています（図7　1年間で生涯学習を行ったか）。

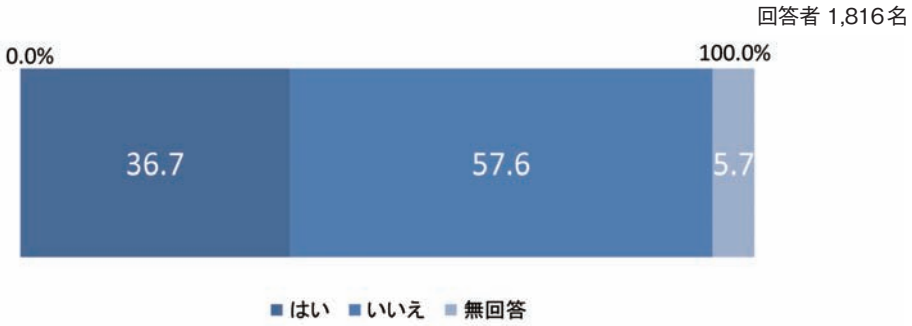

図７　１年間で生涯学習を行ったか（平成２０（２００８）年度市政アンケート）

＊ アンケートは、満足度について「満足・まあ満足・やや不満・不満」、重要度について「重要・まあ重要・あまり重要でない・重要でない」の4択で尋ねています。それぞれ4・3・2・1と点数化し、平均値を取って得点化しています。

一方で、生涯学習をすることに対する障害となるものを尋ねた項目では、「仕事や家事が忙しくて時間がない」「自分の希望に合う内容の講座やイベントがない」「必要な情報が得られない」といった声が挙がっています。また、市への要望としては、「講座、教室、講演会などの充実」「学習施設の充実」「民間企業の施設開放や交流」といった要望が挙がっています（図8　生涯学習をすすめるための課題、図9　生涯学習のための市への要望）。

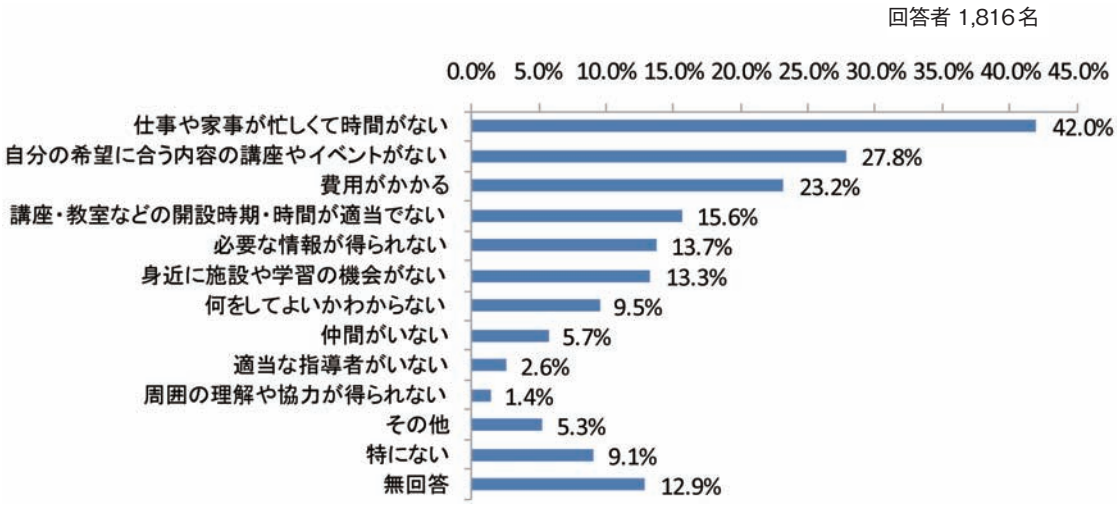

図８　生涯学習をすすめるための課題（平成２０（２００８）年度市政アンケート）

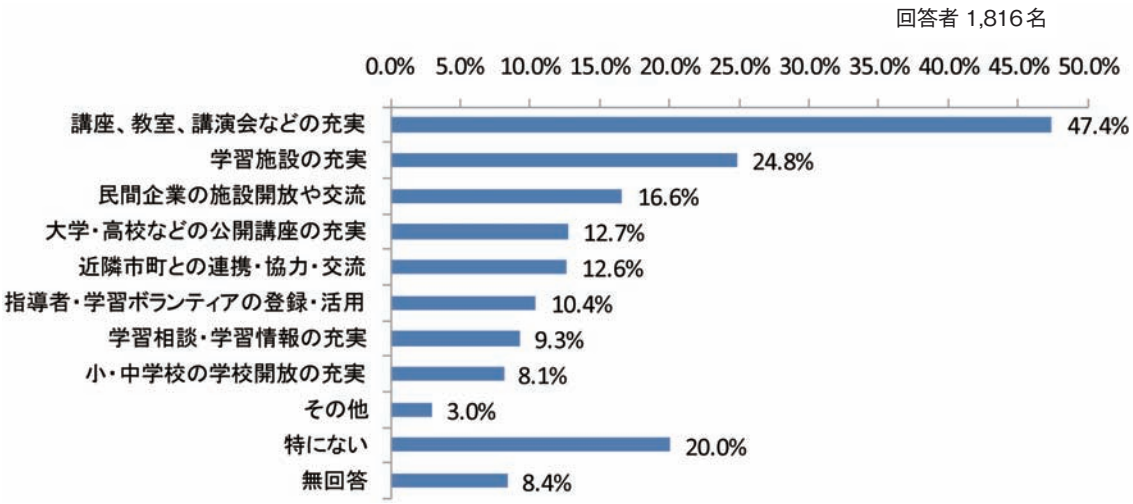

図９　生涯学習のための市への要望（平成２０（２００８）年度市政アンケート）

茅ヶ崎市生涯学習推進委員会においては、平成19（2007）年度に事業実績やアンケートによる市民の声をもとに10年間の事業評価を行いました。以後毎年評価を行う中で、「次世代を育てる世代」に向けた事業の実施、学習情報の提供、相談機能の充実が課題として挙げられています。

平成22（2010）年7月になされた、第7期茅ヶ崎市生涯学習推進委員会の提言の中においても、「次世代をどう育成するか」という点が市の生涯学習推進の観点の1つとして重視されています。さらに、提言では市民の参加を高めることに加え、学習成果の還元を図

ること、世代をこえてお互いにはぐくみ合う関係を築くための工夫が大切であることが指摘されています。

また、平成23（2011）年5月に茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会からの、文化生涯学習プランの策定に関する諮問に対する答申においては、市民が公平に施設を利用することができるように、利用者が適切な負担をしていくことに対する指摘もなされています。

このようにそれぞれのプランに基づいて施策展開を進めてはいたものの、両プランにおいては、時代の変遷とともに、いくつかの課題が生じてきました。策定当時PDCAサイクルといった業務管理の意識は低かったため、最終的な達成目標と基本的な施策の方向の関連が不明確であったこと、定期的にプランの進行をチェックする機能が働いていなかったこと、行政と他組織との連携の役割が不明確であったことです。

そのため、茅ヶ崎市においては、平成19（2007）年度から20（2008）年度にかけて文化行政のあり方について市役所内（以下「庁内」という。）で検討し、文化行政と生涯学習推進行政との関連性を捉え、両者が一体となることによる効率的な行政運営について議論しました。そして、平成22（2010）年度の組織改正では、生涯学習推進行政を教育委員会から市長部局へ移行し、文化行政と生涯学習推進行政を総合的に進めることとしました。

このことによって、効果的・効率的に施策展開が行えるようになるだけでなく、文化の振興と生涯学習の両方が活性化し、文化を振興することが同時に生涯学習の活性化ともなるような施策を実施できるようになっています。3（1）でも触れたように、茅ヶ崎の文化は多くの人々が関わってつくられてきました。くらしの中ではぐくまれ、歴史を積み重ねてきたことにより「茅ヶ崎らしい」独自の文化となってきたと言うことができます。これからも茅ヶ崎らしさを大切にしながら新たに生まれる文化を含め、時代にあった形で後世に残していくことが、本プランの大きな役割にもなっています。

また、本プランの策定にあたっては、現在の課題を把握し、その課題を解決することも考えなければなりません。情報通信技術の発達に伴い、市民の多くがインターネットを気軽に利用することができるようになったにもかかわらず、行政からのインターネットを通じた情報発信は十分であるとは言えません。

また、小・中学校の児童・生徒をはじめとして、次世代に文化に触れてもらう機会の増加を市民が求めていることについては、文化活動アンケートにおいても明らかにされています。

これらの課題を解決するためのプランであることはもちろんですが、それだけではなく、本プランのもとで進められる施策についても十分な検討が必要です。本プランに対応した施策の実施にあたっては、市民への周知・広報に努め、施策の達成状況や市民の参加数や満足度などを通して市民がプランの進行を確認し、意見を言う機会を設けるとともに、明確な目標設定により検証することができる評価システムの構築が求められます。

浜降祭（県指定無形民俗文化財）

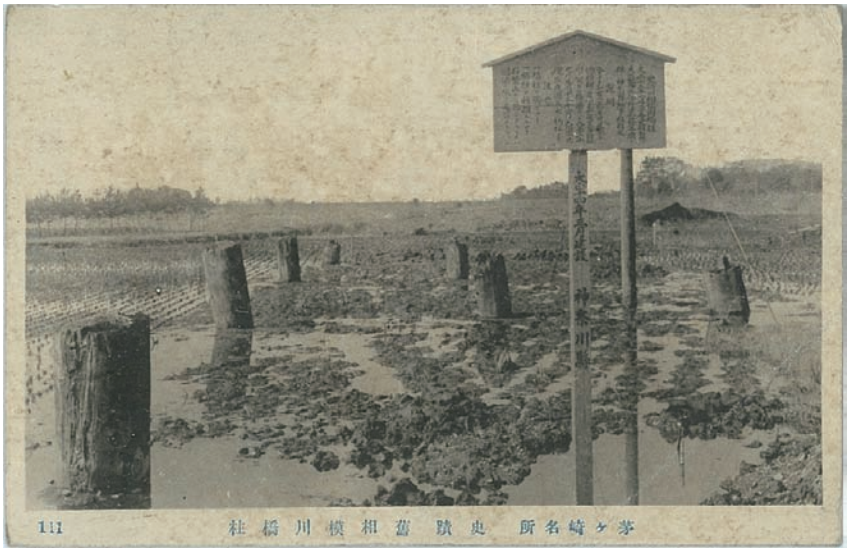

旧相模川橋脚跡（写真提供：中村裕さん・玲子さん）

神奈川県立茅ケ崎高等学校
授業で作成した抽象画

第２章　文化生涯学習プランのめざすもの

1　基本目標

文化生涯学習プランでは、プランの基本理念「みんながまなび未来を創造する文化生涯学習のまち ちがさき」を実現するため、「きっかけづくりから成果の還元までのサイクル」の構築を目指し、うるおいのあるまちをつくります。なお、このサイクルは、だれもが自然に文化に親しみ、学びあう楽しさや喜びを周囲に広げていくことにより、豊かな感性がはぐくまれ、豊かな人材が育ち、豊かな文化創造都市としての土壌が形成される循環を指しています（図10 基本理念「みんながまなび未来を創造する文化生涯学習のまち ちがさき」を実現するイメージ）。

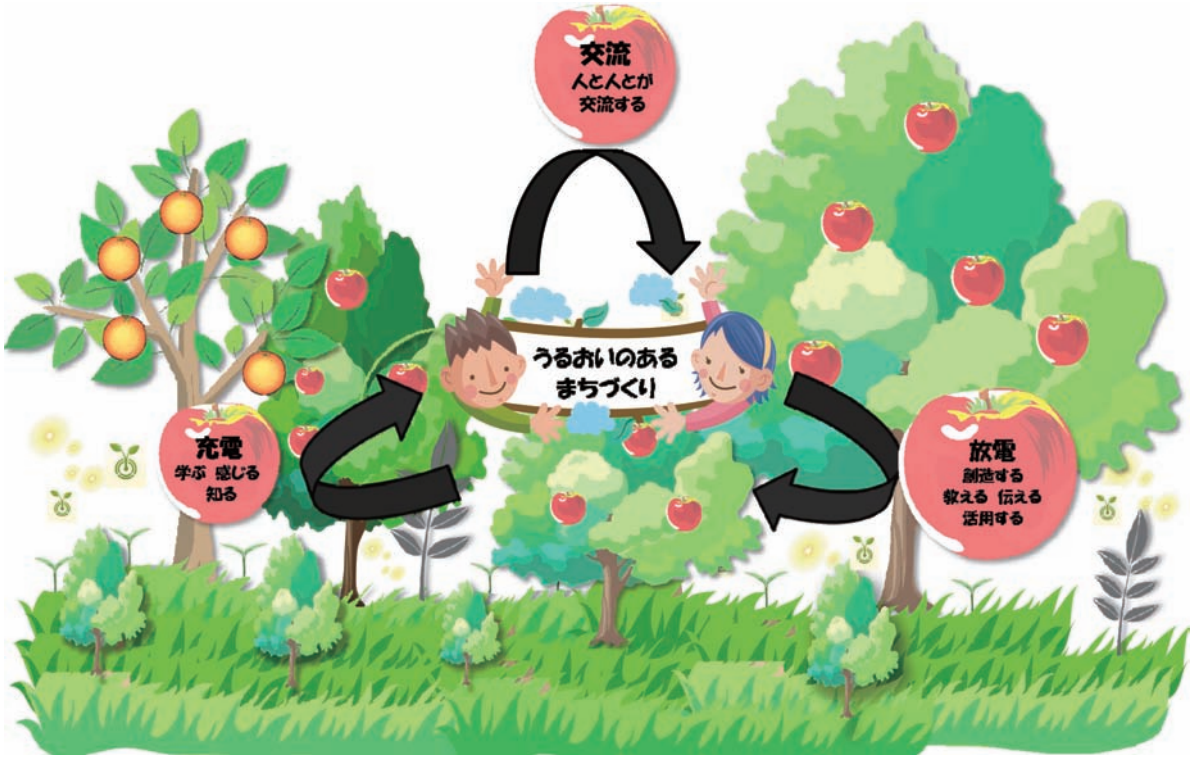

図 10　基本理念「みんながまなび未来を創造する文化生涯学習のまち ちがさき」を実現するイメージ

基本理念の実現に向けて、市民は積極的に文化生涯学習活動に参加することを目指します。また、学校や企業、その他の団体は市民の文化生涯学習活動に一市民として参加するとともに、市民の参加が増えていくような取り組みを増やしていくことを目指します。

市民が積極的に文化生涯学習活動に参加していくことによって、自律的に茅ヶ崎市の文化生涯学習が発展していくことを目指します。また、行政は文化生涯学習活動の基盤づくりにあわせて、本プランを効果的・統括的に推進していく上で3つの重点戦略を掲げて取り組むとともに、市民が自律的に活動することを意識した施策を展開します。

なお、本プランは、社会・経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するためにも、施策の見直しを定期的に行い、その結果を行政運営に生かすとともに、文化と生涯学習の関係性を意識し、目標を明確に示すことにより、各種施策を体系的に位置づけ、施策の進ちょく状況を客観的に評価できるものとします。

2 文化生涯学習プラン体系図

基本理念

みんながまなび未来を創造する文化生涯学習のまち　ちがさき

重点戦略 1 「ちがさき学」を中心とした新たなちがさき市民大学（仮称）の構築及び体系化 P.68

重点戦略 2 情報通信技術を用いた茅ヶ崎市文化資源のネットワークづくりの実現 P.71

重点戦略 3 幅広い市民のニーズに対応した文化生涯学習への連携協力体制 P.74

行動目標１　機会の提供

P.35

施策の方向	主な事業	主な関連事業
（ア）文化芸術に親しむ機会の提供	文化活動推進及び支援事業 文化芸術の鑑賞機会の提供 美術館事業 文化会館事業 開高健記念館事業	・子ども読書活動推進事業
（イ）自己の充実に向けた学習機会の提供	一般教養及び現代的課題の講座 文教大学公開講座 市民まなび講座（出前講座） 生涯学習交流サロン（新規） その他講演会等	・庁内各種イベント・講座 ・パソコン体験コーナー ・施設、会議室の利用 ・図書館利用・貸出業務
（ウ）鑑賞から創造へと発展していく機会の提供	市民文化の創造及び育成	・創意工夫研究作品展事業

行動目標２　人材の育成と活用及び支援

P.42

施策の方向	主な事業	主な関連事業
（エ）支援者対象の講座や研修会の開催による育成	生涯学習支援者養成講座 生涯学習ボランティア活動	・各種ボランティア、指導者の育成
（オ）発表の場の充実	湘南文化交流会の開催 市民文化祭の開催 まなびの市民講師自主企画講座 まなびの市民講師展示会及び合同発表会の開催 市民ギャラリーの運営管理	・公民館まつりの開催 ・体育施設等の利用
（カ）文化に携わる人材育成などを支援する環境の整備	文化活動推進及び支援事業 アーティストバンクの開設（新規） 市民文化の創造及び育成（再掲）	

行動目標３　拠点機能の整備

P.47

施策の方向	主な事業	主な関連事業
（キ）情報収集・交流・相談の場となる中心拠点機能の整備	文化情報の収集及び提供 「生涯学習ガイドブック」の編集・発行 「エコー・ちがさき」の編集・発行 生涯学習相談体制の充実 生涯学習ポータルサイトの構築（新規）	・女性センター管理運営
（ク）市内公共施設などとのネットワークづくり等による拠点機能の整備	ちがさき文化アーカイブ（仮称）の蓄積（新規） 生涯学習ポータルサイトの構築（新規）（再掲）	・図書館、コミュニティ施設等の運営・整備

行動目標４　文化資源の有効活用

P.52

施策の方向	主な事業	主な関連事業
（ケ）文化資源の調査・研究、保存、維持・継承	歴史資料の整理・保存 刊行物の作成 文化振興に関する調査・研究	・文化財の保護 ・環境資源の保全
（コ）文化資源を活用した普及啓発活動の実施	ゆかりの人物紹介事業 市史講座 「ちがさき学」（地域学）の創設 ちがさき文化アーカイブ（仮称）の蓄積（新規）（再掲）	・ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業 ・文化財整備事業

行動目標５　連携・協働のしくみづくり

P.56

施策の方向	主な事業	主な関連事業
（サ）個人、団体、学校、企業等による枠組みを超えたしくみづくり	教育機関との連携講座 企業との連携講座 次世代を対象としたアウトリーチ事業等（新規） 新たなちがさき市民大学（仮称）の構築 生涯学習交流サロン（新規）（再掲）	・市民まつり等開催事業 ・各種交流事業 ・小学校ふれあいプラザ事業
（シ）行政間及び庁内関係部局の横断的な取り組みに向けたしくみづくり	藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町美術展事業 湘南文化交流会の開催（再掲） シニアパワーの活用に向けた事業 子育て世代対象講座	・図書館の相互利用

3 行動目標及び施策の方向

文化生涯学習プランにおいては、5つの行動目標を設けます。行動目標ごとに施策の方向を定め、施策の方向に基づいて事業を実施していきます。

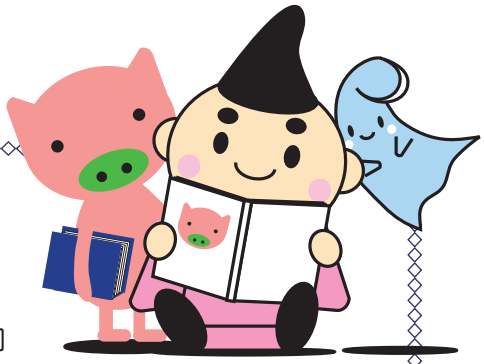

行動目標1　機会の提供

市民が文化芸術に親しんだり、自己の充実に向けた学習をしたりするきっかけづくりとなる機会を提供します。また、その意欲を維持し、創造などの活動に発展していくための機会の提供の充実を図ります。

具体的には、市民が企画立案し、実施するまでの流れに積極的に関わっていく取り組みの拡大を目指します。一方で、アクセシビリティ（情報やサービス、ソフトウェアなどを誰もが利用可能であるか）を重視し、会場で実施する形式の活動に参加することが容易でない方々に対して、インターネットの活用を拡大するなど、情報通信技術の利用をはじめとして、機会を提供することを検討します。加えて、幼少期の子どもや若者をはじめとした様々な市民が参加しやすい場を設定します。

なお、総合計画においては、機会を提供することについて、定員に対する受講希望割合を100%にすることを目標値として設定しています。また、文化芸術事業への参加者数を年間延べ550,000人とすることを目標値としています。

行動目標「機会の提供」における施策の方向は、次のとおりです。

施策の方向		
（ア）文化芸術に親しむ機会の提供	（イ）自己の充実に向けた学習機会の提供	（ウ）鑑賞から創造へと発展していく機会の提供

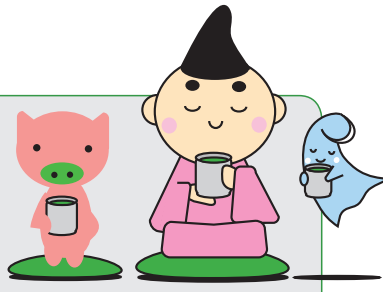

（ア）文化芸術に親しむ機会の提供

文化や芸術に触れる機会を増やします。絵画のように継続的に展示されている文化芸術に加えて、その場でしか鑑賞することのできない音楽や演劇等に親しむ機会を増やすことを目指します。

この行動目標の評価にあたっては、機会の提供の回数や参加者数、市民による満足度を中心に評価を実施します。平成32（2020）年度末における具体的な目標として、事業への参加者数を平成21年度比※10%増とすること、参加した市民のうち、満足した市民の割合が80%以上になることを目指します。

指標	平成32年度目標
事業への参加者数の伸び	平成21年度比※10%増
満足度	「満足した」割合が80%以上

※平成22年度は、震災等の影響で各種イベントが中止になるなど、参加者数が一時的に減少したため、平成21年度の参加者数を基準とします。

【主な事業】

● 文化活動推進及び支援事業

市民が身近なところで文化芸術に親しめるよう機会の提供を行います。また、より多くの市民へ文化芸術の紹介を行っていくとともに、市の文化活動を行っている団体等の支援を図っていきます。

● 文化芸術の鑑賞機会の提供

優れた文化芸術の鑑賞機会を積極的に提供していきます。

● 美術館事業

美術館は、「茅ヶ崎らしさ」をテーマに地域に密着した文化拠点として茅ヶ崎にゆかりの深い芸術家の作品を広く公開するなどして、郷土の芸術作品や文化を後世に伝えることや、市民の創作活動を支援し、次世代を担う子ども達をはじめとする市民の創造力の育成を図ります。

● 文化会館事業

文化会館は、文化芸術の拠点施設として、茅ヶ崎市の地域文化を振興し、市民の文化芸術の発表及び鑑賞の場、次世代を担う子ども達をはじめとする市民の創造育成の場として、文化芸術の向上を図ります。また、利用者が安心して文化活動を行うことができるように安全で快適な施設を目指します。

●開高健記念館事業

開高健が住み、亡くなるまで活動した邸宅を開高健記念館として開設し、開高健が生前愛用した、原稿、蔵書、愛煙のパイプ、釣り道具などの愛用品等の展示などを行っています。記念館での企画展などで茅ヶ崎ゆかりの作家開高健の周知に努めます。

茅ヶ崎市開高健記念館

（イ）自己の充実に向けた学習機会の提供

学びを中心として、市民が自らの活動や活躍の場を広げていけるような学習機会の提供を増やします。学んだだけで終わるのではなく、その後の市民の人生や暮らしに生かせる取り組みを増やすことを目指します。

この行動目標の評価にあたっては、機会の提供の回数や参加者数、市民による満足度を中心に評価を実施します。この施策の方向においても、平成32（2020）年度末における具体的な目標として、講座・イベントの定員に対する受講希望割合が100%、満足度については参加者のうち、満足した市民の割合の80%以上を目指します。

指標	平成32年度目標
講座･イベントの定員に対する 受講希望割合	100%
満足度	「満足した」割合が80%以上

【主な事業】

● 一般教養及び現代的課題の講座

市民の多様なニーズや時流を読み取り、学習を通じて身につけた知識や技術の成果が個々のくらしや地域に生かされるような一般教養や現代的課題の講座を実施していきます。

● 文教大学公開講座

文教大学との共催により、文教大学湘南キャンパスにおいて、公開講座を実施します。

地元にある大学が地域に開かれ、地域住民に学習機会を広く提供していくことは、市民の多様で高度な学習ニーズに応え、効果的な生涯学習の推進が期待できます。

● 市民まなび講座（出前講座）

自分の住むまちを知り行政への理解を深めるとともに、現在抱えている様々な課題の学習に役立たせるために、市民で構成する団体からの要請に基づき市民の学習の場へ講師を派遣します。分野別に様々なメニューを用意していきます。

●生涯学習交流サロン（新規）

まなびの市民講師による講座、団体・サークルによる発表、読み聞かせ等の学習活動やフリートークの場を提供し、自主的な学習活動の支援を行います。

●その他講演会等

高等教育機関や企業と連携し、講演会等を開催します。

生涯学習交流サロン

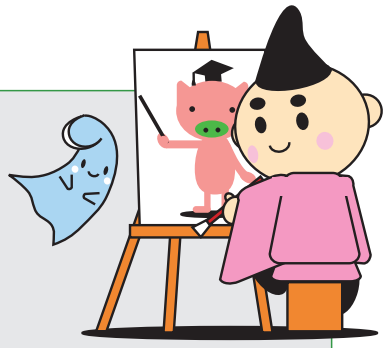

（ウ）鑑賞から創造へと発展していく機会の提供

文化芸術の鑑賞は市民に心の充足をもたらします。心の充足に加えて、さらに茅ヶ崎の新たな文化の創造へと発展していく機会の提供を進めます。

この行動目標の評価にあたっては、機会の提供の件数、参加者数、市民による満足度等を中心に評価を実施します。平成32（2020）年度末における具体的な目標として、機会を年間10件以上提供することを目指します。また、満足度については参加者のうち、満足した市民の割合の80%以上を目指します。

指標	平成32年度目標
鑑賞から創造へと発展していく機会の提供	年間10件以上
満足度	「満足した」割合が80%以上

【主な事業】

● 市民文化の創造及び育成

市民の自主的で創造的な文化芸術活動の支援・育成等を行います。

茅ヶ崎市民文化会館

行動目標1に関連する実績値

	平成21年度	平成22年度
鑑賞事業数（文化会館）	27件	21件
展覧会事業数（美術館）	13件	11件
美術館来館者数	30,766人	30,553人
文化会館来館者数	466,753人	432,890人
開高健記念館来館者数	6,736人	6,773人
ちがさき市民大学開催日数	12日	5日
ちがさき市民大学延べ受講者数	1,164人	355人
文教大学公開講座開催日数	6日	6日
文教大学公開講座延べ受講者数	541人	412人
IT講習会開催日数	40日	40日
IT講習会延べ受講者数	371人	368人
高等教育機関・企業との連携事業開催日数	10日	21日
高等教育機関・企業との連携事業延べ受講者数	832人	1,201人
市民まなび講座メニュー数	65種類	86種類
市民まなび講座実施件数	43件	40件
市民まなび講座参加人数	1,495人	953人
ワークショップ等（鑑賞から創造へ）事業数	4件	4件

文教大学公開講座

行動目標2　人材の育成と活用及び支援

市民の文化生涯学習活動を支援する人（以下「支援者」という。）の知識や指導力を高めるための講座や研修会を開催し、その成果を発揮する場を充実させることにより、支援者の育成を図ります。そして、だれもが文化生涯学習活動の担い手となり、次世代へと伝えていくことができる環境をつくります。また、文化に携わる人材の育成を支援する環境の整備を行います。

一方で、支援者を個人に限定するのではなく、茅ヶ崎市自治基本条例において市民として定められている学校や企業、各種団体などの関係者を積極的に活用します。

また、個人が学んだスキルを生かす場を整備し、講座の講師やその周囲のスタッフとして活躍する方々を増やすことを目指します。

行動目標「人材の育成と活用及び支援」における施策の方向は、次のとおりです。

施策の方向		
（エ）支援者対象の講座や研修会の開催による育成	（オ）発表の場の充実	（カ）文化に携わる人材育成などを支援する環境の整備

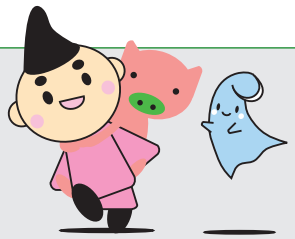

（エ）支援者対象の講座や研修会の開催による育成

市民の文化生涯学習活動への支援者を対象とした講座や研修会を積極的に開催し、育成を進めます。

この行動目標の評価にあたっては、講座や研修会の回数に加え、育成した支援者の数や活動状況を中心に評価を実施します。平成32（2020）年度末における具体的な目標として、講座及び研修会を年間5回以上提供することを目指します。また、支援者として育成された市民が100人以上となることを目指します。

指標	平成32年度目標
講座及び研修会の提供	年間5回以上
文化生涯学習活動の支援者として育成された市民	100人以上

【主な事業】

● 生涯学習支援者養成講座

新たな支援者の発掘、既に登録している講師のスキルアップなどレベル別に生涯学習支援者養成講座を開講します。

● 生涯学習ボランティア活動

参加型の講座形態を取り入れるなど、学んだ成果を生かせる体制について検討していきます。また、様々な媒体を通して、事業の意義・役割について周知を図り、ボランティア活動等への参加を呼びかけていきます。

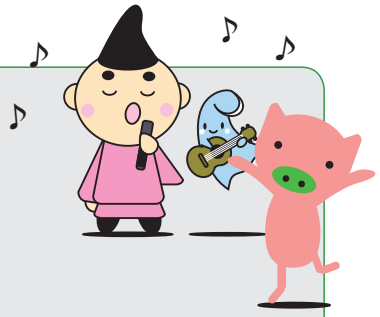

（オ）発表の場の充実

文化生涯学習活動の結果、得られたものを市民が積極的に外に向けて発表するための場の充実を図ります。その中でも、生涯学習活動において学んだ成果を講師として生かすことも積極的に進めます。

この行動目標の評価にあたっては、発表の場の設定の件数だけでなく、発表の場がどのように活用されたかを中心に評価を実施します。平成32（2020）年度末における具体的な目標として、発表の場を年間10日以上提供することを目指します。

指標	平成32年度目標
発表の場の提供	年間10日以上

【主な事業】

● 湘南文化交流会の開催

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町において独自の活動を進めている文化団体による合同事業を行います。

● 市民文化祭の開催

舞台部門・展示部門・文芸部門で構成され、毎年文化会館を中心に実施します。茅ヶ崎市文化団体協議会との共催により、市民の文化芸術活動の発表と交流の場を提供し、その知識・技術の向上と市民の文化への意識の高揚と普及を図ります。

● まなびの市民講師自主企画講座

「まなびの市民講師」を周知し、その活用の促進を目的として、まなびの市民講師登録者が自主的に企画、運営、及び講師をつとめる講座を行います。

● まなびの市民講師展示会及び合同発表会の開催

まなびの市民講師を周知し、その活用の促進を目的として、パネル展示やブースにおける体験講座、活動発表を行います。

● 市民ギャラリーの運営管理

「ネスパ茅ヶ崎」にある展示室、創作室、会議室の運営管理を行います。美術作品等の発表、鑑賞、創作活動及び講習会などの場を提供します。

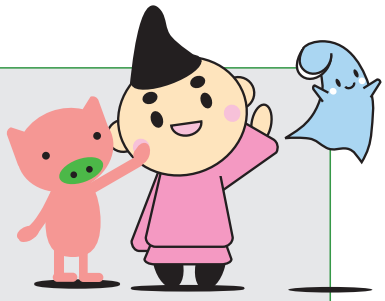

（カ）文化に携わる人材育成などを支援する環境の整備

人材育成を進めるためには、人材育成の場を設けるだけでなく、育成された後の活躍の場を含めた環境の整備が欠かせません。ここでは、人材育成のための講座等に市民が自発的に関わっていくための支援の積極化を図ります。

この行動目標の評価にあたっては、文化に携わる人材育成を目的とした事業の実施の件数に加えて、事業がどのように活用されているか、事業を受けた市民がどう評価しているかを中心に評価を実施します。平成32（2020）年度末における具体的な目標として、事業を受けた市民が満足した割合が80%以上となることを目指します。

指標	平成32年度目標
満足度	「満足した」割合が80%以上

【主な事業】

● 文化活動推進及び支援事業

市民が楽しみながら行う活動から、アーティストとしてより専門的な活動を行う人、文化芸術活動を支える人まで、様々な形で文化芸術活動に携わる人々がいます。その活動に親しみ、生きがいをもつ機会を提供するとともに、将来の地域文化を担う人材の育成を図ります。

● アーティストバンクの開設（新規）

芸術表現活動を行うアーティストの存在を広く市民に知ってもらうため、アーティストバンク（アーティストの人材情報を集積・公開）の開設を検討します。

● 市民文化の創造及び育成（再掲）

行動目標2に関連する実績値

	平成21年度	平成22年度
生涯学習支援者養成講座開催日数	2日	8日
生涯学習支援者養成講座延べ受講者数	75人	239人
湘南文化交流会入場者数	(美術展)1,849人	(写真展)764人
市民文化祭参加者数	17,845人	16,153人
まなびの市民講師登録者数	56人	66人
まなびの市民講師登録件数	67件	83件
まなびの市民講師自主企画講座開催日数	27日	11日
まなびの市民講師自主企画講座延べ受講者数	281人	129人
まなびの市民講師展示会・発表会等開催日数	11日	7日
まなびの市民講師活用依頼件数	103件	478件
まなびの市民講師活用事業延べ参加者数	5,328人	7,010人
市民ギャラリー利用者数	43,751人	44,076人

学びフェスタ

行動目標3　拠点機能の整備

市民が情報収集や情報交換ができる交流を促す場であり、文化生涯学習活動に関する相談ができる場としての機能を備えた中心拠点をつくります。また、情報の共有化が図れるよう、公民館などの公共施設とのネットワークづくりを行い、拠点機能の整備を図ります。

行動目標「拠点機能の整備」における施策の方向は、次のとおりです。

施策の方向	
（キ）情報収集･交流･相談の場となる中心拠点機能の整備	（ク）市内公共施設などとのネットワークづくり等による拠点機能の整備

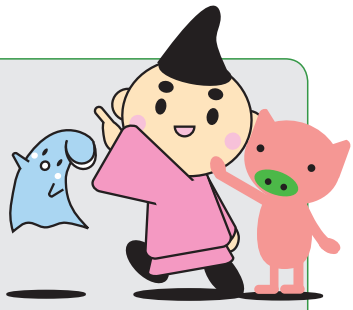

（キ）情報収集・交流・相談の場となる中心拠点機能の整備

市民が文化生涯学習活動について知るための場を整備することに加えて、何をしたいのかを知るための場、仲間を探すための場を整備し、市民同士のコミュニケーションをより活性化させていくことを目指します。

この行動目標の評価にあたっては、中心拠点機能の活用状況に加え、認知度、満足度等を中心に評価を実施します。平成32（2020）年度末における具体的な目標として、中心拠点機能について市民の認知度が80%以上になること、また利用した市民のうち、満足した市民の割合が80%以上になることを目指します。

指標	平成32年度目標
中心拠点機能についての市民の認知度	80%以上
中心拠点機能を利用した市民の満足度	80%以上

生涯学習情報誌「生涯学習ガイドブック」
あなたの生涯学習を応援する情報紙「エコー・ちがさき」

【主な事業】

● 文化情報の収集及び提供

文化芸術情報を収集し、収集した情報は市民の文化生涯学習活動等に活用されるよう積極的に提供します。

● 「生涯学習ガイドブック」の編集・発行

講座案内や会員を募集しているサークル・団体の案内、まなびの市民講師、公共施設案内などが掲載されている生涯学習情報誌を「生涯学習ガイドブック」として発行します。

● 「エコー・ちがさき」の編集・発行

だれもがいつでも学習情報を得ることができるよう、市民ボランティアによる編集委員とともに生涯学習の応援情報紙を発行します。

● 生涯学習相談体制の充実

市民の学習活動が円滑かつ活発に行われるよう学習情報の収集・発信と学習相談を行います。市民が気軽に学習相談ができる身近な相談体制を整備し、充実を図るとともに、自主的・自発的な学習の支援を行います。

● 生涯学習ポータルサイトの構築（新規）

インターネット上に茅ヶ崎市の生涯学習に関するポータルサイト（情報を検索する際の入口となるウェブサイト）を構築します。ここでは、市からの情報発信にとどまらず、市民が情報発信できる場としてのポータルサイトとなるよう目指します。

（参照→p68 第3章 重点戦略1「ちがさき学」を中心とした新たなちがさき市民大学（仮称）の構築及び体系化）

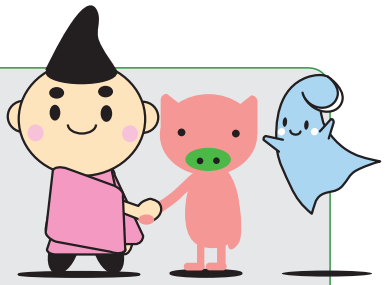

（ク）市内公共施設などとのネットワークづくり等による拠点機能の整備

市内の公共施設は数多くありますが、これまではそれぞれの活動の連携が十分に取れていたとはいえませんでした。そのため、公共施設間のネットワークを構築し、共通の生涯学習プラットフォームにおいて各施設で行われている活動等について知ることができるような拠点の整備を進めます。

この行動目標の評価にあたっては、構築されたネットワークの活用状況に加え、市民の認知度、満足度等を中心に評価を実施します。平成32（2020）年度末における具体的な目標として、ネットワークに関する市民の認知度が80%以上になること、また利用した市民のうち、満足している市民の割合が80%以上になることを目指します。

指標	平成32年度目標
ネットワークについての市民の認知度	80%以上
ネットワークを利用した市民の満足度	80%以上

【主な事業】

● ちがさき文化アーカイブ（仮称）の蓄積（新規）

これまでに収集・分析・評価を実施した茅ヶ崎市の文化資源を、インターネット上でだれもが閲覧できるアーカイブ（様々な情報や映像、写真等を蓄積する場所のこと）の構築に加え、複数の資源の歴史的なつながりや、歴史を探訪する上での参考となるコース紹介などを実施します。

（参照→p71 第3章 重点戦略2 情報通信技術を用いた茅ヶ崎市文化資源のネットワークづくりの実現）

● 生涯学習ポータルサイトの構築（新規）（再掲）

（参照→p68 第3章 重点戦略1 「ちがさき学」を中心とした新たなちがさき市民大学（仮称）の構築及び体系化）

行動目標3に関連する実績値

	平成21年度	平成22年度
生涯学習情報誌（紙）発行回数	5回	5回
生涯学習情報誌（紙）発行部数	7,300部	7,300部
生涯学習相談実施件数	42件	43件

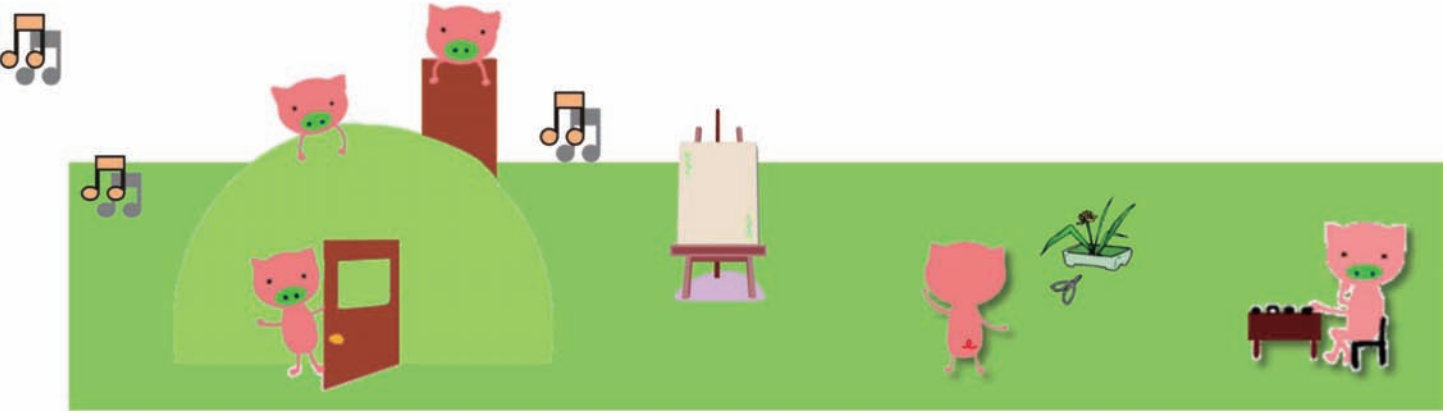

行動目標4　文化資源の有効活用

茅ヶ崎市における文化資源の調査・研究、保存、維持・継承を図ります。また、市民が茅ヶ崎市の文化資源に関する知識や理解を深め、新たな文化を創造できるよう、文化資源を活用した普及啓発活動を継続的に行います。

一方で、発掘・創造した文化を市民に対して広め、茅ヶ崎市民であることの誇りを持つような取り組みを進めていくことを目指します。文化を広めるための広報に加えて、文化を新たに発見・発掘する意識を多くの市民が持つための情報発信を実施します。

行動目標「文化資源の有効活用」における施策の方向は、次のとおりです。

施策の方向	
（ケ）文化資源の調査･研究、保存、維持･継承	（コ）文化資源を活用した普及啓発活動の実施

川上音二郎・貞奴（写真：川上初さん蔵）

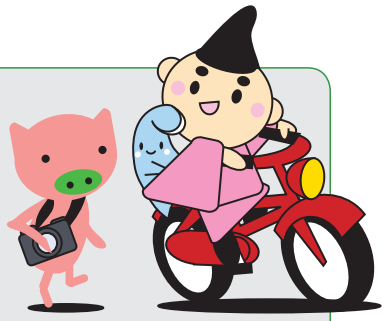

（ケ）文化資源の調査・研究、保存、維持・継承

文化資源の調査・研究は、市民の生涯学習活動の対象ともなり、継続的に実施していくことが必要です。ここでは、文化資源に関わる従来からの継続的な事業に加え、市民参加による調査・研究を進めます。

この行動目標の評価にあたっては、新たな文化資源の発掘や保存事業を中心に、市民の参加の回数や人数といった新たな広がりを含めて評価を実施します。平成32（2020）年度末における具体的な目標として、文化資源の調査・研究、保存、維持・継承に関する事業への市民の参加人数を100人以上とすることを目指します。

指標	平成32年度目標
文化資源の調査･研究､保存､維持･継承に関する事業への市民の参加人数	100人以上

【主な事業】

● 歴史資料の整理・保存

市民の郷土意識やまちに対する愛着心をはぐくむために資料の整理、保存を行い、次の世代へ茅ヶ崎の歴史を継承していきます。

● 刊行物の作成

古代から戦前期を対象とした「市史」、昭和期を対象とした「市史・現代」、主要な史料をまとめた「市史史料集」、手軽な冊子の「市史ブックレット」、研究論文等を掲載した「市史研究」「ヒストリアちがさき」等、今後も、郷土史に係る生涯学習や地域課題の解決に関して有益なテキストを刊行していきます。

● 文化振興に関する調査・研究

茅ヶ崎の文化資源の調査を行い活用につなげます。また、事業に関する先進事例の調査・研究を行っていきます。

（コ）文化資源を活用した普及啓発活動の実施

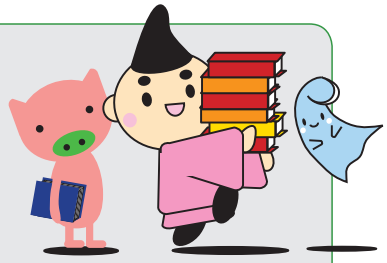

文化資源は、「保存する」とともに、市民に存在や価値を積極的に広めていくことにより、ひいては市民全体による維持・継承、価値の発見につながっていきます。ここでは、文化資源に関する情報発信を進め、市民の多くに自ら住むまちの文化資源を知ってもらうための取り組みを進めます。

この行動目標の評価にあたっては、普及啓発活動の実施の件数に加え、普及啓発活動の効果についても検証し、評価を実施します。平成32（2020）年度末における具体的な目標として、普及啓発活動を年間50件以上実施することを目指します。

指標	平成32年度目標
普及啓発活動の実施	年間50件以上

【主な事業】

● ゆかりの人物紹介事業

郷土の発展、変遷の理解を促すとともに、茅ヶ崎ゆかりの文人等の軌跡を通し、茅ヶ崎に対する愛着心をはぐくみ、文化に触れ合う機会の増加を図ります。

● 市史講座

茅ヶ崎市史の講座を定期的に開催することで、市民が茅ヶ崎の文化・歴史を身近に感じてもらえる手助けになるように努めます。

● 「ちがさき学」（地域学）の創設

平成22（2010）年度から文教大学との共催で実施している地域学講座に加え、新たに茅ヶ崎市に蓄積されてきた歴史や文化を学ぶための「ちがさき学」を構築します。

（参照→p68 第3章 重点戦略1 「ちがさき学」を中心とした新たなちがさき市民大学（仮称）の構築及び体系化）

● ちがさき文化アーカイブ（仮称）の蓄積（新規）（再掲）

（参照→p71 第3章 重点戦略2 情報通信技術を用いた茅ヶ崎市文化資源のネットワークづくりの実現）

行動目標4に関連する実績値

	平成21年度	平成22年度
市史刊行物発行冊数	2冊	3冊
市史刊行物売上げ冊数	1,563冊	1,317冊
市史講座開催回数	4回	2回
市史講座参加者数	144人	96人
市史調査・研究の協力者数	23人	26人
「ちがさき学」開催回数	−	12回
「ちがさき学」延べ受講者数	−	945人

茅ヶ崎市史ブックレット

行動目標5　連携・協働のしくみづくり

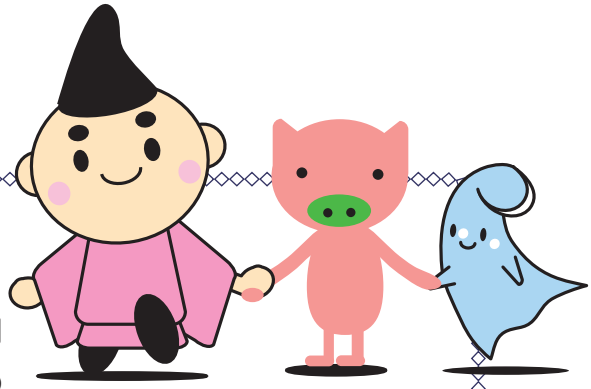

文化生涯学習行政を推進し、施策を展開する上で、個人、団体、学校、企業などの枠組みを超えた連携・協働などの協力関係を構築します。中でも、学校との協力関係においては、連携を重視します。前述のように、茅ヶ崎市民とは、団体や学校、企業、その他コミュニティで活動する組織を含んでおり、それぞれが実施を積極的に担うことで、支援者としての活躍の場も増えていくものと考えられます。行政と市民の連携・協働のみにとどまるのではなく、市内に存立する団体や学校、企業、その他コミュニティで活動する組織も連携・協働においては重要な参加者であり、そういった多くの参加者が連携・協働に携わることができるようなしくみづくりを目指します。

参加が容易でない方々の文化に触れる場や生涯学習の場を提供するために、文化会館、美術館、コミュニティセンターや公民館、図書館といった現在活用している施設に加え、養護施設、高齢者福祉施設などとの連携を重視します。

また、国・県・他市町村などの行政間及び庁内関係部局の連携による横断的な取り組みに向けて、連携のしくみづくりを行います。

行動目標「連携・協働のしくみづくり」における施策の方向は、次のとおりです。

施策の方向	
（サ）個人、団体、学校、企業等による枠組みを超えたしくみづくり	（シ）行政間及び庁内関係部局の横断的な取り組みに向けたしくみづくり

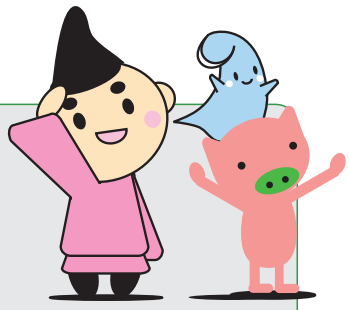

（サ）個人、団体、学校、企業等による枠組みを超えたしくみづくり

行政が場を提供するだけではなく、これまでは連携が十分ではなかった学校や企業等の協力を得ることで、より市民が文化活動・生涯学習活動に参加しやすいしくみの構築を目指します。

この行動目標の評価にあたっては、構築されたしくみの件数や、その活用状況を中心に評価を実施します。平成32（2020）年度末における具体的な目標として、個人、団体、学校、企業等による枠組みを超えた事業数が年間10件以上となることを目指します。

指標	平成32年度目標
個人、団体、学校、企業等による枠組みを超えた事業数	年間10件以上

【主な事業】

● 教育機関との連携講座

教育機関と連携した講座を行います。

● 企業との連携講座

茅ヶ崎市にゆかりのある企業人を招き、市民が学習していくための基盤づくりとして必要となるきっかけづくりとなる講座等を実施します。

また、企業が所有している学習資源を市民に提供するために、企業の施設見学を実施します。

● 次世代を対象としたアウトリーチ事業等（新規）

次世代の豊かな創造性、感受性をはぐくむことを目的とした文化会館や美術館等の事業として、アウトリーチ事業等を行い、児童・生徒等が文化芸術に触れる機会の増加を図ります。

（参照→p74 第3章 重点戦略3 幅広い市民のニーズに対応した文化生涯学習への連携協力体制）

● 新たなちがさき市民大学（仮称）の構築

「ちがさき学」を中心とした新たなちがさき市民大学（仮称）の構築及び体系化を図ります。

（参照→p68 第3章 重点戦略1 「ちがさき学」を中心とした新たなちがさき市民大学（仮称）の構築及び体系化）

● 生涯学習交流サロン（新規）（再掲）

（参照→p68 第3章 重点戦略1 「ちがさき学」を中心とした新たなちがさき市民大学（仮称）の構築及び体系化）

大人のための社会見学

企業人から学ぶ

（シ）行政間及び庁内関係部局の横断的な取り組みに向けたしくみづくり

行政においても、従来は別々の組織、部局において類似した講座を開く等、連携が十分でなかった面があります。この点を改善し、行政の横断的なしくみを構築することに加え、市民にわかりやすい文化生涯学習推進行政を目指します。

この行動目標の評価にあたっては、市民からの認知度や満足度を中心に評価を実施します。平成32（2020）年度末における具体的な目標として、行政間等で連携した事業数が年間で庁内10件以上、他市町村5件以上となること、また利用した市民のうち、満足している市民の割合が80%以上になることを目指します。

指標	平成32年度目標
行政間等で連携した事業数	年間庁内10件以上、他市町村5件以上
満足している市民の割合	80%以上

【主な事業】

● 藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町美術展事業

湘南地域の文化振興のため藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町にゆかりのある作品を展示する美術展を開催し、地域間の交流を深めるとともに地域文化の活性化を図ります。

● 湘南文化交流会の開催（再掲）

● シニアパワーの活用に向けた事業

シニアパワーの活用に向けた事業を庁内各課等との連携を図りながら実施します。

● 子育て世代対象講座

子育て世代を対象とした講座を庁内各課等との連携を図りながら実施します。

行動目標5に関連する実績値

	平成21年度	平成22年度
教育機関との連携講座開催日数	6日	18日
教育機関との連携講座延べ受講者数	740人	1,125人
企業との連携講座開催日数	4日	3日
企業との連携講座延べ受講者数	92人	76人
藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町美術展事業入場者数	－	2,081人
シニアパワーの活用に向けた事業開催日数	－	1回
シニアパワーの活用に向けた事業延べ受講者数	－	30人
子育て世代対象講座開催日数	3日	1日
子育て世代対象講座延べ受講者数	34人	22人

湘南文化交流会（湘南芸術交流会　写真展）

シニアパワーを生かす　～合同説明会～

4 評価の考え方と計画指標

評価を実施するにあたっては、PDCAサイクルの考え方を用います。その考え方は、図11「計画の評価・改善による進行管理の進め方」のとおりです。

毎年度の評価・方向性の検討に加えて、中間評価時にはその時点までの取り組みを総合的に評価し、必要であれば見直しを行います。さらに、計画の最終年である平成32（2020）年度までに、文化生涯学習プランの達成度を改めて評価し、次年度以降の新プランにおける取り組みについての検討を実施します。

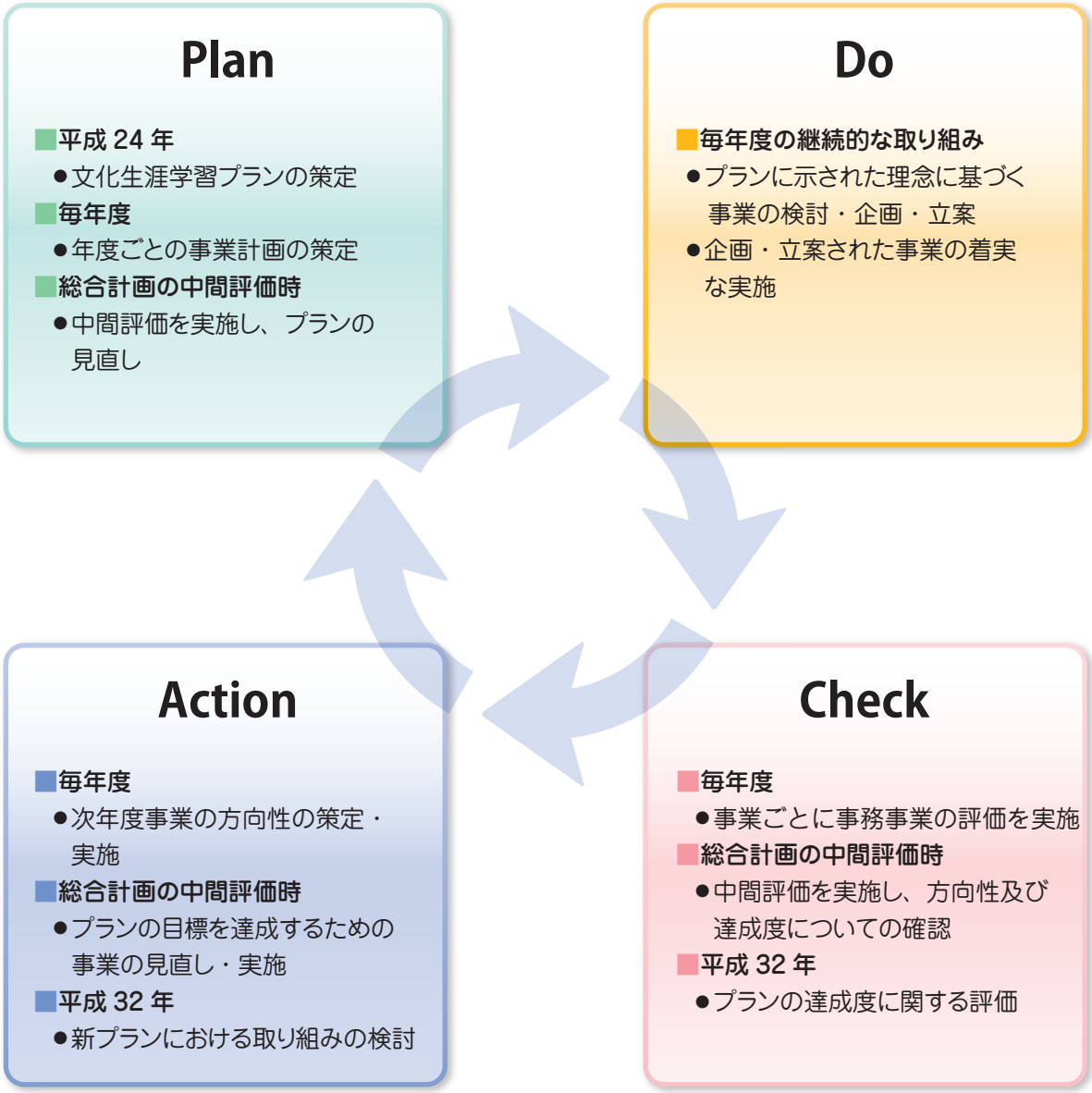

図 11　計画の評価・改善による進行管理の進め方

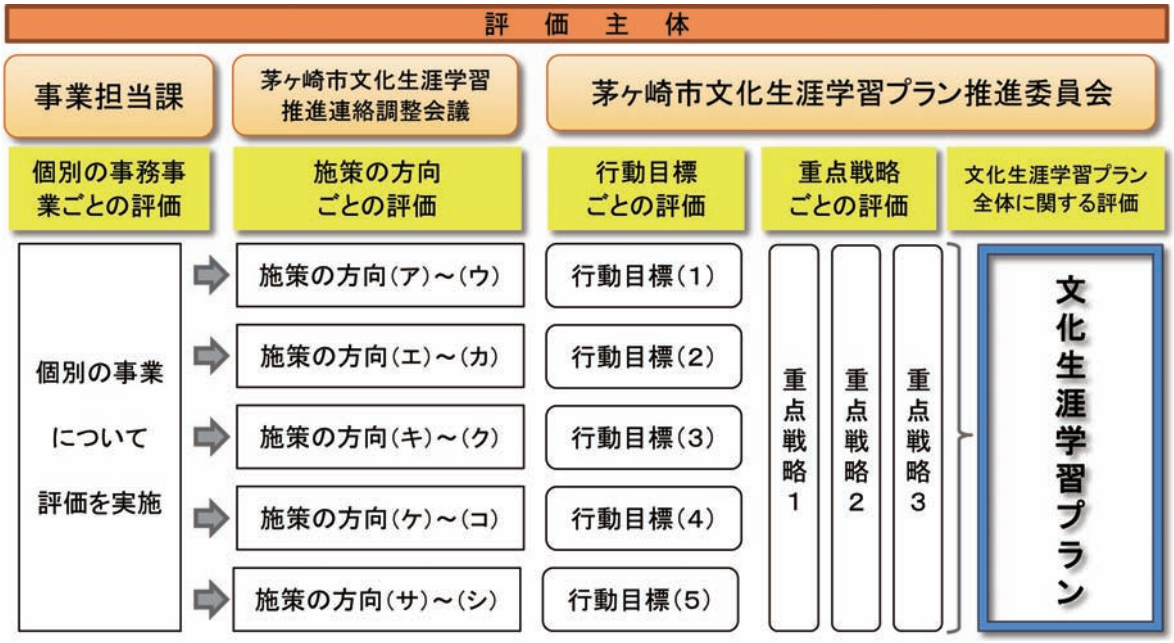

図 12　評価の全体像

評価の全体像は、図12「評価の全体像」のとおりです。

毎年度の個別の事務事業ごとの評価については、事業を主に取り扱う担当課が評価を実施します。その評価を受けて、施策の方向ごとの評価については、達成度評価を活用する形で文化生涯学習推進連絡調整会議が評価を実施します。この会議は、本プランに関係する各課の代表者から構成されているものです（参照→p80 第4章 1 文化生涯学習プランの推進体制）。

その施策の方向ごとの評価等をもとに、市長の附属機関である茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会（参照→p80 第4章 1 文化生涯学習プランの推進体制）により、行動目標ごと、重点戦略ごとの外部評価を実施します。これらは、毎年度実施し、中間評価及び最終評価時の文化生涯学習プラン全体に関する評価の評価材料とします。

また、本プランにおいては3つの重点戦略を設定します（参照→p67 第3章 重点戦略）。

重点戦略は、茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会による外部評価とし、その評価をプランの総合的な評価に反映することとします。

個別の事業、施策の方向、行動目標、プランと複数の層で評価を実施することによって、「どこが特にうまくいったために、全体の達成度が伸びたのか」「どこがうまくいかないために、全体の達成度が十分でないのか」といった視点からの評価も可能になります。

計画を評価するにあたっては、総合計画の市民満足度調査等の数値も参考にし、達成状況を確認することが可能となるよう、できる限り数値目標を設定し、評価を実施します。

本プランの計画最終年である平成32（2020）年度末には、市民の多くが文化生涯学習活動に携わり次世代に引き継がれていくよう、文化生涯学習活動が自律的に進められていく状態を目指します。

満足度や納得度が、最終的に文化生涯学習活動の参加率に深く関わってくると考え、基本理念に対する評価指標については、平成32（2020）年度末のゴールとして、市民の文化生涯学習活動の参加率を50%以上とすることを目標とし、その数値目標の達成に向けて施策を展開します（図13 文化生涯学習プランの目標値）。

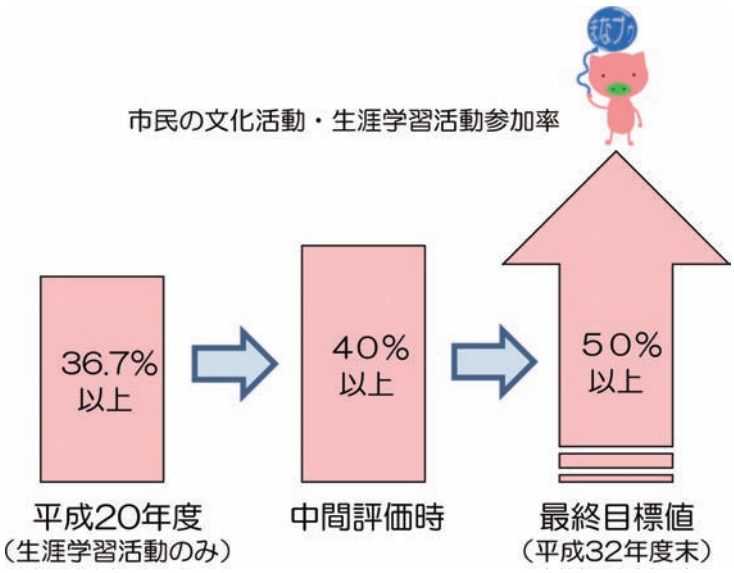

図 13　文化生涯学習プランの目標値

ただし、文化生涯学習といった分野は、即効的な効果が見られにくい分野でもあり、数値のみの評価は容易ではありません。よって、取り組みのプロセス等についても評価の対象としていきます。関係者からのヒアリングや、利用者の意見の聴取なども実施し、数字だけに片寄らない定性的な評価も実施していきます。

Spring
Summer
Autumn
Winter
Jun
Aug
Jul

神奈川県立茅ケ崎西浜高等学校
授業（デジタルアート）で作った
2 年生のカレンダー作品

第３章　重点戦略

文化生涯学習プランを効果的・統括的に推進していく上で、3つの重点戦略を掲げて取り組むこととします。重点戦略は、第2章の3で説明した行動目標のすべてに関わるものです。文化資源の維持・活用をもとに、市民をはじめとして学校や企業、団体に協力を得つつ、市民に文化に触れる機会及び学ぶ機会を提供することを目指します。

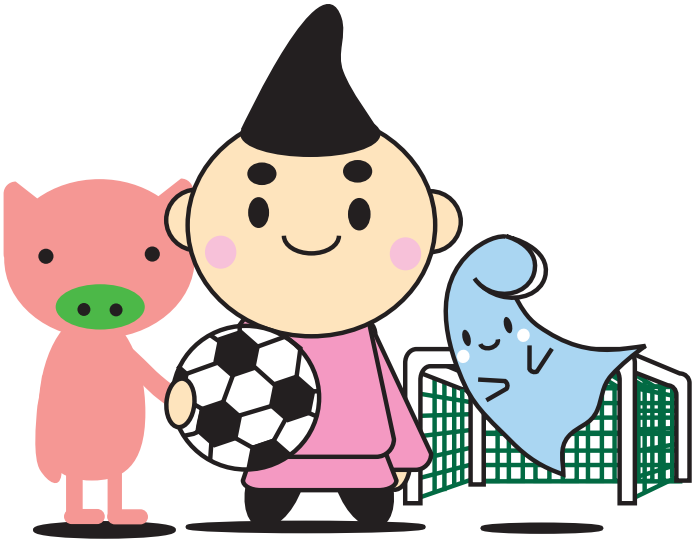

重点戦略1 「ちがさき学」を中心とした新たなちがさき市民大学（仮称）の構築及び体系化

従来、茅ヶ崎市ではまなび人材事業を中心とした支援者の育成事業に加え、学習機会の提供を目的としてちがさき市民大学をはじめとした様々な事業を実施してきました。これらの事業は、前述のとおり、一定の市民のニーズに応えてきましたが、現在、様々な事業が複数の課や茅ヶ崎市文化振興財団、市民団体等によって実施されており、受け手である市民にとってはわかりにくくなってしまっている面があります。

そこで、「ちがさき学」を中心とした新たなちがさき市民大学（仮称）の構築及び体系化を図ります（図14 重点戦略1の全体像イメージ）。

市民にわかりやすい形で生涯学習が進められるよう、ちがさき市民大学の枠を広げてとらえることとします。他の事業によって実施される講座もちがさき市民大学の一部であると位置づけることにより、行政や茅ヶ崎市文化振興財団等の事業を一覧できるようになります。このことによって、市民が講座を受講する際に、「自分が受講している講座がどこに位置づけられているのか」「今後、どういった学びの広げ方があるのか」を知り、自分が将来どういったことをやりたいかを考えながら学ぶことが可能になります。

また、新たに茅ヶ崎市に蓄積されてきた歴史や文化を学ぶための「ちがさき学」を構築します。ここでは、市が主催するまなび講座に加え、企業との連携によって実施する事業、市内の大学等の教育機関との連携によって実施する事業等も含め、茅ヶ崎市を知るための講座を増やしていきます。このことによって、市民が茅ヶ崎市の歴史や文化を学ぶ上で、学ぶ道筋がより明確となります。

この「ちがさき学」の中では、これまで蓄積が進められてきた文化資源を学ぶことはもちろんですが、新たな茅ヶ崎市の文化を創造していくための取り組みについても進めることができるようなしくみの構築を目指します。

支援者の育成においては、学んだ成果を生かす場の構築を進めます。これまでの生涯学習の講座は、学んだ結果を生かす場の構築や、周知といった点が十分ではなかったと言えます。新たなちがさき市民大学（仮称）の場では、市民講師への登録等、学んだ成果を生かすための場についての構築を進めます。また、生涯学習交流サロンを設置し、自発的な学習の支援を進めるとともに、支援者の育成についても力を入れていきます。

学習情報提供・相談事業においては、新たに生涯学習に関するポータルサイトの構築を進めます。現在、広報紙や各公民館等に置かれているチラシ・パンフレットが講座等を知るための主な手段になっています。これらに加えて、何が実施されるのかをいつでも知ることができるようにするため、インターネット上に茅ヶ崎市の生涯学習に関するポータルサイトを構築します。ここでは、市からの情報発信にとどまらず、市民からも情報発信できる場としてのポータルサイトとなることを目指します。

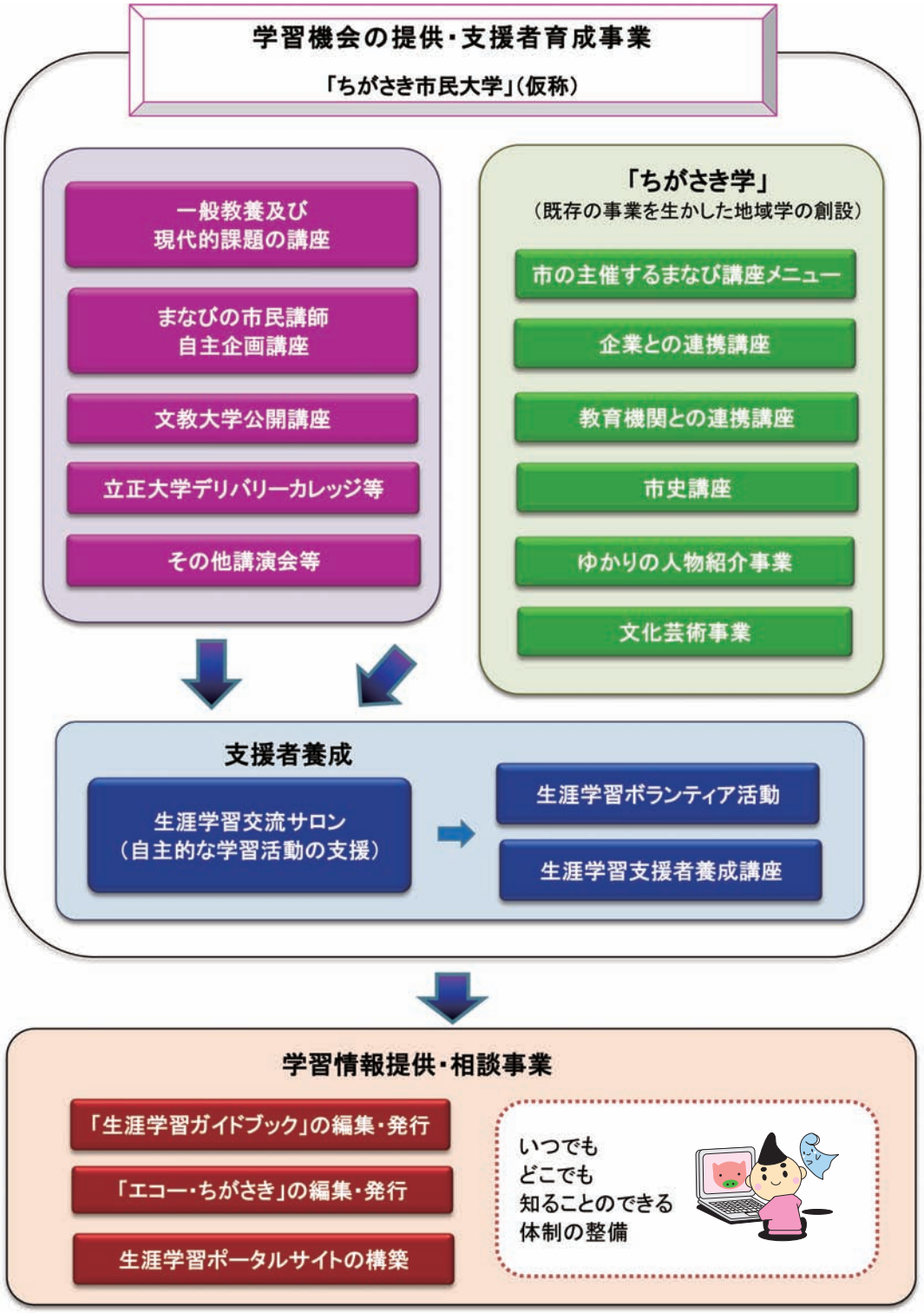

図 14　重点戦略 1 の全体像イメージ

重点戦略1の実現に向けては、次のようなスケジュールで進めます。具体的にどういった分野を「ちがさき学」の中心に据えるのかについてまず検討します。その上でポータルサイトを構築していきます。最終的には、関連講座も含めて、「ちがさき学」への統合を検討していきます(図15 重点戦略1のスケジュール)。

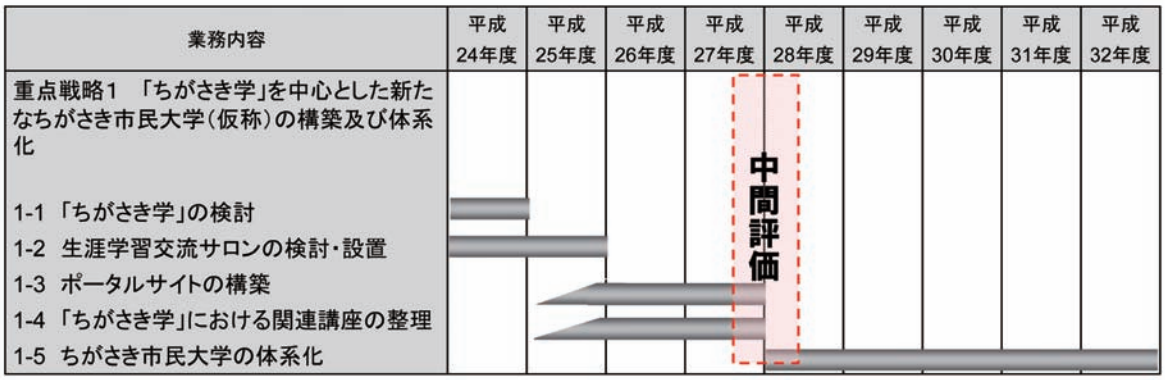

図 15　重点戦略 1 のスケジュール

なお、重点戦略1については、市民がどれだけ文化生涯学習活動の際に、行政が提供している手段が使いやすくなったかということを念頭に、評価を実施します。具体的には、平成32（2020）年度末の計画期間終了時には体系化が達成され、学んだことを生かすサイクルができていること、またポータルサイトが構築されており、活用されていることを目標にします。

活用の度合いを評価するにあたっては、アンケート等を利用し、市民がどの程度使っているか、あるいは文化や生涯学習の講座等への参加者がどの程度これらのしくみを理解し、活用しているかを指標とします。ちがさき市民大学（仮称）の全体像については、参加人数やアンケート等での満足度を評価の指標とします。また、「ちがさき学」、ポータルサイトの認知度は各々50%を目標として、事業を進めます（図16 重点戦略1の評価指標）。

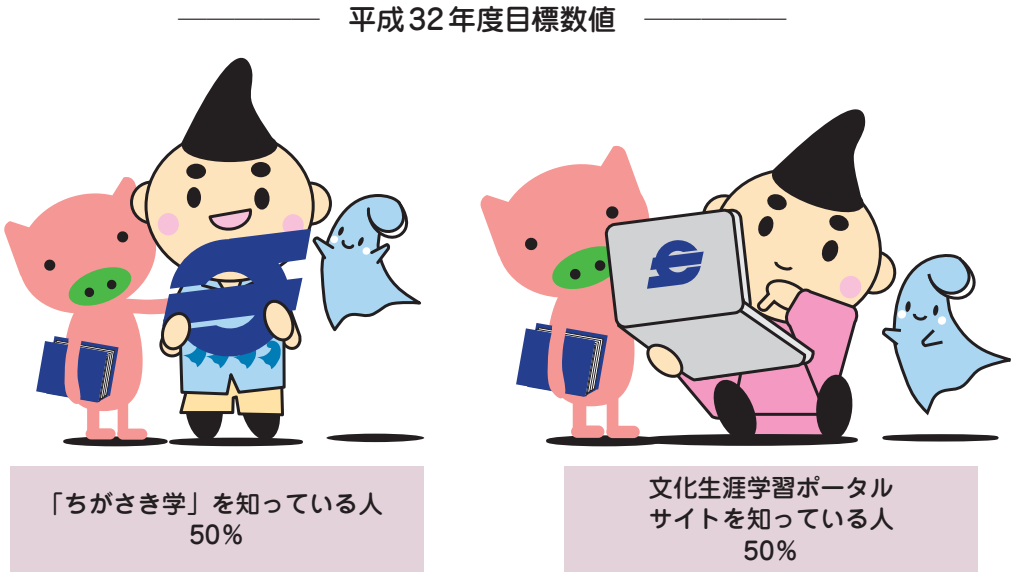

図 16　重点戦略 1 の評価指標

重点戦略 2 情報通信技術を用いた茅ヶ崎市文化資源のネットワークづくりの実現

茅ヶ崎市には、多数の文化資源が存在しています。その中には、調査を実施し、報告書などにまとめられているものもあります。しかし、それらの報告書や文化資源の詳細について、インターネットなどを通じて容易に見ることができる環境にあるとは言えないのが現状です。

そこで、情報通信技術を用いた茅ヶ崎市文化資源のネットワークづくりの実現を図ります（図17 重点戦略2のイメージ）。情報通信技術を用いて、茅ヶ崎市における文化資源を、「いつでも どこでも だれでも なにからでも」学ぶことを可能にするために、インターネットなどを活用した戦略に取り組みます。この戦略においては、これまでに収集・分析・評価を実施した茅ヶ崎市の文化資源を、インターネット上でだれもが閲覧できる状態にすることに加え、複数の資源の歴史的なつながりや、歴史を探訪する上での参考となるコース紹介などを実施します。ここでは、文章や写真だけではなく、動画によって散策コースを見たり、市民向けに行われた講座をアーカイブ化して動画で見たりすることも検討されます。また、毎年行われる浜降祭や大岡越前祭のような伝統的な行事についても、インターネットを通じて見ることについての検討を進めます。

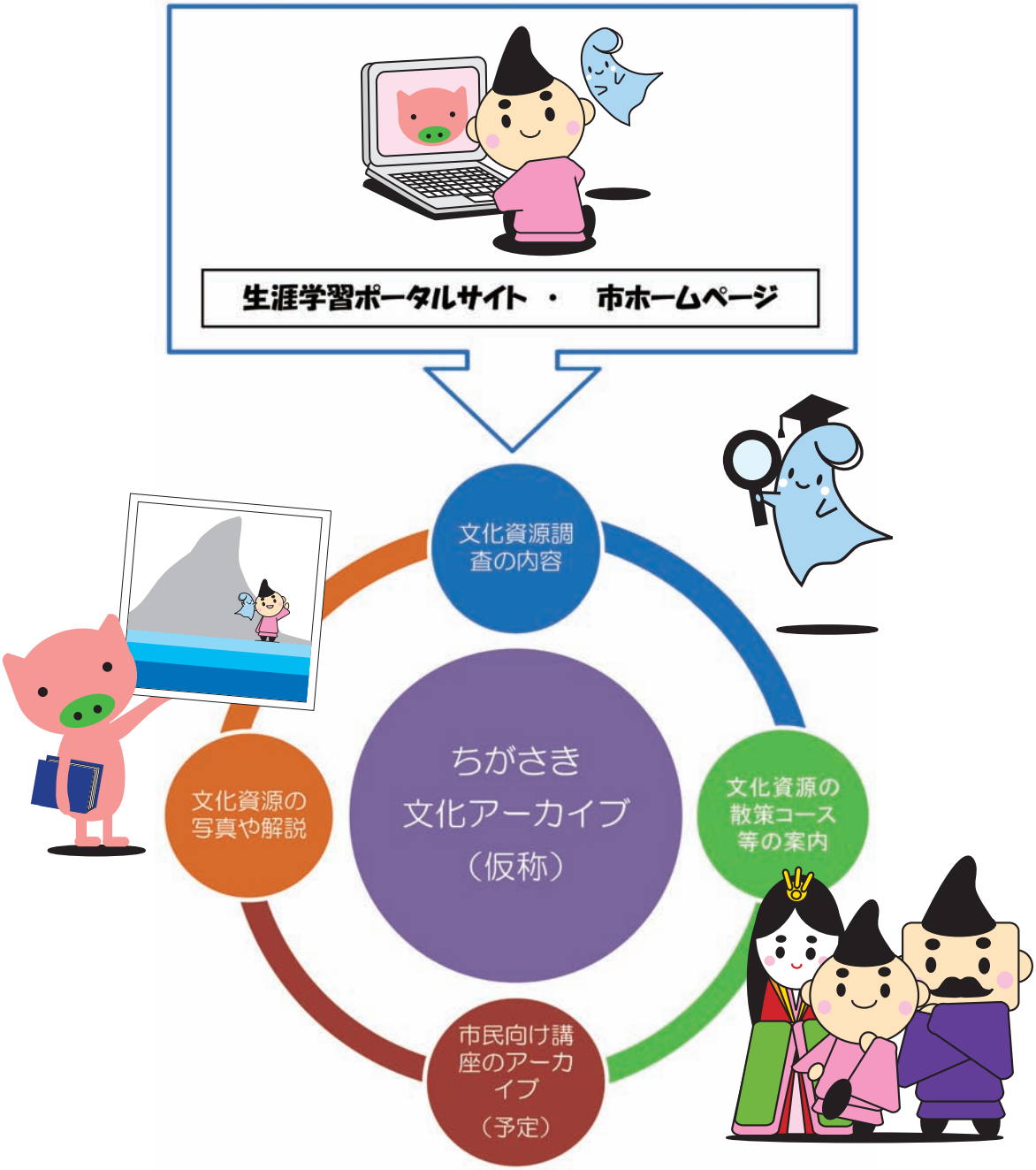

図 17　重点戦略２のイメージ

平成32（2020）年度末のプランの計画期間終了時には、このネットワークが完成し、市民に活用されていることを目指します。評価の実施にあたっては、アーカイブの蓄積状況、利用状況や、他の事業でもアーカイブを活用しているかを把握します。一方では利用した市民の意見等も踏まえることとします。

重点戦略2の実現に向けては、次のようなスケジュールで進めます。アーカイブについては、まず試験的に運用し、課題等についての検討を行います。その後、重点戦略1のポータルサイト構築と合わせてアーカイブの立ち上げを目指します。立ち上げ後は、課題の検討を含め、継続的にアーカイブの強化を進めていきます（図18 重点戦略2のスケジュール）。

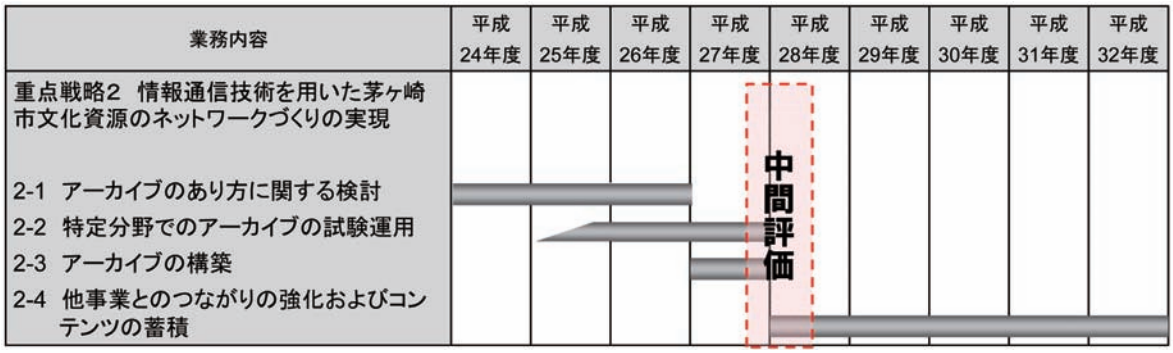

図 18　重点戦略２のスケジュール

なお、アーカイブの蓄積については、アーカイブに20以上のコンテンツ（創作物）の蓄積、また活用した事業については10事業を目標数値とします（図19 重点戦略2の評価指標）。

平成32年度目標数値

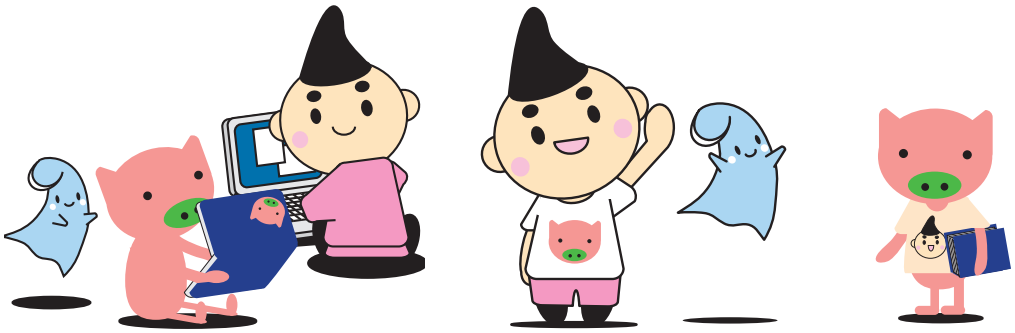

アーカイブ蓄積コンテンツ数
20 以上

アーカイブ活用事業数
10 事業

図 19　重点戦略２の評価指標

重点戦略3 幅広い市民のニーズに対応した文化生涯学習への連携協力体制

茅ヶ崎市の文化生涯学習に関する大きな課題としては、参加者の広がりが十分でないことがあげられます。

そこで、幅広い市民のニーズに対応した文化生涯学習への連携協力体制を図ります。

生涯にわたって学習していくためには、幼少期から文化芸術に触れることが大切です。本戦略における取り組みとして、市民のうち特に次世代を担う子ども達の豊かな創造性、感受性をはぐくむことを目的とした文化会館や美術館等の事業として、施設外での事業実施や出前的事業（以下「アウトリーチ事業」という。）等を行い、児童・生徒等が文化芸術に触れる機会の増加を図ります。このアウトリーチ事業等を通して、文化に携わる人材の育成・支援を図ります。

さらに、児童・生徒以外の世代に対しても、段階的に実施していくことにより、今まで自発的に文化芸術に触れる機会が多くなかった市民の文化芸術に触れる機会を増やします。これらの取り組みについては、茅ヶ崎市文化振興財団や教育委員会との連携を図っていきます。

また、いつでもどこでもだれでも学ぶことができるよう、従来からのまなび講座（市職員による出前講座）を見直し、まなびの市民講師や団体・サークル、企業等も含め、多彩なメニューから選択できるよう整備、発信していきます。

本戦略における取り組みとして、上記のような事業を進めることにより、文化会館や美術館等をはじめとして、文化施設への来館者を増やすことも目標となります。また、文化生涯学習活動を市民が自発的に行うことによって、市民自らが茅ヶ崎市について知り、愛着心を持ち、未来を創造する力をはぐくむことができるようになることを目指します。

重点戦略3の実現に向けては、次のようなスケジュールで進めます。児童・生徒を対象としたアウトリーチ事業を進める中で、対象の拡大について検討し、実施を目指します（図20 重点戦略3のスケジュール）。

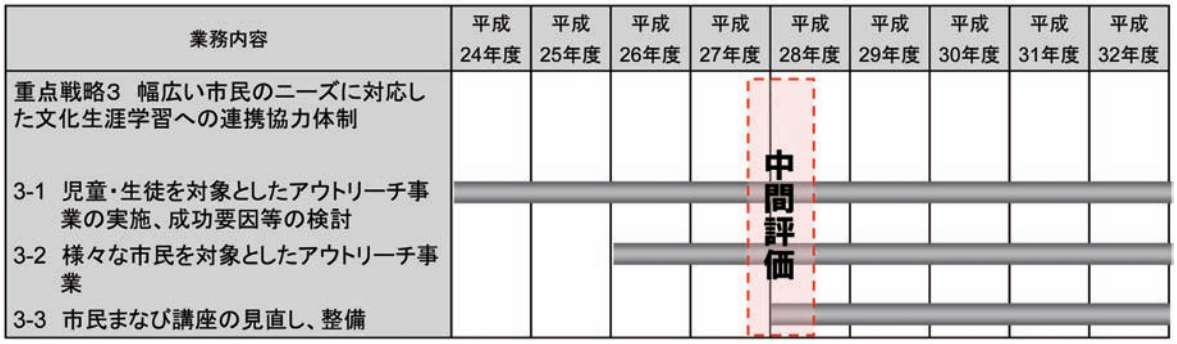

図 20　重点戦略３のスケジュール

評価にあたっては、学校等の活用状況に加え、その後の児童・生徒の美術館等の利用状況等、事業がきっかけと考えられる利用についても評価の対象とします。また、参加することが容易でない方々を対象とした事業についても、同様に評価を実施します。満足度をアンケートで把握できる場合は満足度80％の達成を目標とします。また、市民向けアウトリーチ事業等は、年間10回の実施を目標とします（図21 重点戦略3の評価指標）。

平成32年度目標数値

講座受講者の満足度
８０％

市民向けアウトリーチ事業
年間１０回実施

図 21　重点戦略３の評価指標

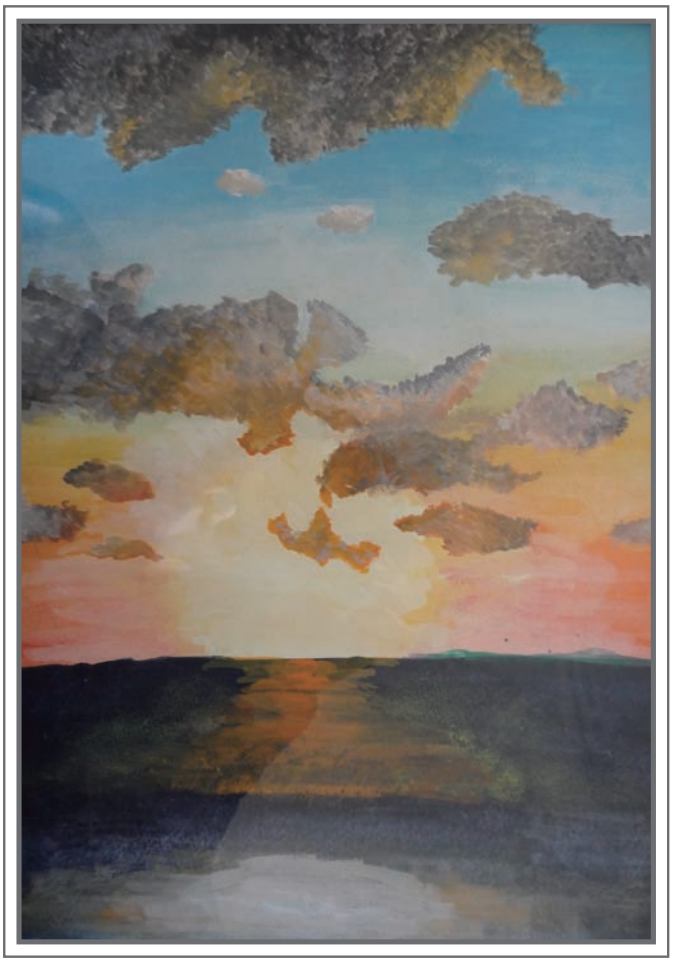

神奈川県立茅ケ崎北陵高等学校
2011 年神奈川県高校美術展出品作品

第４章　文化生涯学習プラン及び施策の推進に向けて

茅ヶ崎市の文化生涯学習の発展には、活動の主役である市民のはたらきが欠かせません。そこで行政は、市民が主体的に、幅広く文化生涯学習活動に関わり、自らの力で積極的に継続発展させていくための支援を行い、市民同士が交流し創造力や活力を創出できるよう、文化生涯学習プランを推進していきます。

また、本プランを推進するにあたり、これまで本市における文化生涯学習活動の振興に取り組んできた個人や団体、学校、企業及び茅ヶ崎市文化振興財団と連携・協力を図ります。

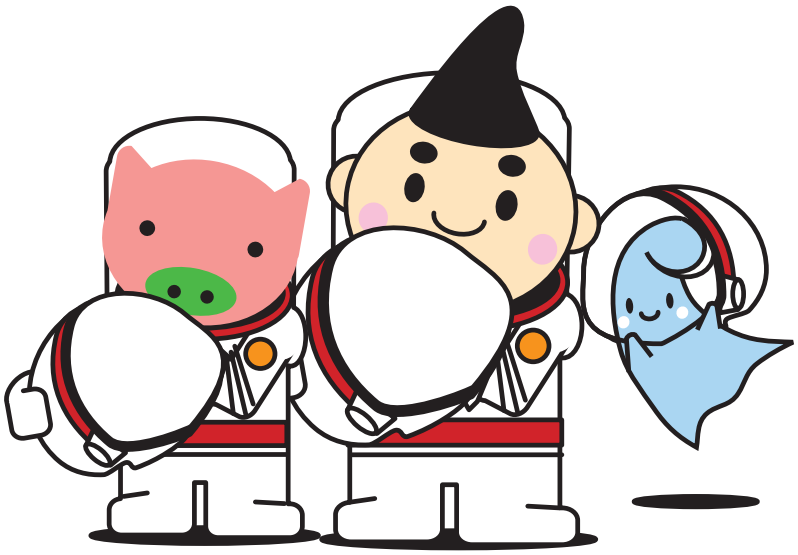

1 文化生涯学習プランの推進体制

文化生涯学習プランは、茅ヶ崎市長の附属機関である茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会をはじめとして、茅ヶ崎市文化生涯学習部文化生涯学習課を中心とした各行政担当課が推進にあたります。

なお、各推進機関の概要は次のとおりです。

(1) 茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された附属機関です。

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会規則（平成22年茅ヶ崎市規則第19号）第2条で同委員会の所掌事項として、「文化生涯学習プランの策定及び変更並びに当該プランに基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するもの」と規定しています。

委員は、公募により選任された者並びに文化団体協議会、茅ヶ崎市文化振興財団、社会教育委員会議、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、商工会議所、幼稚園協会及び小・中学校長会から推薦された者並びに学識経験者の14人以内で構成し、市長が委嘱します。

(2) 茅ヶ崎市文化生涯学習推進連絡調整会議

文化生涯学習プランの策定及び推進にあたり、関係各課等相互の緊密な連絡調整を図り、その施策を効果的に推進することを目的として設置しています。

同会議は、会長が文化生涯学習部長、副会長が文化生涯学習課長、委員が市民自治推進課長、企画経営課長、情報推進課長、施設再編整備課長、財政課長、防災対策課長、産業振興課長、スポーツ健康課長、男女共同参画課長、保健福祉課長、障害福祉課長、高齢福祉介護課長、子育て支援課長、環境政策課長、都市政策課長、景観みどり課長、教育総務課長、教育政策課長及び社会教育課長で構成します。

また、調整会議の所掌事項について資料収集、分析などを行い、調整会議の討議に資するために担当者部会を設置します。

部会は、部会長が文化生涯学習課長、部会員が市民自治推進課、企画経営課、情報推進課、施設再編整備課、財政課、防災対策課、産業振興課、スポーツ健康課、男女共同参画課、保健福祉課、障害福祉課、高齢福祉介護課、子育て支援課、環境政策課、都市政策課、景観みどり課、教育総務課、教育政策課及び社会教育課の主幹、課長補佐又は担当主査の中より課かい長が推薦した者で構成します。

2 文化生涯学習プランにおける財団法人茅ヶ崎市文化振興財団の役割

茅ヶ崎市文化振興財団は、茅ヶ崎市が全額出捐し、平成8（1996）年4月に設立された財団法人です。設立の目的として、「この法人は、茅ヶ崎市における文化の向上及び振興を図るための事業を行うとともに、市民の自主的で創造的な文化活動を促進し、もって豊かな地域文化の形成と発展に寄与することを目的とする」とされています。この目的のもとで、茅ヶ崎市文化振興財団は設立以来、茅ヶ崎市における文化生涯学習活動の振興・拡大について、重要な役割を担ってきました。

これまで茅ヶ崎市の文化施設（文化会館・美術館及び茶室・書院松籟庵）の管理運営を行い、施設の特性、スタッフの専門的な経験や知識を活用し、文化芸術の鑑賞機会の提供、市民文化の創造及び育成、子ども達が文化芸術に親しむ機会の提供、文化情報の収集及び提供を行ってきました。また、これらの事業に加えて埋蔵文化財の調査研究や、文化遺産に関する普及啓発にも取り組んできました。

いずれの事業においても、市民一人一人が文化芸術活動の主役であることを常に念頭に置き、市民一人一人が主体的に幅広く文化芸術活動に関わり、創造力を育み、茅ヶ崎で豊かに生きていることを実感し、自らの力で積極的に継続発展させていく「支援」を重点事業として位置づけています。

また、市民同士が交流し協力し合い、個々の持てる多様な能力を発揮して結びついた結果として生まれる創造性や活力の創出など様々な効果を重視し、文化芸術活動を行う個人や団体などと協働し、共催事業や連携事業を積極的に行っています。

文化生涯学習プランは、茅ヶ崎市における市民の文化生涯学習活動の活性化に対する基本的な取り組み方を示していますが、茅ヶ崎市文化振興財団は、これまでと同様、行政と密接な連携を図りながら、茅ヶ崎市文化振興財団の設立目的と茅ヶ崎市文化生涯学習プランの行動目標に基づき、市民による新しい文化の創造を支援する中心拠点の一つとして、市民の文化生涯学習活動の活性化に向けて努力していくこととします。

市民の自主的で創造的な文化生涯学習活動を促進し、豊かで活力のある地域社会の形成・発展に寄与するため、茅ヶ崎市文化振興財団が取り組む重点的な事業は次のとおりです。

※財団法人茅ヶ崎市文化振興財団は、外郭団体の整備統合により平成24年4月1日に財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団になり、今後、公益法人目的事業を主に実施する公益財団法人へと移行する予定です。

(1) 市民文化の創造及び育成

ア　市民の自主的で創造的な文化芸術活動を支援・育成します。

・スタッフの専門的な経験や知識を生かした市民の文化芸術活動の相談支援

イ　文化芸術を通して次世代を担う子ども達の育成を行います。

・子ども達の表現力、想像力、コミュニケーション力などを育むワークショップの拡充
・学校や子どもに関連する機関や施設との連携の強化とアウトリーチ事業の実施と定着化
・豊かな心を育む作品の鑑賞機会の提供

ウ　管理施設以外の様々な場所で、誰もが気軽に文化芸術にふれ、体験できる機会をつくります。

・アウトリーチ事業の拡充（ワークショップや講座）

エ　市民同士が出会い、交流し、触発しあい、新しい文化を創造する機会を提供します。

・茅ヶ崎ゆかりの人材の事業への登用・市民への紹介
・市民同士が交流するワークショップや講座の拡充

オ　市民との連携・協働による事業を拡充します。

(2) 文化芸術の鑑賞機会の提供

ア　だれもが優れた文化芸術を身近に鑑賞できる機会をつくります。

・アウトリーチ事業の拡大
・生きる喜びや安らぎ、感動を伝える多彩な文化芸術の紹介

イ　市民が鑑賞から発展した学びや創造を行う機会をつくります。

・事業の関連講座やワークショップの開催

(3) 文化情報の収集及び提供

常に多彩な最新の文化芸術情報を提供し、市民の活動意欲を支えます。
・市民の文化芸術活動情報の積極的収集と広報の支援（市民と市民の橋渡し）
・市民の文化芸術活動を支える情報の収集と提供
・公式WEBサイトにおける提供情報の充実

(4) 文化振興に関する調査研究

ア　茅ヶ崎の文化資源や人材の調査を行い活用につなげます。

・事業への登用や市民への紹介による育成

イ　事業に関する先進事例の研究を行います。

(5) 文化遺産に関する啓発

市民が、自分たちの暮らす茅ヶ崎の貴重な歴史的財産である埋蔵文化財を知り、学びにつなげ、愛着心を持ち、後世に引き継いでいくため、埋蔵文化財に関する講座や発掘調査の成果を紹介する展示会・発表会を行います。

(6) 埋蔵文化財の調査研究の受託

埋蔵文化財発掘調査、出土品の整理、報告書の発行を行い、文化財の保護、活用、継承に寄与します。

(7) 文化施設の管理運営

安全・安心・快適に利用できる施設の環境と運営体制を整え、維持します。スタッフの専門的・技術的支援によって市民の文化芸術活動を支え・育みます。

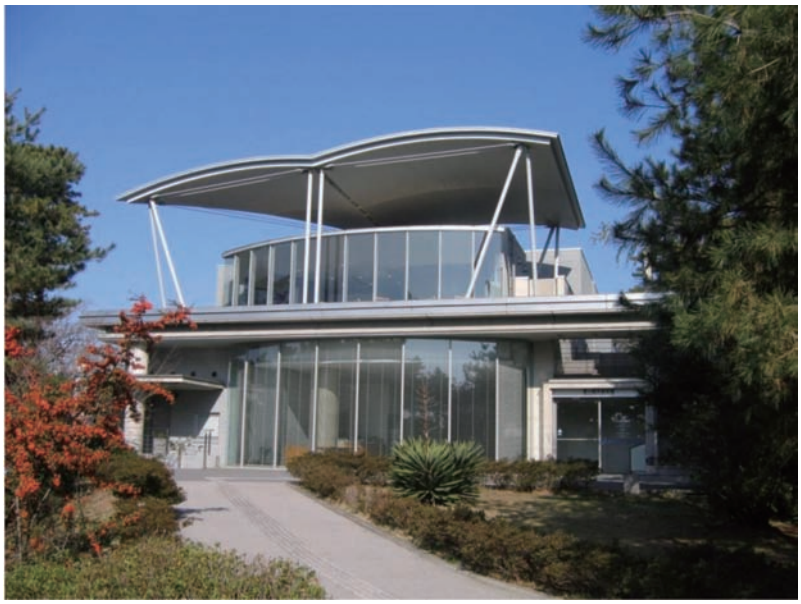

茅ヶ崎市美術館

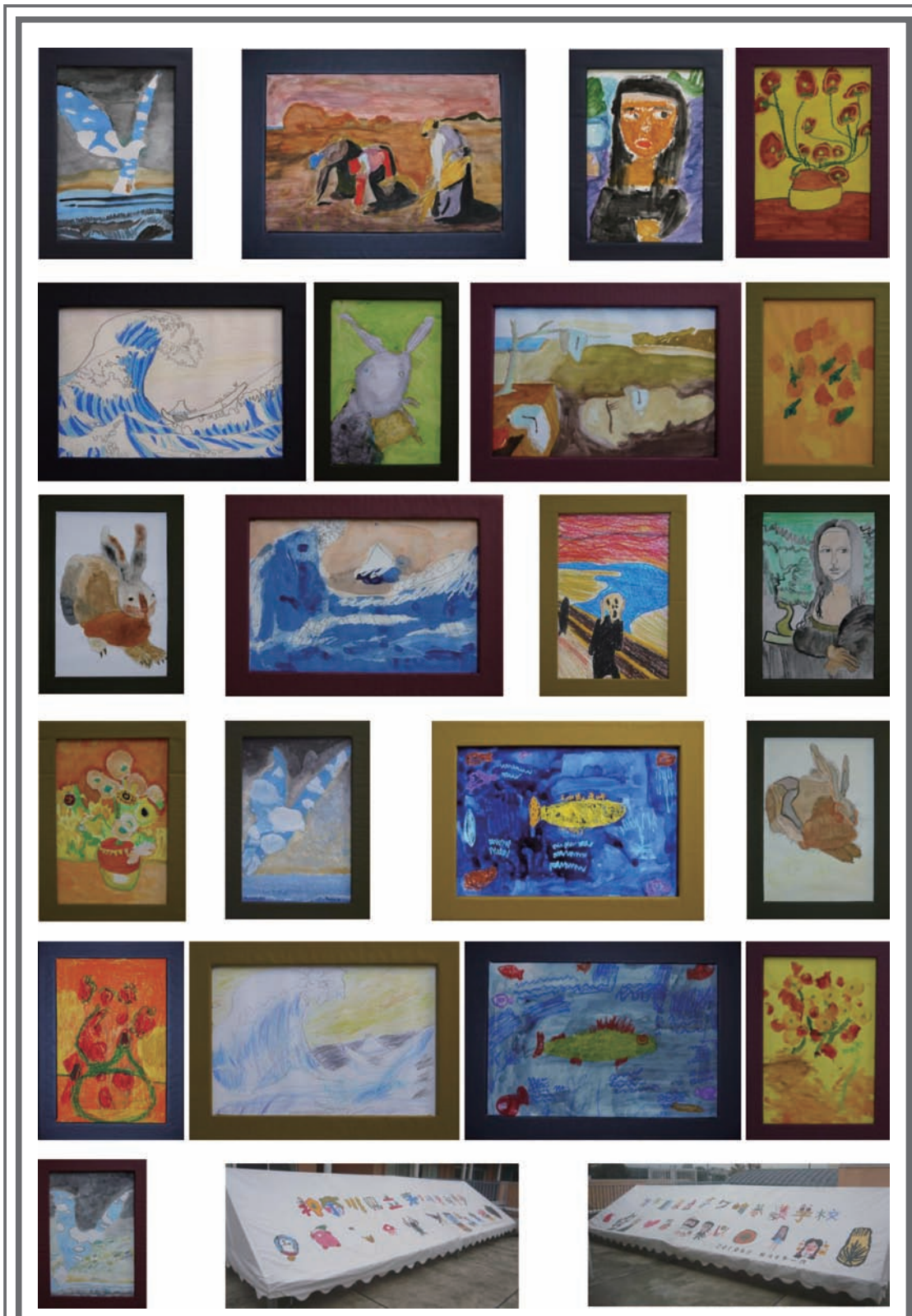

*模写した名画

「モナ・リザ」レオナルド・ダ・ヴィンチ作

「野うさぎ」アルブレヒト・デューラー作

「神奈川沖浪裏」葛飾北斎作

「落穂拾い」フランソワ・ミレー作

「ひまわり」フィンセント・ファン・ゴッホ作

「叫び」エドヴァルド・ムンク作

「金色の魚」パウル・クレー作

「大家族」ルネ・マグリット作

「記憶の固執」サルヴァドール・ダリ作

神奈川県立茅ケ崎養護学校

「名画の模写」「テントアート」

B 高等部 14期生共同作品

資料編

資料1　茅ヶ崎市文化生涯学習プラン策定体制
資料2　茅ヶ崎市文化生涯学習プラン策定基本方針
資料3　茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会規則
資料4　茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定について（諮問）
資料5　茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定について（答申）
資料6　茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会会議の経過
資料7　茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会委員名簿
資料8　用語の解説（五十音順）
資料9　「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

資料１　茅ヶ崎市文化生涯学習プラン策定体制

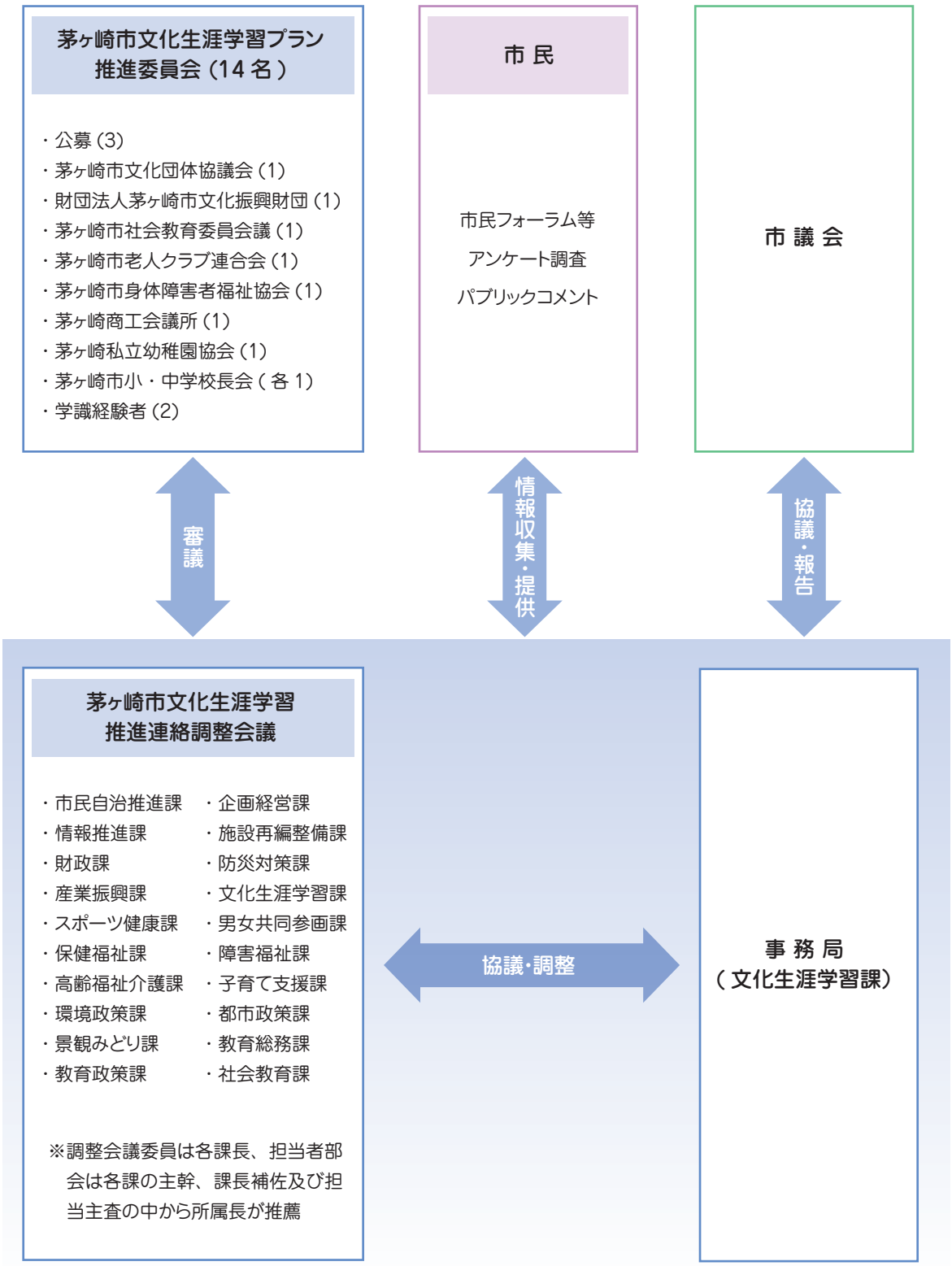

資料２　茅ヶ崎市文化生涯学習プラン策定基本方針

1　計画策定の趣旨

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン（以下「文化生涯学習プラン」という。）は、文化生涯学習に関する施策を総合的、効果的に進めることを目的として策定するものです。

これまで培われてきた「茅ヶ崎」の文化資源を守りつつ生かし、すべての市民とともに新たな文化を創り育てていきます。

また、多様化した市民の学習ニーズに対応し、市民のだれもがそれぞれの目的に応じて、いつでも、どこでも、なにからでも学習に取り組める環境づくりを推進するとともに、学習の成果を生かすことができる生涯学習社会の実現を目指します。

2 計画策定の背景

(1) 国・県の動向

文化行政に関しては、「心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的」とする「文化芸術振興基本法」（平成13年12月制定）第4条において、文化芸術振興における地方公共団体の責務が明文化され、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。同法の制定をうけて、「神奈川県文化芸術振興条例」が制定され（平成20年7月）、同第4条に基づいた文化芸術の振興に関する基本的な計画として、平成21年度から25年度を計画期間とした「かながわ文化芸術振興計画」が平成21年3月に策定されました。同計画においては、市町村に対しては、県との情報交換に努め、連携・協力関係を構築するほか、地域における文化芸術活動の支援、伝統芸能や文化財の保存・継承にかかわる取り組みを推進していくことが期待されるとしています。

生涯学習推進行政に関しては、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（平成2年6月制定）において、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関し、その推進体制の整備その他必要な事項が定められています。県においては、平成4年に生涯学習審議会が設置され、それ以降さまざまな答申が出されています。平成9年3月には「かながわ生涯学習推進構想」が策定され、その後における生涯学習関連の取り組みは、平成19年8月策定の「かながわ教育ビジョン」の中で、人づくりの視点における市町村の役割として、身近な地域における教育支援や生涯学習などの場・機会の提供、県との協力の推進、地域との連携を促進するしくみづくりや人材の育成、人づくりを進める環境の整備・充実などを掲げています。

また、平成18年12月には「教育基本法」が改正され、第3条として生涯学習の理念が新たに加えられました。これにより、学習支援のみならず学習成果の活用支援までを視野に入れた生涯学習政策が求められることとなりました。平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」では、この理念に配慮しつつ、教育行政分野に加え首長部局において実施される生涯学習に資する施策全体を総合的に調和・統合させるための行政が、生涯学習振興行政の固有の領域であると掲げられています。

(2) 茅ヶ崎市の取り組み

文化行政においては、文化振興の基盤整備として、平成8年に財団法人茅ヶ崎市文化振興財団を設立し、文化施設を活用しながら継続的に市民の芸術文化活動を支援する事業を展開しています。

平成9年には文化を核としたまちづくりを総合的に推進するための指針として「茅ヶ崎市文化トータルプラン」(以下「文化トータルプラン」という。)を策定しました。施策の基本要素を人、施設、環境と考え、「茅ヶ崎市の芸術・文化を創造するのは市民である」という文化振興に対する基本理念をもとに施策をとりまとめ、「茅ヶ崎らしい個性あふれる文化のまち」を目指し、以来、文化行政の推進に取り組んできました。

生涯学習推進行政においては、平成9年に「ちがさき・まなびプラン」(以下「まなびプラン」という。)を策定しました。「共に学び、共に生きるまなびのまち」を実現するために、「いつでもどこでもだれでもなにからでも」学ぶことができ、その成果が適切に活用される学習環境の整備、生涯学習の推進に関する施策を展開してきました。このまなびプランは平成22年度で終了します。

また、平成19年度から20年度にかけては、文化行政のあり方について庁内で検討し、文化行政と生涯学習推進行政との関連性を捉え、両者が一体となることによる効率的な行政運営について議論しました。そして、平成22年度の組織改正では、生涯学習推進行政を教育委員会から首長部局へ移行し、文化行政と生涯学習行政を総合的に推進することとしました。

これらの流れを踏まえ、本市の文化及び生涯学習推進行政の現状と国・県・他市町村の動向、市民ニーズを把握し、文化トータルプラン及びまなびプランの進捗状況から課題を整理する必要があります。

(3) これまでの取り組みの評価

これまでの本市における文化行政では、鑑賞だけではなく市民の参加を通した芸術文化に親しむ環境づくりと、文化の伝承や創造につながる施策を展開してきました。

平成15年には文化施設及び文化活動の現状分析並びにこれからの茅ヶ崎の文化のあり方について、茅ヶ崎市文化トータルプラン推進協議会において協議され、提言として報告されています。また、平成21年度に行った「文化活動に関するアンケート調査」においては、「現在文化芸術活動をしている」又は「今後活動してみたい」市民の割合は半数を超えており、市民の文化芸術活動への関心の高さをうかがうことができます。市の文化芸術の拠点である市民文化会館と美術館の施設利用率も毎年上昇傾向にあり、施策展開に一定の成果があったものと判断できます。その一方で、市の文化芸術を振興するために「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の拡大」や「文化芸術に関する情報提供」を望む声が多く、課題として浮かびあがってきています。

生涯学習推進行政では、茅ヶ崎市生涯学習推進委員会からの提言により、ちがさき市民大学、生涯学習相談コーナー、まなび人材事業、生涯学習情報誌（紙）、企業との連携事業が次々と具現化されてきました。また、講座の開講や情報誌の発行など生涯学習への参加機会の提供に関する施策を市民とともに実施し、一定の成果を上げています。

同委員会においては、平成19年度に事業実績やアンケートによる市民の声をもとに10年間の事業評価を行いました。以後毎年評価を行う中で、「次世代を育てる世代」に向けた事業の実施、学習情報の提供、相談機能の充実が課題として挙げられています。

このようにそれぞれのプランに基づいて施策展開を進めてはいたものの、両プランにおいては、時代の変遷とともに、いくつかの課題が生じてきました。策定当時PDCAサイクルといった業務管理の意識は低かったため、最終的な達成目標と基本的な施策の方向の関連が不明確であったこと、定期的にプランの進行をチェックする機能が働いていなかったこと、行政と他組織との連携の役割が不明確であったことです。

プラン策定にあたっては、市民への周知・広報に努め、市民のチェック機能をより有効に機能させていくとともに、明確な目標設定により検証することができる評価システムの構築が求められます。

3 計画の位置づけ

「生涯学習」は、平成23年度を初年度とする茅ヶ崎市総合計画基本構想において、「共生社会」「環境」「協働」「安全・安心」とともに、政策共通認識（政策・施策に取り組むうえで常に念頭に置くべき事項）に位置づけられました。

その中では「生涯学習」の視点を、「人々が生きがいを持ち、いきいきと暮らしていくためには、働くこと、子育て、スポーツ、地域福祉、環境保全活動、まちづくり、地域活性化、行政経営など、生涯を通してさまざまな分野で学び、学習の成果を生かす場があり、関わっていくことが重要」としています。

また、同基本構想におけるまちづくりの基本理念の1つとして、「学び合い育ち合うみんなの笑顔がきらめくひとづくり」の中で、「多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち」を政策目標とし、「まなびを通して、自らが住むまちについて知り、愛着を持ち、未来を創造する力をはぐくむ」を施策目標に掲げました。

文化生涯学習プランは、今後取り組むべき施策や事業の具体化を図るとともに、政策共通認識「生涯学習」を体系的に捉え、各課における施策との連携・調整を行い、まちづくりに向けた計画として位置づけます。

4 計画期間

文化生涯学習プランの計画期間は、平成24年度から平成32年度までの9年間とします。

また、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため、計画策定後4～5年を目途に中間評価を行い、その成果を踏まえ必要に応じて見直しを行うことにより、計画の実効性を確保します。

23.7.25　市民フォーラム
（文化生涯学習プラン策定に関する意見交換会の様子）

5 計画策定に当たっての留意事項

(1) 文化生涯学習行政の推進に向けて

これまで文化行政と生涯学習行政は別々の形で推進されてきましたが、生涯学習を支える基盤として文化を捉える、あるいは学習の成果として文化芸術活動を捉えるなど、文化と生涯学習とは深い結びつきのあるものです。

また、両者にはともに、市民の自主的・自発的な活動を推進し、その活動によるまちづくりを目指す推進行政としての役割があります。

これらのことから、文化行政と生涯学習推進行政を統合することで、ひとづくりを効率的・重点的に実施することができ、さらにまちづくりのソフト面での基盤整備へと広げていくことが可能となります。

文化生涯学習プランは、社会・経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するためにも、施策の見直しを定期的に行い、その結果を行政運営に生かすとともに、文化と生涯学習の関係性を意識し、目標を明確に示すことにより、各種施策を体系的に位置づけ、施策の進ちょく状況を客観的に評価できるものとします。

(2) 市民とのかかわり

文化生涯学習プランは、個人、団体、学校、企業等との連携・協働による、魅力あるまちづくりを実現するためのプランであることに留意し、策定過程においても周知を図り、市民にとってわかりやすいプランづくりを目指します。

このことにより、市民と行政が同じ目線で自発的かつ積極的に事業に関わることが可能となります。

6 基本的な考え方

(1) 達成目標

文化生涯学習プランにおける基本理念は、「みんながまなび未来を創造する文化生涯学習のまち　ちがさき」とします。

これを実現するために、「きっかけづくりから成果の還元までのサイクル」の構築を目指し、うるおいのあるまちをつくります。なお、このサイクルは、だれもが自然に文化・芸術に親しみ、学びあう楽しさや喜びを周囲に広げていくことにより、豊かな感性がはぐくまれ、豊かな人材が育ち、豊かな文化創造都市としての土壌が形成される循環を指しています。

(2) 行動目標

ア　機会の提供

市民が文化・芸術に親しんだり、自己の充実に向けた学習をするきっかけづくりとなる機会を提供します。また、その意欲を維持し、創造などの活動に発展していくための機会の提供の充実を図ります。

イ　人材の育成と活用及び支援

芸術家や芸術家とともに文化芸術活動を支える活動を行っている人などの育成と活用、それらを支援する取り組み、文化芸術活動の成果を発表する機会の確保など環境の整備を行います。

また、市民の文化生涯学習活動を支援する人（支援者）の知識や指導力を高めるための講座や研修会を開催し、その成果を発揮する場を充実させることにより、支援者の育成を図ります。

そして、だれもが文化生涯学習活動の担い手となり、次世代へと伝えていくことができる環境をつくります。

ウ　拠点機能の整備

市民が情報収集や情報交換ができる交流を促す場であり、文化生涯学習活動に関する相談ができる場としての機能を備えた中心拠点をつくります。

また、情報の共有化が図れるよう、公民館等の公共施設とのネットワークづくりを行い、拠点機能の整備を図ります。

エ　文化資源の有効活用

本市における文化資源の調査・研究、保存、維持・継承を図ります。

また、市民が本市の文化資源に関する知識や理解を深め、新たな文化を創造できるよう、文化資源を活用した普及啓発活動を継続的に行います。

オ　連携・協働のしくみづくり

文化生涯学習行政を推進し、施策を展開する上で、個人、団体、学校、企業等の枠組みを超えた連携・協働などの協力関係を構築します。

また、国・県・他市町などの行政間及び庁内関係部局の連携による横断的な取り組みに向けて、連携・協働のしくみづくりを行います。

7 策定体制

(1) 茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年条例第44号）に基づき設置された附属機関です。

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会規則（平成22年規則第19号）第2条で同委員会の所掌事項として、「文化生涯学習プランの策定及び変更並びに当該プランに基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するもの」と規定しています。

委員は、公募により選任された者並びに文化団体協議会、文化振興財団、社会教育委員会議、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、商工会議所、幼稚園協会及び小・中学校長会から推薦された者並びに学識経験者の14人以内で構成し、市長が委嘱します。

(2) 茅ヶ崎市文化生涯学習推進連絡調整会議

計画策定にあたり、庁内関係課かいが連携して諸施策の総合調整を図り計画に関する事項について所掌することを目的として設置します。

調整会議は、会長が文化生涯学習部長、副会長が文化生涯学習課長、委員が市民自治推進課長、企画経営課長、情報推進課長、施設再編整備課長、財政課長、防災対策課長、産業振興課長、スポーツ健康課長、男女共同参画課長、保健福祉課長、障害福祉課長、高齢福祉介護課長、子育て支援課長、環境政策課長、都市政策課長、景観みどり課長、教育総務課長、教育政策課長及び社会教育課長で構成します。

また、調整会議の所掌事項について資料収集、分析等を行い、調整会議の討議に資するために担当者部会を設置します。

部会は、部会長が文化生涯学習課長、部会員が市民自治推進課、企画経営課、情報推進課、施設再編整備課、財政課、防災対策課、産業振興課、スポーツ健康課、男女共同参画課、保健福祉課、障害福祉課、高齢福祉介護課、子育て支援課、環境政策課、都市政策課、景観みどり課、教育総務課、教育政策課及び社会教育課の主幹、課長補佐又は担当主査の中より課かい長が推薦した者で構成します。

資料３　茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会規則

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会規則

平成22年3月26日

規則第19号

（趣旨）

第１条　この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　委員会は、茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定及び変更並びに当該プランに基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

（委員）

第３条　委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 市の区域内の公共的団体等の代表者

(3) 市の区域内の事業者の代表者

(4) 市の区域内の学校の代表者

(5) 学識経験を有する者

2　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選により定める。

2　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3　委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（分科会）

第６条　委員会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議するため分科会を置くことができる。

2　分科会は、委員会の委員のうちから委員長の指名する委員をもって組織する。
3　分科会に会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により定める。
4　会長は、当該部会の事務を掌理する。
5　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、当該分科会に属する委員のうちからあらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

（意見の聴取等）

第７条　委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、文化生涯学習部文化生涯学習課において処理する。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

1　この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
2　茅ヶ崎市文化トータルプラン推進協議会規則（平成16年茅ヶ崎市規則第13号）及び茅ヶ崎市生涯学習推進委員会規則（平成22年茅ヶ崎市規則第13号）は、廃止する。
3　第3条第1項の規定による茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会の委員の委嘱のために必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

資料4　茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定について（諮問）

22茅文生第106号
平成23年1月17日

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会
委員長　小林　信武　様

茅ヶ崎市長　服部　信明

茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定について（諮問）

このことにつきまして、次のとおり茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会規則第2条の規定により諮問します。

1　諮問する事案

本市では、文化生涯学習に関する施策を総合的、効果的に進めるために、「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン策定基本方針」に基づき、標記のプランを策定いたします。

策定に際し、プランの方向性や同策定基本方針中「6. 基本的な考え方」の(1) 達成目標と(2)行動目標について、専門的な立場からご意見をいただきたいので諮問します。

2　添付書類

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン策定基本方針

資料５　茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定について（答申）

23茅文生第18号
平成23年5月10日

茅ヶ崎市長　服　部　信　明　様

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会
委員長　小　林　信　武

茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定について（答申）

平成23年1月17日付け22茅文生第106号で諮問のありました標記のことについては、別紙のとおり答申します。

1　第1期茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会答申

第１期茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会

答　申

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン策定にかかる

プランの方向性及び基本的な考え方について

平成23年5月10日

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会

はじめに

本委員会は、平成23年1月17日付け「茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定について（諮問）」に関し、その方向性と基本的な考え方について議論を重ね、検討を進めてきました。

茅ヶ崎市が新たに文化生涯学習プランを策定するにあたり、委員会では、文化行政と生涯学習行政の双方を統合してプランを策定することの意義を改めて検討してきました。統合プランの策定の意義は、施策を総合的・効果的に進めることだけではありません。文化行政が市民の生涯学習活動の活性化を、生涯学習行政が文化の新たな活用や新たな文化の創造を促し、お互いがお互いを高め合う事業運営が可能となるところに、今般の新プラン策定の意義があるものと考えます。

今後、少子高齢化がさらに進み、平均寿命が伸びる中で、退職後の時間をどのように過ごしていくかという課題はますます解決すべき必要性が高まっていくことが予測されます。行政における財政的な課題や、市民のニーズの拡大等を踏まえると、より多くの分野での市民の参加が重要であると考えられ、市民が主役となった生涯学習の場の提供や、文化資源の活用・文化の創造が求められます。一方で、これまでの文化行政及び生涯学習行政は様々な事業を通じて市民が文化に触れる機会や生涯学習活動に参加する機会を提供してきましたが、参加者は高齢者の占める割合が多く、若者を中心とした層には強く訴求してこなかったことが課題として指摘されます。また、本来、生涯学習は、すべての世代が対象となり、今後は次世代の育成といった視点も必要になります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関連して、全国的に文化芸術活動等が縮小されるといった動きが見られます。しかし、文化庁長官も、文化芸術活動が活発になされることを通じて国民ひとりひとりが活力を取り戻すことが、日本全体の元気を復活させると言われています。その意味でも、文化芸術活動及び生涯学習活動の重要性を再認識する必要があるでしょう。

このたび、茅ヶ崎市文化生涯学習プランにおける策定基本方針をもとに複数回の議論を経て、当委員会において取りまとめがなされましたので、諮問に対し、国の動向等を踏まえた上で、茅ヶ崎市の新プランの方向性と基本的な考え方について以下のとおり答申します。

第１章　答申にあたって

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会は、茅ヶ崎市長より平成23年1月17日付け22茅文生第106号「茅ヶ崎市文化生涯学習プランの策定について（諮問）」により、プランの方向性と「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン策定基本方針」中の「6. 基本的な考え方」の（1）達成目標と（2）行動目標について諮問を受けました。

文化生涯学習プランの策定にあたっては、策定基本方針を踏まえることに加えて、これまでに茅ヶ崎市における文化行政、生涯学習行政の指針として機能していた「茅ヶ崎市文化トータルプラン」及び「ちがさき・まなびプラン」の成果と課題を評価・分析した上で、良い点は引き継ぎ、課題を解決するプランを策定することが重要だと考えています。また、これまで継続的になされてきた茅ヶ崎市生涯学習推進委員会による提言や、総合計画を策定する上で実施したアンケート調査等の成果を踏まえて策定することが肝要です。

プランの構成については、方針や施策の方向、取り組む事業に加え、どういったことを達成したいのかを明記することが望ましいでしょう。策定基本方針の達成目標で挙げられている基本理念「みんながまなび未来を創造する文化生涯学習のまち ちがさき」のみでは、プラン及び施策の達成度評価をすることが容易ではないものと考えられるため、数値目標の設定を含め、様々な評価指標についての検討が望まれます。

なお、数値目標の設定に当たっては、各事業の実施目標（回数や参加人数等）だけでなく、プラン全体としての達成度を評価することが必要です。プランの計画期間を通じて茅ヶ崎市民の文化や生涯学習との関わりをどういう状態にしたいか、あるいは行政のバックアップや市民活動に満足しているかといった点を市民からのアンケート調査等によって明らかにし、今後の施策展開へとつなげていくことが求められます。

また、施策については、単に連ねるに留まらず、重要施策等を定め、取り組む優先順位を明らかにすることも検討に値すると考えます。9年間の計画期間内において、特に中間評価を実施することを踏まえると、どういった施策について優先的に取り組むのかを示すことは重要です。

多くの自治体や民間企業で言われるように、Plan- Do- Check-Actionで構成されるPDCAサイクルに則って事業を実施し、成果や課題について検証した上で次の施策につなげていくことは、現代の事業運営においては必須です。そのため、中間評価の実施を含め、成果をどういった形で検証していくかを示すことが必要になります。

なお、諮問の対象として挙げられていた「プランの方向性」については、第2章として委員の中で学識経験を有する者として選任されている浅井経子委員、野田邦弘委員が起草委員として中心となり執筆し、「基本的な考え方」の達成目標及び行動目標については委員会での審議にもとづき第3章としてまとめました。

当委員会はそれぞれ次のように答申します。

第２章　「プランの方向性」について

2.1　文化生涯学習施策に関する我が国の動向

2.1.1　文化芸術振興に関する動向

平成23年1月に文化審議会より「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）について」の答申が行われ、成熟する社会の中でどういった文化振興のかたちがあるかという点について、提言がなされています。

提言においては、まず文化芸術に関する危機感が打ち出されています。

「国から地方へ」、「官から民へ」の流れの下、民間と行政の役割分担の見直しや地方分権の推進等が図られており、非営利活動やボランティア活動等の活発化、企業のメセナ活動についても評価がなされています。

一方、人口減少社会の到来、地方における過疎化や少子高齢化、都市部における単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されています。経済情勢や、厳しさを増す地方の財政状況に加え、公立文化施設への指定管理者制度の導入等の影響によって、地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感も示されています。

国際的には、グローバル化の進展に伴い、文化芸術による創造的な相互交流が促進される一方、文化的アイデンティティや文化的多様性をめぐる問題が生じていることが指摘されています。また、周辺国の経済・文化両面における発展が進んだ結果、我が国の国際的地位の相対的な低下に懸念を示しています。

また、インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流を活性化させたり、情報の受信・発信を容易にしたりする等、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらす一方で、人間関係に及ぼす様々な影響や、人々の知的コンテンツ利用の在り方に係る変化に伴い、違法配信等による著作権侵害の深刻化が進んでいるといった新たな社会的課題を引き起こしていることが指摘されています。

そういった現状を踏まえ、文化芸術が成熟社会における成長の原点であること、文化芸術振興には社会への強い波及力があること、また、社会を挙げての文化芸術振興が必要であるといった前提に立ち、文化芸術の進行に関する具体的な提言がなされています。

文化芸術の振興に関する重点施策としては、①文化芸術活動に対する効果的な支援、②文化芸術を創造し、支える人材の充実、③子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実、④文化芸術の次世代への確実な継承、⑤文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用、⑥文化発信・国際文化交流の充実の6項目を重点戦略

として具体的に施策を実施していくことが求められています。

なお、基盤整備の必要性に関しては、情報通信技術の活用の推進、自治体・民間団体等への情報提供の積極化、民間を支援する活動の活性化等に加え、民意を政策形成に反映させることの重要性についても触れられています。

2.1.2　生涯学習に関する動向

平成16年の第2期中央教育審議会生涯学習分科会の審議経過の報告「今後の生涯学習の振興方策について」において、「個人の需要と社会の要請のバランス」「人間的価値と職業的知識・技術の調和」「継承と創造」という生涯学習振興方策の基本的方向が提起され、それは平成21年2月の中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」にも引き継がれ、一部は教育基本法（平成18年改正）や社会教育法（平成20年改正）に取り入れられました。

平成21年2月の中央教育審議会答申では、「知の循環型社会」の構築を目指し、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」及び、「社会全体の教育力の向上」について具体的方策を取りまとめるとともに、国及び地方公共団体の生涯学習・社会教育行政の在り方についてが提言されました。

この答申のいう「知の循環型社会」とは、国民一人一人の生涯を通じた学習を支援するとともに、学習の成果を家庭教育支援、学校支援や地域課題解決等に生かすことができるように整備し、それにより社会全体の教育力を向上させることができ、そのような学習成果の活用を通して新たな学習需要が生まれるというもので、教育基本法第三条「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」を実現させようというものです。また、それを通して社会全体の活力を持続させることができるとしています。

「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」では、社会の変化による要請に応えるよう、学ぶ意欲を支えることや「生きる力」「人間力」「社会人基礎力」等の能力を身につける学習機会の提供、再チャレンジを可能にする学習相談体制の充実や生涯学習プラットフォームの形成、学習成果の活用を促進するための履修証明制度等の活用、多様な教育サービスの評価の在り方や質の保証の仕組みの構築等が提言されました。また、「社会全体の教育力の向上」では身近な地域における家庭教育支援、学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進、社会教育施設等のネットワーク化、高等教育機関と地域との連携などが提言されています。さらに、生涯学習振興行政

の固有の領域については、社会教育行政や学校教育行政により実施される施策、さまざまな首長部局における生涯学習関連施策等を総合的に調和・統合させるための行政としています。

この答申の後、中央教育審議会生涯学習分科会は①学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決、②ライフステージ等に応じて求められる学習環境の整備、③学習の質の保証と学習成果の評価・活用といったテーマを通じ、学びを通じた個人の自立及び「絆」の再構築を目指すこと等が審議されることになっており、審議に先立ち幾つかの課題が提起されています。

学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決に関しては、地域課題解決に寄与する学習活動をハブとして住民間でのコミュニケーションを活性化し、コミュニティづくりに生かすことが求められ、コーディネーターの育成及び確保、また多様な主体の連携・ネットワーク化が課題とされています。ライフステージ等に応じて求められる学習環境の整備については、青年期、壮年期を中心としてキャリア形成のための学習や退職者に対する健康、資産・収入の保全、地域社会への参画等に関する学習プログラムの提供等が課題とされています。一方で、からだの不自由な方々やいわゆるひきこもりの方々に対しても、参加しやすい学習環境を充実させるためにNPO等の民間主体等が新しいアプローチで進めていくことが期待されるようになってきていることが示されています。

学習の質の保証と学習成果の評価・活用においては、学習の質を保証する仕組みの整備や生涯学習社会の構築に向けての学習した成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できるようにすることの整備が課題とされています。学習の質の保障については、ISO（国際標準化機構）が非公式教育・訓練分野の国際標準を平成22年9月に発行しており、そのような国際的な動向にも対応することが課題とされています。

2.1.3　時代の変化をとらえつつ、検討や事業を進めることの重要性

平成20年の中央教育審議会答申以降の社会状況の変化等（例：本格的な人口減少社会の到来、産業構造・就業構造の変化、グローバル化・情報化等の一層の進展、「新しい公共」宣言のとりまとめ等）は加速度的に進んでおり、生涯学習の振興、あるいは文化の振興に関する今後の課題等を検討する際にはそれらの変化についても十分留意する必要があると考えます。少子高齢化が進行する中で国や多くの自治体の財政状況には厳しいものがあり、文化活動及び生涯学習活動関連の予算が今後急拡大することは考えにくく、財務的な視点も踏まえた上で検討することが必要な段階に来ていると言えるでしょう。

このような状況の中、生涯学習や文化活動の分野においては、今後は社会の変化に対応できるよう、個人が自立して、また、自らを律し、他と協調しながら、その生涯を切り拓いていく力を身に付けられるようにし、それを地域社会全体の力に結びつけていくための取組を充実させていくことが求められています。それとともに、文化行政と生涯学習行政を推進していく上で、両者の関係性についての見直しや新たなスタイルの構築も求められています。

そのためには、これまで以上に生涯学習やその支援の全体像に関する実態把握に取り組むとともに、先に紹介した中央教育審議会で示された生涯学習振興方策の3つの基本的方向を考慮し、多様な主体による生涯学習支援のネットワーク化を促進しつつ、今後、重点的に取り組むべき事柄等を明らかにする必要があります。また、文化行政で行われてきた事業についても、事業が従来のいわゆる文化資源の保全に留まっていないか、新しい文化を創造しているかといった視点からのチェックを行い、今後どういう文化を伸ばしていくのかを示すことが必要です。

このような形で生涯学習・文化活動の振興に向けた検討に取り組むことにより、学びを通じた個人の自立と「絆」の再構築を図り、「知の循環型社会」の構築につなげていくことが期待されます。

2.2　文化生涯学習政策の連携による意義

（野田邦弘 鳥取大学教授・茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会委員）

文化と生涯学習を一体的な総合的行政課題として位置づけようとする茅ヶ崎市の取組は全国的に見ても先進的なものです。ここ小論では、この意義を確認し、この新たな政策コンセプトを茅ヶ崎市民がどのように共有し、これからのまちづくりにいかしていくべきかを考えます。

2.2.1　文化政策の位置

まず、文化、文化政策について考えてみます。「文化」には多くの定義がありますが、もっとも一般的な定義は、「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果（広辞苑）」です。つまり、文化に対立する概念は人間が手を加えていないという意味での「自然」です。このように文化は、特定の集団や空間の中で人々に共有されますが、時間軸で見ると常に変化（発展）していくものでもあります。

文化には、「創造」「普及」「発展」「受容」「交流」などさまざまな機能があります。現在、これらの文化の機能の中で最も重要だと考えられているのが「創造」です。現代というポストモダンの時代にあって、20世紀的なシステムがいろんなところで行き詰まり、新たな世界観、価値観、発想にもとづく社会の再構築が求められています。

それを解決するのは人々の創造力です。今回の東日本大震災と福島第一原発の事故は、私たちの価値観、ライフスタイル、社会イメージなどを根底的にリセットさせるようなパラダイム転換を突きつけています。このような時代の転換期に最も重要となるのが、人々の創造力なのです。

2.2.2　文化政策の変容～創造都市政策へ

わが国において文化は、長年「個人の趣味」の問題として行政からは放置されたままでした。この状況に変化が起きるのは、1970年代の革新自治体においてでした。

例えば、「自治と文化」をテーマに1979年横浜で開かれた第1回全国文化行政シンポジウム（全国文化行政連絡会議，NIRA，神奈川県の共催）では「文化の共有がコミュニティの基盤であり，自治の確立が個性的な地域文化を育てる。自治体と文化は相互補完の関係にある。住民の多様なニーズに対応する第一線現場こそ自治体であり，同時に自治体こそが戦後30年の間に失われてきた個性的な地域文化を創造する基盤である。文化行政の重要な意味は，行政が文化の視点をもつことによって，即ち人間生活の全体性という視点で，これまでの国主導によるタテ系列の個別行政を問い直し，自治体行政を主体的な総合行政へと変革する契機ととらえた。」と宣言されました。

このように、わが国の自治体文化行政は、国に先駆け、1970年代に本格化しますが、この時の文化行政は、芸術振興といった狭義のものではなく、文化的な視点に立った市民本位のまちづくりが目標とされていたのです。そこでは、生涯学習を含む各政策分野と文化行政は有機的な連携をむすび、シナジー効果を上げることが想定されていました。

しかし、バブル経済を背景に1980年代以降、全国に公立文化施設建設が加速し、文化行政の力点が文化のまちづくりという総合行政から文化施設建設やその運営のための財団づくりという個別行政へと「先祖返り」をしました。また、文化行政を牽引した革新自治体が消滅したことにより、文化的なまちづくりを目指した総合行政としての文化行政の理念はいつしか忘れられていきました。

変化が生じたのは、2000年代に入ってからです。産業構造の転換により、それまでの鉄鋼や造船などの重工業がいち早く衰退し、大量の失業者を生み出し、都市の荒廃に見舞われたイギリスで文化・芸術の集中的な取組により都市再生を果たした事例が報告されるようになります。例えば、1960年代以降製造業の衰退に見舞われたグラスゴーでは、官民組織を立ち上げ、文化・芸術に特化した取組を実行した結果、観光客の増加や地域経済の活性化を実現し、世界から「グラスゴーシンドローム」と賞賛されたのです。

このように、文化・芸術の集中的な取組により都市再生を果たした都市を1990年代頃から「創造都市」と呼ぶようになります。ユネスコは2004年「創造都市ネットワーク」を立ち上げ、現在世界の28都市が認定されており、日本では、名古屋市、神戸市、金沢市が加盟しています。日本の文化庁も平成19年度から長官表彰に「文化芸術創造都市」部門を新設、初年度は、横浜市、金沢市などが受賞しています。このように、時代は再び、文化政策が総合行政として文化によるまちづくりを目指すようになりつつあります。

2.2.3 なぜ、文化と生涯学習を政策統合しなくてはならないのか

一方、教育とは世代間での文化の伝達プロセスだと考えられます。ここでは、創造性より文化の普及や受容が重視されます。教育とは「学ぶ」という受動的機能が中心となるからです。わが国の場合、この「学ぶ」という機能が「学校」だけに任されてきました。つまり、教育は学校の責任、という考えです。しかし、先進国では20世紀後半から脱工業化社会（D.ベル）に突入しました。そこで最も重要な資源は「知識」です（例えばドラッカーの議論など）。脱工業化社会は知識社会とも言われます。科学技術の進歩や社会システムの高度化などが急速に進む現代にあって、学校で習った知識はどんどん古くなるため、学校教育だけでは社会を十分理解することはできなくなっています。ドラッカーは、毎年知識の7%を更新しなくては社会についていけないといっています。ここから、ポスト学校教育としての生涯学習の重要性が導きだされます。

それでは、文化と教育の関係はどうなるのでしょうか。文化は、集団的に共有されるとはいえ、個人の思いつきやアイデアが源泉となって生まれたものです。人間の創造性が文化創造の原点にあるのです。創造が生まれるには、様々な「知」が蓄積され、交換され、化学反応を起こすことが必要です。すなわち、人々の持続的な学習行動と問題意識に基づく日常的情報（知識）交換が創造の苗床となるのです。

このように、創造性にとって学習は基盤的な存在です。したがって、創造的であるためには、人は継続的な学習＝生涯学習を行っていく必要があります。ユネスコが提唱するように、生涯学習こそ学習（教育）の基本的コンセプトなのです（学校教育を包含する概念としての生涯学習）。整理すると、新たな社会を構築するため求められる文化創造にとって、生涯学習はその基盤を形成する重要な機能なので、地方行政においてこれらを有機的・統合的に推進することが、地域のヒューマンリソースとしての市民のまちづくりへの参画という視点から、今後の地域経営にとって最も重要な論点となるのです。生涯学習と文化が政策面で連携・融合して展開されることで、市民の創造性開発や創造的まちづくりへの参画が本格化すると考えられます。

2.2.4　教育行政から独立を果たした文化行政

第2次世界大戦後わが国では、GHQの指令の下、生涯学習政策が強化されました。それは、日本が再び戦争を起こすことのないように、日本に民主主義を浸透させることが主たる目的でした。旧文部省の指示のもと、全国の自治体の教育委員会社会教育関係課では社会人のための教育プログラムをスタートさせました。このなかから、芸術系の文化事業プログラムが生まれ、次第に社会教育関係課が文化事業を行うようになります。

しかし、このような動向に鋭い批判を浴びせたのが、故梅棹忠夫氏です。梅棹氏は、「教育の機能はチャージ（充電）であり、ディスチャージ（放電）を機能とする文化」は全く反対の機能をもつので、これらを教育委員会という同一部署で所管するのは矛盾しており、文化行政の所管を教育委員会から切り離すべきだと主張しました。梅棹氏の考えは、全国の自治体に影響を与え、文化部門を教育委員会社会教育関係課から首長部局に移し、「文化課」「文化振興課」などを設置する自治体が1970年代以降増加しました（自治体文化行政のスタート）。しかし、文化と関連性が強いにもかかわらず生涯学習部門は「社会教育」として教育委員会に残留したままでした。このように、自治体の文化部門は教育委員会から首長部局へ移管されましたが、生涯教育機能は教育委員会に残ったままなので、この両者がばらばらに相互関連をもたずに取り組まれているというのが全国の実情です。梅棹氏の理論は正しいのですが、文化政策が生涯教育政策とばらばらに取り組まれることは望ましくありません。これらを融合的に取り組むべきことは既に述べました。

2.2.5　文化と生涯学習を統合的に政策化する

それでは、文化と生涯学習を政策統合するとは、いったいどのようなことで、それによりどのような効果が生まれるのでしょうか。

私は、1980年代横浜市職員（教育委員会文化事業課）として、JR関内駅前の横浜市教育文化センターにおいて、趣味・教養・実用などの市民講座の企画運営を担当していました。講座には多くの市民が参加しましたが、いくつかの講座では講座修了後、受講者が中心となってグループが誕生しました。かれらは、講座修了後も自主的に集まり、学習活動を継続しました。例えば、ジャズ講座の受講者たちが組織したグループは月1回市内のジャズ喫茶で定例会を開くなど今でも活動を継続していますが、かれらの中からは、横浜市芸術文化振興財団が主催するジャズプロムナードを支えるスタッフなども育っています。当時、私はこのようなグループのリーダーたちに集まってもらい市民講座の企画会議を行ったりしていました。部分的ではありますが、生涯学習講座の受講→活動グループ形成→自主企画の実行→まちづくり活動への参

画、というプロセスが機能しました。

このように、生涯学習への参加を通じて、市民同士がグループ形成を行い、新たなまちづくりのユニットとして活動を開始するのです（新たなソーシャル・キャピタルの形成）。

「新しい公共」とは、官だけではなく、民も官とともにさまざまな公共的機能を担うという新しい社会のあり方を指し示す用語ですが、その実現のためには何より、市民がもっている潜在力を発揮する機会を提供すること、市民の能力開発を支援すること、市民同士が交流する機会や場を設けることなど市民が積極的にまちづくりなど行政経営に参画しやすいしくみづくりを行うことが必要です。文化生涯学習政策は、そのために最も重要なゲートウェーなのです。

第３章 「基本的な考え方」について

（1）達成目標

目標の明確さを検討することが必要です。平成23年度からが計画期間となる総合計画との関連がやや不明確な点も見られるため、総合計画との関連を改めて検討し、文化生涯学習だけでなく、「まちづくり」との関連を踏まえて述べることが必要です。また、その際には総合計画の内容との整合を確認した上で、表現についても整合を図るべきだと考えます。ただし、総合計画に含まれる事業等をすべて本プランと関連づけて述べることを求めるものではなく、行政の施策としてどこまでが本プランの対象なのかを明記することも必要でしょう。

その上で、達成目標がどういう状態であれば達成したとみなせるのかが疑問となります。PDCAサイクルを活用した形で、達成状況のチェックと改善が必要になると考えられますが、そのためには、何らかの形で数値目標の設定が必要であり、行動目標を含め抽象的な表現をどう具象化し、数値化していくかを検討することが求められます。ただし、数値目標だけでは測れない点もあることに留意し、定性的な検証も重要であることを付言します。

また、達成目標の設定及び個別の行動目標、事業等の策定にあたっては、財政が現在も潤沢な状況にはなく、今後も大幅な改善が進むとは考えにくいことからも、優先順位をつける、特に重要な施策を決める等の対応が必要です。

方針や事業の策定に当たっては、文化と生涯学習の結びつきを重視することについて改めて方針を示すべきだと考えられます。従来の生涯学習は「豊かな人生を送る」ための学びがより重視され、その成果が学んだ個人に、あるいは社会にどう生かされるかという視点が十分ではなかった部分があります。また、文化活動に参加することと生涯学習活動に参加することがともすれば別々に語られ、文化活動に参加することが生涯学習活動そのものでもあるといったとらえ方がされてこなかった可能性もあります。しかし、今後は生涯学習による市民の経済的基盤の形成といった側面も考える必要があるでしょう。また、文化活動と生涯学習活動との関連についても言及することが求められます。ただし、文化・芸術は親しむという関わり方も可能であることには留意しなければなりません。

芸術に関する記述がなされる一方で、茅ヶ崎市の文化を構成する大きな要素である自然や神社仏閣、祭祀といった伝統的な行事等が入らないことについては、文化をどうとらえているのか、伝わりにくい点があります。そのため、他の文化的な資源を含め記述する等、対応を検討すべきではないかと考えます。

(2)行動目標(ア)「機会の提供」

現状の茅ヶ崎市の取組は、結果的には市民の参加を拡大するためのしくみが十分でなかった部分もあると考えられます。そのため、機会を提供することを行動目標として設定することに加え、その機会を通じ、多くの市民が参加することを含めて1つの行動目標として設定すべきです。機会を提供した上で、その機会にいかにより多くの市民が参加するかを含めて事業を推進していくことが必要でしょう。

また、市民が受講するだけではなく、企画・立案から実施にいたるまでの流れに積極的に市民が関わっていく取組の拡大を検討すべきです。市民が参加するためには、市民目線でのアイデアや要望を取り入れていくことが重要です。

一方で、高齢者やからだの不自由な方々がどのように参加できるかの検討をはじめとして、アクセシビリティを重視した施策も求められています。講座を多数回実施しても、会場に行くことが容易でない方々は回数に関わらず参加することが難しい可能性が高いものと考えられます。そういった方々に対して、どういった機会を提供することが可能かを検討することが求められます。からだの不自由な方々等、外に出ることが容易ではない方々にも参加を促すような施策が必要です。

加えて、外部から茅ヶ崎市に転入してきたものの、退職時まで横浜や東京で職についていたような方々は、周囲とのコミュニケーションが十分でないまま退職に至る場合があります。そういった市民は市内の行事に関して口コミ等の情報源を持たず、参加しても孤立しがちなのが現状です。様々な市民が参加しやすい場の設定、また、多くの自治体で課題とされていますが、若者の参加を促すことも重要な視点です。

これらの課題を解決するための手段としては、情報通信技術を取り入れる等、これまでの参加形態にとどまらない、多様な参加の手法についても検討していただきたいと考えます。

(3)行動目標(イ)「人材の育成と活用及び支援」

従来は個人が想定されがちであり、また支援者の役割としては講師や市民の生涯学習活動を支えるメンバーとして想定されることが多かったと言えます。策定基本方針においては支援者の育成がうたわれていますが、「支援者」の育成を進める上では、支援者の枠組みをどこまで広げるかを検討することが求められます。企業を含む団体も支援者として活動することは可能であると考えられ、茅ヶ崎市自治基本条例において市民は個人だけでなく、学校や企業、各種団体等も含めて市民であるという定義がなされています。そのため、多くの団体を含む関係者を積極的に活用することが重要です。

一方で、個人が学んだスキルを生かす場の整備も重要です。多くの場合、講座の

講師やその周囲のスタッフとしての活躍する方々がいられる一方で、どうしたら自分のスキルを生かすことができるのかがわかりにくいのが現状です。そのため、講座等に参加する市民の参加動機の多くが興味や関心にとどまっている可能性も考えられます。

興味や関心による参加に加え、支援者としての活動の手法も明確化することで、新たな参加動機を誘発することができると考えられます。

（4）行動目標（ウ）「拠点機能の整備」

現在活用している施設を含めた拠点群を市民が使いやすい形で整理し、利用ルールや予約の方法も含めて検討することが重要であると考えられます。新たな拠点を構築することだけが必要なのではなく、拠点機能があるだけでは不十分という考え方に立つことが必要です。

また、拠点機能を持つことに加え、拠点において何をするか、どういったことができるかという点も含めて検討し、整備することが必要です。例えば、拠点が活動の場であるだけでなく、情報発信の場であることも求められます。こういった点について、達成できているか否かを判断するには、拠点がどういった形で機能しているかを随時チェックすることが必要であり、また診断できるような機能を持たせていくことが必要であると考えられます。

さらに、行動目標（ア）においても述べているとおり、高齢者やからだの不自由な方のための生涯学習の場、文化に触れる場を提供するために、市民文化会館、美術館、コミュニティセンターや公民館、図書館といった現在活用している施設に加え、養護施設、老人向け施設等との連携を重視することが必要であると考えられます。

（5）行動目標（エ）「文化資源の有効活用」

既存の文化資源を有効に活用することは重要であり、今後も次世代への現在の文化の継承は続けていくことが必要です。加えて、眠っている文化、まだ知られていない文化についても、新たに発見・発掘していくための活動も重要です。そのためには、茅ヶ崎市に住む様々な分野のアーティスト等が講師を務める講座を開設するといったような取組も考えられます。

一方で、市民に対しても既存の文化や、新たに発見・発掘された文化を広め、茅ヶ崎市の住民であることの誇りを持つような取組を進めていくことも必要です。文化を広めるための広報に加えて、新しい文化を発見・発掘する意識を多くの住民が持つための広報も必要であると考えられます。

（6）行動目標（オ）「連携・協働のしくみづくり」

市民が主役であるという視点を明確にすることが重要です。行動目標（ア）でも述べているとおり、市民ができるところは市民が担い、場の提供等、市民だけでは難しいところについては行政といった分担も一案ですが、可能な限り市民主体の活動を進めていくためのしくみづくりであることが望ましいといえます。ここでいう市民とは、前述しているように企業や学校、コミュニティ団体を含んでおり、それぞれが実施を積極的に担うことで、支援者としての活躍の場も増えていくものと考えられます。その意味では、行政と市民の連携・協働のみにとどまるのではなく、市内に存立する企業や学校、コミュニティ団体も連携・協働においては重要な参加者であり、そういった多くの参加者が連携・協働に携わることができるようなしくみづくりであることが求められます。

一方で、行政等の介在しない、市民やコミュニティ同士のコミュニケーションを活性化するための取組みについても、積極化が求められます。子どもたちとお年寄り、中学生と小学生といった、年代の枠を超えたコミュニケーションを活性化することによって、新たな文化の創造や、昔から茅ヶ崎市に伝わっている文化の伝承が図られます。現在、こうした活動の多くは学校で行われていますが、行政がバックアップを担うのも一案でしょう。

（7）その他

茅ヶ崎市における財政状況を踏まえると、文化生涯学習の分野においても受益者負担についての検討が求められる段階に来ています。今後、市民のニーズが拡大していく中で行政が可能なサポートやバックアップには限りがあるものと考えられます。そのため、利用料を設定あるいは改訂するといった制度の導入等についても今後検討していくことが必要な段階にあると考えられます。

資料６　茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会会議の経過

年　月　日	議　題
平成22（2010）年 12月14日（火）	議題１　委員長・副委員長の選出について 議題２　茅ヶ崎市文化生涯学習プランについて 議題３　その他
平成23（2011）年 １月17日（月）	議題１　茅ヶ崎市文化生涯学習プランについて 議題２　その他
平成23（2011）年 ３月10日（木）	議題１　２／２４市民フォーラムについて 議題２　答申のあり方について 議題３　策定基本方針 ６　基本的な考え方（２）行動目標について 議題４　その他
平成23（2011）年 ４月26日（火）	議題１　茅ヶ崎市文化生涯学習プランについて 議題２　その他
平成23（2011）年 ６月24日（金）	議題１　茅ヶ崎市文化生涯学習プランについて 議題２　その他
平成23（2011）年 ８月５日（金）	議題１　茅ヶ崎市文化生涯学習プランについて 議題２　その他
平成23（2011）年 12月28日（水）	議題１　茅ヶ崎市文化生涯学習プランについて 議題２　その他

23.2.24　市民フォーラム

資料７　茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会委員名簿

任期 平成22年12月14日～平成24年12月13日
（敬称略）

氏　　名	区　　分	所属団体・役職
木越　壽子	市　　民	公　　募
小林　信武	市　　民	公　　募（委員長）
吉沢　堅治	市　　民	公　　募
岩本　一夫	公共団体の代表者	茅ヶ崎市文化団体協議会
杉山　貴子	公共団体の代表者	財団法人茅ヶ崎市文化振興財団（副委員長）
橘　明子	公共団体の代表者	茅ヶ崎市社会教育委員会議
岡崎不二夫	公共団体の代表者	茅ヶ崎市老人クラブ連合会（平成２３年３月３１日まで）
石黒　利雄	公共団体の代表者	茅ヶ崎市老人クラブ連合会（平成２３年４月２６日から）
髙丸やい子	公共団体の代表者	茅ヶ崎市身体障害者福祉協会
小林ハツ子	事業者の代表者	茅ヶ崎商工会議所
豊嶋ときわ	学校の代表者	茅ヶ崎私立幼稚園協会
西片　尚之	学校の代表者	茅ヶ崎市小学校長会
永井寿美子	学校の代表者	茅ヶ崎市中学校長会（平成２３年３月３１日まで）
野木　直樹	学校の代表者	茅ヶ崎市中学校長会（平成２３年４月２６日から）
野田　邦弘	学識経験を有する者	鳥取大学教授
浅井　経子	学識経験を有する者	八洲学園大学教授

資料８　用語の解説（五十音順）　（資料編を除くものとします）

ISO（13ページ）

ISOは、国際標準化機構の略称です。電気分野を除く工業分野の国際的な標準である国際規格を策定するための民間の非政府組織です。本部はスイスのジュネーヴにあります。公用語はフランス語、英語、ロシア語。各国１機関が参加でき、日本は日本工業標準調査会という機関が参加しています。

NPO（13ページ）

NPOとは、「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、一般的には非営利団体のことを指しています。ただし、特に非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことのみを示すこともあります。本プランにおいては、後者の意味で用いています。

PDCAサイクル（25ページ、61ページ）

事業を実施する際には、事業の進み方、進んだ程度について管理をすることが必要になりますが、その管理を円滑に実施するための手法の一つで、現在は一般的な手法として用いられています。PDCAは英単語の頭文字をつなげたもので、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を示しています。この4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという考え方です。

アーカイブ（50ページ、54ページ、71ページ、72ページ、73ページ）

元来は公記録保管所、公文書、または公文書の保管所、履歴などを意味し、記録を保管しておく場所をいいます。ここでは、茅ヶ崎市の文化生涯学習に関する様々な情報や映像、写真等を蓄積する場所を意味しています。

アーティストバンク（45ページ）

茅ヶ崎市ゆかりのアーティストの人材情報を集積・公開し、その活動内容を紹介することで、アーティストの活動の場や市民が文化芸術に親しむ機会の拡充を図ることを目的としたしくみのことを意味しています。

アイデンティティ（10ページ）

「これこそが本当の自分だ」といった実感のことをアイデンティティと呼びます。文化的アイデンティティとは、自らの文化はこういうものだと知り、認識できることを意味しています。

アウトリーチ（57ページ、74ページ、75ページ、82ページ）

本来の意味は「手を伸ばすこと」です。文化施設では、日頃、文化や芸術に触れる機会の少ない市民に対して、主に施設外での事業実施や出前的事業等の働きかけを行う活動を意味します。

アクセシビリティ（35ページ）

情報やサービス、ソフトウェアなどを、誰もが利用可能であるかをあらわす表現です。特に、からだの不自由な方々やひきこもりがちな方々などにとって、どの程度利用しやすいかを担保することが重要とされています。

グローバル化（10ページ、14ページ）

移動時間の短縮や、コミュニケーション技術の進歩によって、社会的あるいは経済的な連関が、国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象のことを示しています。グローバリゼーションとも呼ばれます。

コーディネーター（13ページ）

ものごとを調整する役の人のことをいいます。ここでは、文化生涯学習活動に参加したい市民に対して助言し、適切な講座等を紹介する人のことを指しています。

コンテンツ（73ページ）

インターネットやケーブルテレビなどの情報サービスにおいて提供される文書・音声・映像などの個々の情報のこと。創作物。

社会人基礎力（12ページ）

経済産業省が提唱している社会人として重要となる基礎的な能力のことを指しています。具体的には、「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、「チームで働く力」の3つが社会人基礎力の核とされています。

生涯学習プラットフォーム（12ページ、50ページ）

地域の大学・民間企業・NPO・行政や市民の参加により、国民一人一人がその生涯にわたり、インターネットを通じて、いつでも、どこでも学習できる又は学習に関する相談などを継続的に行える環境や集合学習の場を提供する運営基盤（人やITシステム）のことです。

人口減少社会（10ページ、14ページ）

日本は、すでに人口が減少する局面に入っており年間10万人以上が減ってしまっている社会です。少子高齢化が招く社会のことを表現することばの1つとして使われています。

成熟社会（10ページ）

イギリスの物理学者ガボール氏の著書から使われるようになったことばです。量的拡大や、物質的な豊かさだけを追求する経済成長が難しくなっていく中で、精神的な豊かさや生活の質の向上を重視する社会のことを示しています。

ちがさき市民大学（23ページ、34ページ、41ページ、49ページ、50ページ、54ページ、58ページ、68ページ、70ページ）

茅ヶ崎市における生涯学習事業の一環として、平成12年度に「市民の市民による市民のための市民大学」が開設されました。企画・運営については学長（市長）のもとに市民参加によるちがさき市民大学企画運営委員会を設置しています。年に2回、一般教養と現代的課題をテーマとし、市民の学習ニーズを広くとらえ、市民の声を事業全般に反映させるような講座を開講してきました。

中央教育審議会（12ページ、13ページ、14ページ）

文部科学省が設置している審議会で、「教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項、スポーツの振興に関する重要事項を調査審議」「生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議」することが定められています。

ハブ（13ページ）

もともとは車輪の中心部にあって、車輪の外周と車軸とをつなぐスポークが一点に集中する部分をハブといいます。ここでは、学習活動を中心として、地域のコミュニケーションが活性化する場として、ハブという表現を使っています。

文化審議会（10ページ）

文部科学省が設置している審議会で、「国語・著作権及び隣接権・文化財・文化功労者の選定及び文化・芸術全般に関する基本的な事項を調査審議」することが定められています。

ポータルサイト（49ページ、50ページ、68ページ、69ページ、70ページ）

インターネットにアクセスするときの入口となるウェブサイトのことをいいます。ここでは、茅ヶ崎市の文化生涯学習活動を探したり、検索したりするための入り口のウェブサイトを指しています。

まなび人材事業（23ページ、68ページ）

「共に学び共に生きるまなびのまちづくり」を実現するために、いろいろな分野で学習活動

している人、しようとしている人を生涯学習における身近な支援者（まなびの市民講師）として登録していただき、学びたい人やグループなどに紹介する事業です。平成14年度より実施しています。

まなびの市民講師（39ページ、44ページ、46ページ、49ページ、74ページ）

文化生涯学習課に登録しているボランティア講師のことをいいます。学習活動や生活経験から習得した知識や技能を持ち、共に学び教え合うことのできる人、専門的な知識や能力と指導力を有する人が支援者として登録しています。

ライフステージ（13ページ）

出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなどの人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分のしかたを指しています。

資料９　「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

１　募集期間　　平成23年11月1日（火）～ 平成23年11月30日（水）

２　ご意見の件数　　57件

３　ご意見提出者数　　30人

４　内容別のご意見件数

	項　目	件数
1	文化生涯学習の位置づけに関する意見	6件
2	施策の考え方に関する意見	2件
3	計画の対象世代に関する意見	2件
4	各事業に関する意見	5件
5	重点戦略に関する意見	7件
6	進行管理に関する意見	１２件
7	文化生涯学習プラン推進委員会に関する意見	2件
8	素案の記述・表現に関する意見	8件
9	説明会に関する意見	１件
１０	文化施設に関する意見	5件
	その他の意見	7件
合　計		５７件

＝ 一部修正を加えた項目

パブリックコメントの結果を受けて修正を行った箇所は、次のとおりです。なお、表中の修正前のページ番号は、パブリックコメント実施時の素案におけるページ番号を示しています。

修正後	修正前
p. 8　２０行目 本プランは、これらを踏まえ、今後取り組むべき施策や事業の具体化を図るとともに、他の分野での施策の基本方針との連携を図る計画として位置づけます。茅ヶ崎市総合計画を上位計画とし、茅ヶ崎市教育基本計画や茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画、ちがさき男女共同参画推進プラン、ちがさき情報化プラン等とともに、茅ヶ崎市の文化生涯学習施策を展開するための個別プランとなります（図１　文化生涯学習プランの位置づけ）。	p. 5　２１行目 本プランは、これらを踏まえ、今後取り組むべき施策や事業の具体化を図るとともに、他の分野での施策の基本方針との連携を図る計画として位置づけます（図１　文化生涯学習プランの位置づけ）。

修正後	修正前
p. １０　１６行目 国際的には、・・・文化的アイデンティティ（自らの文化はこういうものだと知り、認識できること）や文化的多様性をめぐる問題が生じていることが指摘されています。	p. 7　１８行目 国際的には、・・・文化的アイデンティティ＿＿＿

修正後	修正前
p.１３　３行目 この答申の後、・・・②ライフステージ（人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分）などに応じて求められる学習環境の整備・・・ 学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決に関しては、地域課題解決に寄与する学習活動をハブ（連結部分）として住民間でのコミュニケーションを活性化し、コミュニティづくりに生かすことが求められ、コーディネーター（文化生涯学習活動に参加したい市民に対して助言し、適切な講座等を紹介する人）の育成及び確保、・・・	p.１０　２行目 この答申の後、・・・②ライフステージ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿などに応じて求められる学習環境の整備・・・ 学習活動を通じた地域の「絆」の再構築と地域課題の解決に関しては、地域課題解決に寄与する学習活動をハブ＿＿＿＿＿として住民間でのコミュニケーションを活性化し、コミュニティづくりに生かすことが求められ、コーディネーター＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の育成及び確保、・・・

修正後	修正前
p.３５　行動目標１　５行目 具体的には、市民が企画立案し、実施するまでの流れに積極的に関わっていく取り組みの拡大を目指します。一方で、アクセシビリティ（情報やサービス、ソフトウェアなどを誰もが利用可能であるか）を重視し、・・・ なお、総合計画においては、・・・また、文化芸術事業への参加者数を年間延べ５５０，０００人とすることを目標値としています。	p.２９　行動目標１　４行目 具体的には、市民が企画立案し、実施するまでの流れに積極的に関わっていく取り組みの拡大を目指します。一方で、アクセシビリティ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を重視し、・・・ なお、総合計画においては、・・・また、文化芸術事業への年間ののべ参加者数を５５０，０００人とすることを目標値としています。

修正後	修正前
p.３６　（ア）文化芸術に親しむ機会の提供　１行目 文化や芸術＿＿に触れる機会を増やします。・・・	p.３０　（ア）文化芸術に親しむ機会の提供　１行目 文化や芸術活動に触れる機会を増やします。・・・

修正後

p. ３６　（ア）文化芸術に親しむ機会の提供　４行目

この行動目標の評価にあたっては、・・・を実施します。平成３２（２０２０）年度末における具体的な目標として、事業への参加者数を平成２１年度比※１０％増とすること、参加した市民のうち、満足した市民の割合が８０％以上になることを目指します。

指標	平成３２年度目標
事業への参加者数の伸び	平成２１年度比※１０％増
満足度	「満足した」割合が８０％以上

※平成２２年度は、震災等の影響で各種イベントが中止になるなど、参加者数が一時的に減少したため、平成２１年度の参加者数を基準とします。

修正前

p. ３０　（ア）文化芸術に親しむ機会の提供　４行目

この行動目標の評価にあたっては、・・・を実施します。平成３２（２０２０）年度末における具体的な目標として、参加者数については定員の１００％以上を、満足度については参加者のうち、満足した市民の割合の８０％以上を目指します。

指標	平成３２年度目標
申し込み等の定員	１００％以上
満足度	「満足した」割合が８０％以上

修正後	修正前
p. ３６　●美術館事業 美術館は、・・・広く公開するなどして、郷土の芸術作品や文化を後世に伝えることや、市民の創作活動を支援し、次世代を担う子ども達をはじめとする市民の創造力の育成を図ります。	p. ３０　●美術館事業 美術館は、・・・広く公開するなどして、郷土の＿＿＿＿文化を後世に伝えることや、市民の創作活動に寄与し、次世代を担う青少年＿＿＿＿＿＿＿＿の創造力の育成を図ります。

修正後	修正前
p. ３６　●文化会館事業 文化会館は、・・・、次世代を担う子ども達をはじめとする市民の創造育成の場として、＿＿＿文化芸術の向上を図ります。・・・	p. ３０　●文化会館事業 文化会館は、・・・、次代を担う青少年など＿＿＿＿＿＿＿＿の創造育成の場として、市内の文化芸術の向上を図ります。・・・

修正後

p. ４０　（ウ）鑑賞から創造へと発展していく機会の提供　４行目

この行動目標の評価にあたっては、機会の提供の件数、・・・機会を年間１０件以上提供することを目指します。また、満足度については・・・

指標	平成３２年度目標
鑑賞から創造へと 発展していく機会の提供	年間１０件以上
満足度	「満足した」割合が８０％以上

修正前

p. ３２　（ウ）鑑賞から創造へと発展していく機会の提供　３行目

この行動目標の評価にあたっては、機会の提供の回数、・・・機会を年間１０回以上提供することを目指します。また、満足度については・・・

指標	平成３２年度目標
鑑賞から創造へと 発展していく機会の提供	年間１０回以上
満足度	「満足した」割合が８０％以上

修正後

p. ４０　末尾

●市民文化の創造及び育成

市民の自主的で創造的な文化芸術活動の支援・育成等を行います。

p. ４１

行動目標１に関連する実績値

	平成 21 年度	平成 22 年度
鑑賞事業数（文化会館）	２７件	２１件
展覧会事業数（美術館）	１３件	１１件
美術館来館者数	３０，７６６人	３０，５５３人
文化会館来館者数	４６６，７５３人	４３２，８９０人
開高健記念館来館者数	６，７３６人	６，７７３人
ちがさき市民大学開催日数	１２日	５日
ちがさき市民大学延べ受講者数	１，１６４人	３５５人
文教大学公開講座開催日数	６日	６日
文教大学公開講座延べ受講者数	５４１人	４１２人
IT 講習会開催日数	４０日	４０日
IT 講習会延べ受講者数	３７１人	３６８人

高等教育機関・企業との連携事業開催日数	１０日	２１日
高等教育機関・企業との連携事業延べ受講者数	８３２人	１，２０１人
市民まなび講座メニュー数	６５種類	８６種類
市民まなび講座実施件数	４３件	４０件
市民まなび講座参加人数	１，４９５人	９５３人
ワークショップ等（鑑賞から創造へ）事業数	４件	４件

修正前

p．３２　末尾

●市民文化の創造及び育成

市民の自主的で創造的な文化芸術活動の支援・育成等を行います。

修正後

p．４４　（オ）発表の場の充実　５行目

この行動目標の評価にあたっては、・・・平成３２（２０２０）年度末における具体的な目標として、発表の場を年間１０日以上提供することを目指します。

指標	平成３２年度目標
発表の場の提供	年間１０日以上

修正前

p．３４　（オ）発表の場の充実　４行目

この行動目標の評価にあたっては、・・・平成３２（２０２０）年度末における具体的な目標として、発表の場を年間１０回以上提供することを目指します。

指標	平成３２年度目標
発表の場の提供	年間１０回以上

修正後	修正前
p．４５　●アーティストバンクの開設（新規） 芸術表現活動を行うアーティストの存在を広く市民に知ってもらうため、アーティストバンク（アーティストの人材情報を集積・公開）の開設を検討します。	p．３６　●アーティストバンクの開設（新規） 芸術表現活動を行うアーティストの存在を広く市民に知ってもらうため、アーティストバンクの開設を検討します。

修正後
p. ４５　末尾 **●市民文化の創造及び育成（再掲）** p. ４６ 行動目標２に関連する実績値

	平成 21 年度	平成 22 年度
生涯学習支援者養成講座開催日数	２日	８日
生涯学習支援者養成講座延べ受講者数	７５人	２３９人
湘南文化交流会入場者数	（美術展）１，８４９人	（写真展）７６４人
市民文化祭参加者数	１７，８４５人	１６，１５３人
まなびの市民講師登録者数	５６人	６６人
まなびの市民講師登録件数	６７件	８３件
まなびの市民講師自主企画講座開催日数	２７日	１１日
まなびの市民講師自主企画講座延べ受講者数	２８１人	１２９人
まなびの市民講師展示会・発表会等開催日数	１１日	７日
まなびの市民講師活用依頼件数	１０３件	４７８件
まなびの市民講師活用事業延べ参加者数	５，３２８人	７，０１０人
市民ギャラリー利用者数	４３，７５１人	４４，０７６人

修正前
p. ３６　末尾 **●市民文化の創造及び育成（再掲）**

修正後	修正前
p. ４９　●生涯学習ポータルサイトの構築（新規） インターネット上に茅ヶ崎市の生涯学習に関するポータルサイト（情報を検索する際の入口となるウェブサイト）を構築します。	p. ３８　●生涯学習ポータルサイトの構築（新規） インターネット上に茅ヶ崎市の生涯学習に関するポータルサイトを構築します。

修正後	修正前
p. ５０　●ちがさき文化アーカイブ（仮称）の蓄積（新規） これまでに収集・分析・評価を実施した茅ヶ崎市の文化資源を、インターネット上でだれもが閲覧できるアーカイブ（様々な	p. ３９　●ちがさき文化アーカイブ（仮称）の蓄積（新規） これまでに収集・分析・評価を実施した茅ヶ崎市の文化資源を、インターネット上でだれもが閲覧できる

情報や映像、写真等を蓄積する場所のこと）の構築に加え、・・・	状態にすることに加え、・・・

修正後

p. ５０　末尾

●生涯学習ポータルサイトの構築（新規）（再掲）

（参照→・・・の構築及び体系化）

p. ５１

行動目標３に関連する実績値

	平成２１年度	平成２２年度
生涯学習情報誌(紙)発行回数	５回	５回
生涯学習情報誌(紙)発行部数	７，３００部	７，３００部
生涯学習相談実施件数	４２件	４３件

修正前

p. ３９　末尾

●生涯学習ポータルサイトの構築（新規）（再掲）

（参照→・・・の構築及び体系化）

修正後

p. ５４　（コ）文化資源を活用した普及啓発活動の実施　６行目

この行動目標の評価にあたっては、・・・平成３２（２０２０）年度末における具体的な目標として、普及啓発活動を年間５０件以上実施　　することを目指します。

指標	平成３２年度目標
普及啓発活動の実施	年間５０件以上

修正前

p. ４１　（コ）文化資源を活用した普及啓発活動の実施　５行目

この行動目標の評価にあたっては、・・・平成３２（２０２０）年度末における具体的な目標として、情報発信媒体の市民の認知度を８０％以上にすることを目指します。

指標	平成３２年度目標
情報発信媒体の市民の認知度	８０％以上

修正後	修正前
p. ５４　●ゆかりの人物紹介事業 郷土の発展、変遷の理解を促すとともに、茅ヶ崎ゆかりの文人等の軌跡を通し、茅ヶ崎に対する愛着心をはぐくみ、文化に触れ合う機会の増加を図ります。	p. ４１　●ゆかりの人物紹介事業 郷土の発展、変遷の理解を促すとともに、茅ヶ崎ゆかりの文人等の軌跡を通し、茅ヶ崎に愛着　　をはぐくみ、文化に触れ合う機会の増加を図ります。

修正後

p. ５４　末尾

●ちがさき文化アーカイブ（仮称）の蓄積（新規）（再掲）

（参照→・・・ネットワークづくりの実現）

p. ５５

行動目標４に関連する実績値

	平成 21 年度	平成 22 年度
市史刊行物発行冊数	2冊	3冊
市史刊行物売上げ冊数	1，563冊	1，317冊
市史講座開催回数	4回	2回
市史講座参加者数	144人	96人
市史調査・研究の協力者数	23人	26人
「ちがさき学」開催回数	―	12回
「ちがさき学」延べ受講者数	―	945人

修正前

p. ４２　末尾

●ちがさき文化アーカイブ（仮称）の蓄積（新規）（再掲）

（参照→・・・ネットワークづくりの実現）

修正後	修正前
p. ５７　●次世代を対象としたアウトリーチ事業等（新規） 次世代　　の豊かな創造性、感受性をはぐくむことを目的とした・・・	p. ４４　●次世代を対象としたアウトリーチ事業等（新規） 次代を担う子ども達の豊かな創造性、感受性をはぐくむことを目的とした・・・

修正後

p. ５９　（シ）行政間及び庁内関係部局の横断的な取り組みに向けたしくみづくり　５行目

この行動目標の評価にあたっては、・・・平成３２（２０２０）年度末における具体的な目標として、行政間等で連携した事業数が年間で庁内１０件以上、他市町村５件以上となること、また利用した市民のうち、満足している市民の割合が８０％以上になることを目指します。

指標	平成３２年度目標
行政間等で連携した事業数	年間庁内１０件以上、他市町村５件以上
満足している市民の割合	８０％以上

修正前

p. ４５　（シ）行政間及び庁内関係部局の横断的な取り組みに向けたしくみづくり　４行目

この行動目標の評価にあたっては、・・・平成３２（２０２０）年度末における具体的な目標として、横断的なしくみについて市民の認知度が８０％以上になること、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿また利用した市民のうち、満足している市民の割合が８０％以上になることを目指します。

指標	平成３２年度目標
横断的なしくみについて市民の認知度	８０％以上
満足している市民の割合	８０％以上

修正後

p. ５９　末尾

●子育て世代対象講座

子育て世代を対象とした講座を庁内各課等との連携を図りながら実施します。

p. ６０

行動目標５に関連する実績値

	平成21年度	平成22年度
教育機関との連携講座開催日数	６日	１８日
教育機関との連携講座延べ受講者数	740人	１，１２５人
企業との連携講座開催日数	４日	３日
企業との連携講座延べ受講者数	９２人	７６人
藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町美術展事業入場者数	―	２，０８１人

シニアパワーの活用に向けた事業開催日数	―	1回
シニアパワーの活用に向けた事業延べ受講者数	―	30人
子育て世代対象講座開催日数	3日	1日
子育て世代対象講座延べ受講者数	34人	22人

修正前

p. 45　末尾

●子育て世代対象講座

子育て世代を対象とした講座を庁内各課等との連携を図りながら実施します。

修正後

p. 69　1行目

重点戦略1の実現に向けては、次のようなスケジュールで進めます。具体的にどういった分野を「ちがさき学」の中心に据えるのかについてまず検討します。その上でポータルサイトを構築していきます。最終的には、関連講座も含めて、「ちがさき学」への統合を検討していきます（図15　重点戦略1のスケジュール）。

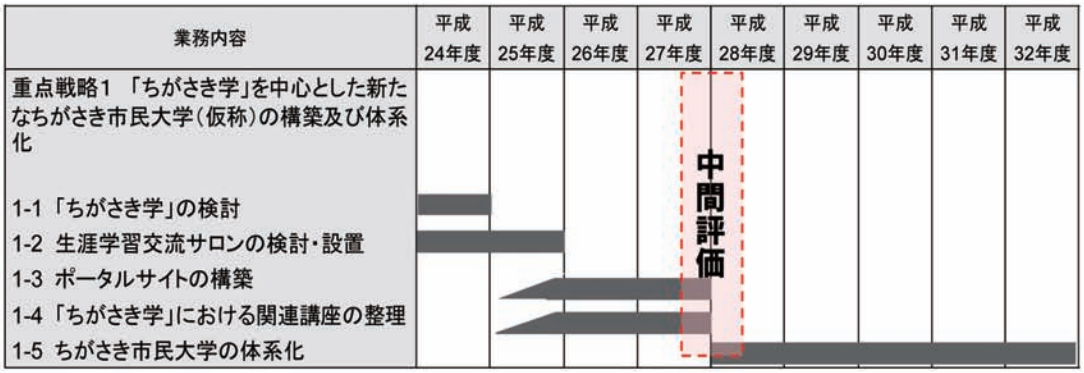

図15　重点戦略1のスケジュール

なお、重点戦略1については、・・・

修正前

p. 52　1行目

なお、重点戦略1については、・・・

修正後	修正前
p. ７０　図の番号 図１６　重点戦略１の評価指標	p. ５２　図の番号 図１５　重点戦略１の評価指標

修正後	修正前
p. ７２　図の番号 図１７　重点戦略２のイメージ	p. ５４　図の番号 図１６　重点戦略２のイメージ

修正後

p. ７２　１行目

平成３２（２０２０）年度末の・・・一方では利用した市民の意見等も踏まえることとします。

重点戦略２の実現に向けては、次のようなスケジュールで進めます。アーカイブについては、まず試験的に運用し、課題等についての検討を行います。その後、重点戦略１のポータルサイト構築と合わせてアーカイブの立ち上げを目指します。立ち上げ後は、課題の検討を含め、継続的にアーカイブの強化を進めていきます（図１８　重点戦略２のスケジュール）。

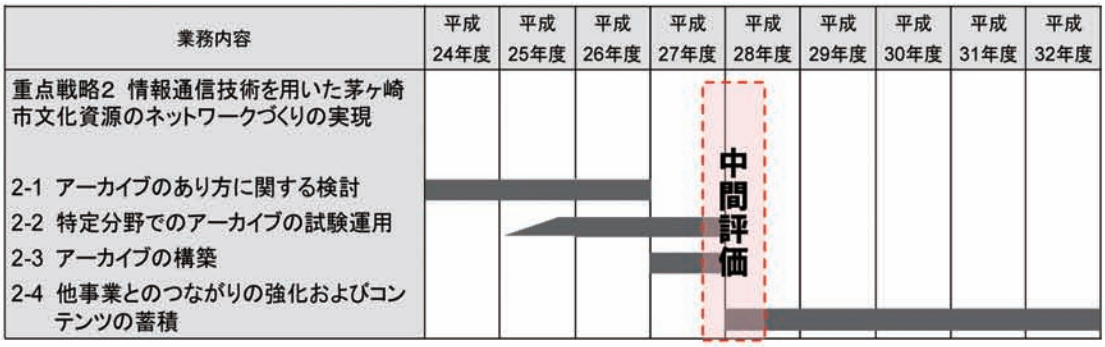

図１８　重点戦略２のスケジュール

なお、アーカイブの蓄積については、アーカイブに２０以上のコンテンツ（創作物）の蓄積、また活用した事業については１０事業を目標数値とします（図１９　重点戦略２の評価指標）。

修正前

p. ５４　１行目

平成３２（２０２０）年度末の・・・一方では利用した市民の意見等も踏まえることとします。＿＿＿アーカイブの蓄積については、アーカイブに２０以上のコンテンツの蓄積、また活用した事業については１０事業を目標数値とします。（図１７　重点戦略２の評価指標）

修正後	修正前
p. ７３　図の番号 図１９　重点戦略２の評価指標	p. ５５　図の番号 図１７　重点戦略２の評価指標

修正後	修正前
p. ７４　４行目 生涯にわたって学習していくためには、・・・、市民のうち特に次世代を担う子ども達の豊かな創造性、感受性をはぐくむことを目的とした・・・	p. ５６　４行目 生涯にわたって学習していくためには、・・・、次代　　を担う子ども達の豊かな創造性、感受性をはぐくむことを目的とした・・・

修正後

p. ７４　１７行目

本戦略における取り組みとして・・・愛着心を持ち、未来を創造する力をはぐくむことができるようになることを目指します。

重点戦略３の実現に向けては、次のようなスケジュールで進めます。児童・生徒を対象としたアウトリーチ事業を進める中で、対象の拡大について検討し、実施を目指します（図２０　重点戦略３のスケジュール）。

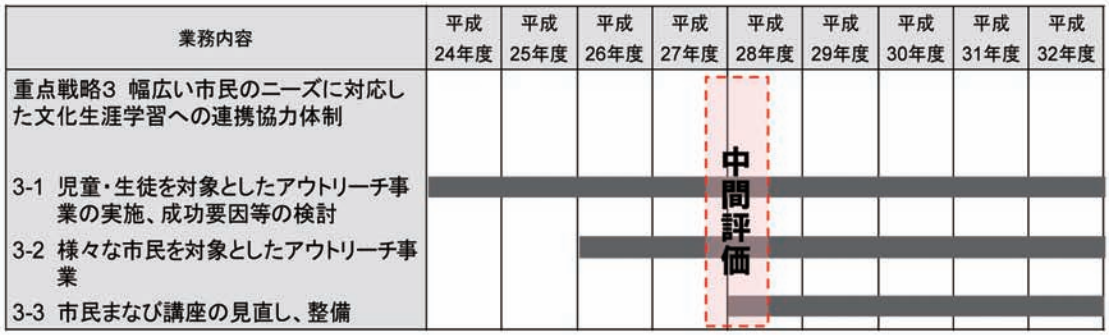

図２０　重点戦略３のスケジュール

評価にあたっては、学校等の活用状況に加え、・・・

修正前

p. ５６　１７行目

本戦略における取り組みとして・・・愛着を持ち、未来を創造する力を育むことができるようになることを目指します。

評価にあたっては、学校等の活用状況に加え、・・・

修正後	修正前
p. ７５　図の番号 図２１　重点戦略３の評価指標	p. ５７　図の番号 図１８　重点戦略３の評価指標

修正後	修正前
p.　８２　４行目 イ　文化芸術を通して次世代を担う子ども達の育成を行います。	p.　６３　１行目 イ　文化芸術を通して次世代を担う青少年＿の育成を行います。

修正後	修正前
p. ８３　（５）文化遺産に関する啓発 ・・・学びにつなげ、愛着心を持ち、後世に引き継いでいくため、・・・	p. ６１　（５）文化遺産に関する啓発 ・・・学びにつなげ、愛着＿を持ち、後世に引き継いでいくため、・・・

神奈川県立鶴嶺高等学校
1～3 年生生徒作品

＊本プラン冊子を作成するにあたり、以下の学校の皆さまにご協力いただきました。
心より感謝申し上げます。（表紙の書道作品、章扉の作品、50音順）

神奈川県立寒川高等学校
神奈川県立茅ケ崎高等学校
神奈川県立茅ケ崎西浜高等学校
神奈川県立茅ケ崎北陵高等学校
神奈川県立茅ケ崎養護学校
神奈川県立鶴嶺高等学校

茅ヶ崎市文化生涯学習プラン

平成２４（２０１２）年３月発行
４００部作成

発行 茅ヶ崎市
編集 文化生涯学習部文化生涯学習課
〒２５３－８６８６
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１番１号
電話 ０４６７－８２－１１１１
FAX ０４６７－５８－４２６５
ホームページ http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/
携帯サイト http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/

携帯サイト
QR コード

※この冊子は、再生紙を使用しています。

みんながまなび未来を創造する
文化生涯学習のまち　ちがさき